

第五部 思想團體及思想運動

概 說	六五七
第一篇 社會主義的運動	六五六
第一章 社會主義的團體の設立及解散	六五六
第一節 社會主義的團體の設立	六五六
第二節 社會主義的團體の解散	六五九
第二章 社會主義的團體及個人の活動	六六一
第一節 社會主義的團體及個人の活動	六六一
第二節 其他の社會主義的團體及個人の活動	六六二
第三章 特殊事件	六六五
日本共產黨事件	六六五
第四章 學生運動	六六九
第五章 藝術家の運動	六七三
第六章 婦人運動	六七五
第七章 水平運動	六七六
第八章 植民地に於ける運動	六八一
第一節 朝鮮	六八一
第二節 臺灣	六八五
第九章 社會主義運動の取締及對策	六八七
第二篇 國家主義的運動	六九〇
國家主義的及國粹團體一覽	六九九

概説

昭和九年に於ける思想運動は各方面に於て昨年下半年に陥つた不振状態の繼續であつたと云ひ得るであらう。と云ふより寧ろ一層その不振の度を深めて行つたかに見える。此種運動の指導的地位にある日本共産黨は昭和七年以來の政府の徹底的掃滅の方針によつて絶えず弾壓を受けつゝあるために、そしてまた滿洲事變勃發以後の急

變せる社會情勢の壓力のために一切の運動の部面を奪はれて僅かに地下に餘命を保つてゐるに過ぎない。昨年山本正美が非常時共産黨潰滅の後をうけて再建工作に努力しつゝあつたが二月より十一月に至る連續的檢舉によつて再建運動は停頓するに至り、更にその後を野呂、宮本、秋笹等が受けて、中央書記局を確立し、黨組織の再建擴大に進まんとしたが、指導者野呂宮本が相次で檢舉せられ、次で本年それ等中央部によつて行はれた私刑による清黨運動が暴露されるに及んで再建工作が相次で暴露せられ本年一月より五月に至る檢舉によつて再建組織の全てが再び破壊されるに至つた。更にまた左翼文化運動を統一指導しつゝあつたプロレタリア文化聯盟は打續く弾壓と上記の社會的情勢に影響せられて、その運動が次第に沈滞しつゝあつた矢先昨年佐野、鍋山等初め共産黨指導者の相次ぐ轉向によつて、陣営内には異常の混亂と動搖を生ずるに至り、昨年下半年よりその運動は一層不振に陥つて了つた。本年は更に外廓諸團體の處罰規定を含む治安維持法改正案の議會提出に脅されて、昨年來不振を續け陣容の立直しに苦惱を續けつゝあつたコップの最有力團

體たる日本プロレタリア作家同盟が本年二月自ら解體するに至り、續いて七月有力加盟團體日本プロレタリア演劇同盟が解體するに至つて文化聯盟は實質上解體の已むなきに立ち至つた。

ナルプ、プロット等コップ加盟團體中最強最大の團體の解體そして左翼文化運動の統一的指導機關たるコップ自體の解體によつて、左翼陣營は脆くも崩壊するに至り只僅かに勞農救援會のみが残存して左翼の傳統を死守することゝなつた。

植民地における解放運動は滿洲事變以來朝鮮及び臺灣の左翼運動が一時活況を呈するに至つた。朝鮮に於ては全鮮各地に相次で共産黨運動が行はれるに至つた、本年も未だ各地に行はれた此種運動はその數に於て著しいものがある。然し乍らそれ等の共産黨運動の多くは中央の統制を有せず、相互に全く連絡なき地方的騷擾に留るものが多い。本年は運動のこの分散的傾向を清算し、運動の統一をはからんとする意圖がその二、三のものに見らるゝに至つたが。

臺灣に於ても滿洲上海兩事變は左翼非合法運動に拍車を加へる結果となり、臺灣文化協會、臺灣農民組合は昭和六年頃より何れも共産黨の影響下に入り、活潑なる運動を開始するに至つた。然しこれも昭和六年以降引續く檢舉により昨年全くその組織を破壊され本年も只僅かに臺灣自治制の確立を單一目標とする臺灣自治聯盟がその目的に向つての運動を續けてゐるのみである。

一方國家主義運動は、滿洲事變勃發以來華々しい活躍を開始し、その最盛期を現出するに至つたが、然し五・一五事件を頂點とし、以後國內諸情勢の變化に伴ひ次第に沈靜に歸し昨年より本年にかけては、各團體とも却つて内部に底流する思想的のまた人的の對立矛

循の激化によつて混亂動搖を生じ、抗争分裂相續いてその最盛期に於けるが如き影響力甚大の對外的活動は一切影をひそめて了つてゐる。國家主義運動をかゝる沈滞状態から救出せんとする國家主義諸團體の統一合同の運動も、昨年その目的の下に結成された愛國運動一致協議會が、本年は何等の效果的活動をも示さず、従つて統一合同による運動の建直しも未だ急速に實現される様子もない。

第一篇 社會主義的運動

第一章 社會主義的團體の設立 及解散

第一節 社會主義的團體の設立

社會主義的運動の一切が滿洲事變勃發以後急激なる變化をなした客觀的情勢に壓せられて停滯若くは後退の状態にある時、この種團體の新なる設立が絶無に近いのもとより當然の事に過ぎない。それでも昨年度に於いては反ファツシヨ、暴壓反對を標榜する數個の團體が簇生したが、本年は既成左翼諸團體の解散、解散が備えられるのみで、此種の自由主義的團體の新設すら見られなかつた。たゞ茲に特記すべきは日本プロレタリア作家同盟、同上演劇同盟等の左翼藝術家の諸團體が解散されて行つたのに反し、從來絶えざる内部的抗争のため分裂に分裂を重ね不振を傳えられてゐた舊勞農藝術家

聯盟の二派——勞農文學派と新文戰派——の合同が本年二月完成され勞農藝術家聯盟が更生した事であらう。

勞農藝術家聯盟の結成

舊勞農藝術家聯盟は昭和七年六月に解散し、解體後直に同人は左翼藝術家聯盟を結成したが、前田河、葉山氏等一派は直に左翼を脱退してプロレタリア作家同盟を組織し、青野、金子氏等の左翼殘留派と相對立するに至つたものであるが、昨年末頃より勞農派荒畑寒村氏の斡旋により兩派の合同工作が進められる事となつた。

即ち同年十二月十七日、同月二十五日及び本年一月十日に合同準備委員會が、更に本年一月二十二日合同委員會が開かれ、兩派歩寄りの結果、二月四日合同大會が持たれるに至つた。同大會に於て勞農藝術家聯盟の舊稱踏襲を初め、新聯盟の綱領・規約、合同宣言及び新役員、機關紙名（「新文戰」）等が決定された。新聯盟の綱領並に規約は次の通りである。

綱領

- 一、本聯盟はプロレタリア藝術發展のために闘ひ、この闘争を通じてプロレタリア階級の解放に貢献せんことを期す。
- 二、本聯盟は合法的場面に於いて組織的活動によつて所期の使命を遂行せんことを期す。
- 三、本聯盟はあらゆる形態をもつてせるブルジョアジの藝術と戦ひ、もつて所期の目的を貫徹せんことを期す。
- 四、本聯盟はプロレタリア藝術内部の右翼的及び極左的偏向と闘ひもつて正しきプロレタリア藝術を完成せんことを期す。

規約

一、名稱——本聯盟は勞農藝術家聯盟と稱す。

二、本聯盟は本聯盟の綱領及び諸種の決議の貫徹をもつて目的とす。

三、構成——本聯盟は本聯盟の綱領、規約を承認し、本聯盟の活動に積極的に参加する藝術家及び、その直接助力者をもつて構成せる合法組織なりとす。

四、機關——本聯盟に次の機關を設く、總會、執行委員會、擴大執行委員會、書記局、文學部、文學研究會、支持者會。

五、總會——總會は本聯盟の最高決議機關にして春秋二期執行委員會の召集によつて開催す。

六、執行委員會——(イ)執行委員會は總會より次期總會までの本聯盟の執行機關にして總會によつて選出され、その員數は總會の都度之を定む。(ロ)執行委員會は書記局を選出し、諸役員を任命し、必要に應じて各種の委員會を設置す。

七、擴大執行委員會。(略)

八、書記局。(略)

九、文學部。(略)

一〇、文學研究會。(略)

一四、財政——(イ)本聯盟の財政は聯盟員の負擔する聯盟費をもつて基本とす。聯盟費は毎月一圓とす。

一五、機關紙——(イ)本聯盟は月一回機關紙「新文戦」を發行し本聯盟及び聯盟員の活動を反映す。(ロ)機關紙の編輯は執行委員會之を掌り處理す。(ハ)本聯盟は聯盟ニュースを發行し随時に聯盟員及び支持者に聯盟の活動を報道す。

役員(執行委員)

前田河廣一郎、金子洋文、楡六郎、伊藤永之助、青野季吉、北村巖、鈴木清次郎。

第二節 社會主義的團體の解散

1 日本プロレタリア作家同盟の解體

日本プロレタリア作家同盟(ナルプ)は一九二九年二月創立以來前後六年日本プロレタリア文學運動の陣頭に立つてその指導的勢力として華々しい活躍を續けて來た。昭和七年日本プロレタリア文化聯盟が結成されてからは、その主要なる一構成要素となつて他の加盟諸團體と共に左翼文化闘争を闘つて來た。然るに我支配階級の絶えざる彈壓と、滿洲事變勃發以來日増しに烈しさを加えて來た反動的勢力の強壓などのため一切の左翼文化運動はその合法性を封鎖されて活動部面を甚しく狭められるに至つた。かくてナルプ構成員はこの困難な情勢の下に於いて活動の自由を失ひ、事實上組織から離脱して行つた。加ふるにナルプ内部の對立抗争などあつて、同盟の活動は昨年下半年頃から著しく不活潑となつた。即ち一般に創作活動は不振に陥り、機關紙の定期發行は亂れ、組織活動の全體的統制は弛緩して、その組織に著しい衰退が見られるやうになつた。

かゝる同盟の情勢は遂にナルプの解體に迄進むの外なかつた。本年二月十二日遂に第三回擴大中央委員會は解體の聲明書を發表するに至つた。斯くナルプが自發的に解體しなければならなかつたのは大體二つの重大な原因によるものと見られてゐる。即ち其一つは日

毎に烈しさを加へて來た客觀的情勢の壓力であり、今一つは近く實現されんとしてゐる治安維持法の改正による新なる障害の發生である。

2 日本プロレタリア文化聯盟(コップ)の解散

コップは昭和七年十一月左翼文化運動の指導的中央部として確立されたもので、その加盟團體としてはプロット、ナルプ以下十團體を有してゐた。コップ結成と同時にナルプ初め各加盟團體は一齊に方向轉換を行つて、運動の基礎を工場・農村に置くに至つてから、その組織と運動とは著しく強化されて行つた。之がためコップ並に加盟諸團體に對する彈壓は更に強化されるに至つた。引續く檢舉によつて藏原、宮本、山田等の優秀なる指導者を次々に引抜かれ、新生共産黨潰滅後は、殆んどその活動を停止するの已むなきに至つた。一方有力なる構成分子であつたナルプ及びプロット等の藝術團體も昭和八年以半期には打續く彈壓と、客觀的状態の激しい變化とに押されてその活動は不振に陥り、組織に著しい衰頹を見せるに至つた。この最も有力なる兩藝術團體の活動不振はまた他の加盟藝術團體の全般的不振を象徴するものであつた。即映畫、寫眞家、音楽家の各同盟の活動も何れも停滯の状態に陥つた。かくて前項記載の如く、本年二月先づ作家同盟が解體を聲明するに至つたのである。加盟團體中最有力なるナルプの解體はやがて文化諸團體の中央部たるコップの崩壊を裏書するものとして注目されてゐたが、三月二十四日コップ常任中央協議會は、ナルプの解體に對し、書記局の名をもつて

「プロレタリア文化諸團體再組織に關する提案」を發表し、ナルプの解體による文化組織の全面的崩壊を阻止しやうとする意圖を示した。しかし再組織提案も期待に反し何等の成果も齎すことが出来なかつた。之より先既に加盟團體中の戰闘的無神論者同盟、プロレタリア科學同盟、プロ・エス同盟等は全く合法的活動を鎖されて居り音楽家同盟、寫眞家同盟、美術家同盟等は相前後して解散し、最後までコップの陣營を守つてゐたプロットが七月十五日、正式に解散するに至つてコップは實際的勢力の悉くを失つて遂に解體せざるを得ざるに至つた。

3 日本プロレタリア演劇同盟(プロット)の解散

日本プロレタリア演劇同盟は、ナルプとともにコップの最も有力なる加盟團體として活動を續けて來た。昭和七年の方向轉換以後その活動の全盛期を現出するに至り、其期に於けるプロット所屬の専門劇場は全國に亘り十九ヶ所に及び、同盟員は四千に上るといふ盛況であつた。しかしプロットも他の左翼文化諸團體と同じく、その活動が強化され、組織が擴大されると同時に之に正比例して強化せる彈壓を受け、と同時に他方では滿洲事變以後の國內情勢の急激なる變化と經濟的苦惱のために、昨年は、殊にその下半期に於ては組織創造兩活動ともに極度の不振に陥つた。本年ナルプその他のコップ加盟各團體が相次で脱落解體して行く中であつてプロ・キノとともに最高までコップの陣營を固守してゐたが、遂に時勢に抗する事を得ず、七月十五日正式に解體するに至つた。

尙左翼文化團體の一員として、ソヴェート文化の紹介のための活動を續けて來たソヴェート友の會も、打續く彈壓に書記局を破壊され合法性を失つたため、本年七月聲明書を發して正式に解體した。

第二章 社會主義的團體及び

個人の活動

第一節 社會主義的團體及個人の活動

ナルプ、プロット以下十を算する加盟團體を擁して左翼文化運動を統一指導しつゝあつたプロレタリア文化聯盟が、本年ナルプ、プロット等の有力團體を初めその加盟團體の大部分を失ふに到つて、遂に實質的に崩壊するに至つたため、之等の團體を中心に展開され來つた左翼運動は全く停滯の状態に陥つて了つた。たゞ此種の團體としては日本勞農救援會が獨り命脈を保つて、本年も引續く災害に對する勞農大衆の救護に、無産者診療の事業に、それ／＼の方面の活動を續けて來た。併し乍らこの残された唯一の左翼團體たる勞農救援會すら、本年は混亂と沈衰のうちに終止したと云はざるを得ないのである。以下勞救本年の運動を概観することゝしやう。

日本勞農救援會

昭和八年秋本部及支部を襲つた彈壓によつて受けた痛手から完全に回復する事なしに勞救は更に多難の昭和九年を迎えた。先に全農全會、勞農辯護士團と二つの強力なる支持團體を失つた勞救は更に本年はまたコップの支持を失つた。之等の支持團體をもつてその機

關を構成してゐた勞救にとつて、上記の支持諸團體を失ふ事は直ちにその機關の、従つてまたその組織の滅亡を意味するのであつた。即ち機關紙を初め出版物の發行は不能に陥り、全國的な連絡は遮られて、之がためその活動は著しく阻害されるに至つたのである。しかしかゝる頽勢にも拘らず、本年三月の函館大火を初め關西風水害東北飢饉など次々頻發した災害に際し、その都度救援委員會を組織して罹災勞働者・農民に救援の手を差延べると同時にまた日活、日興の爭議應援、東京市電爭議の應援等の活動を行つてゐる。勞救本年の主なるカンパ及びその活動を列記すれば左の如くである。

三月、函館大火災救援カンパ 四月、第一回全體會議(大阪) 五月、本部員補充(水沼) 六月、事務所移轉、農繁期託兒所設立の指令 七月、夏期兒童救援カンパ、北陸水害、朝鮮水害救援カンパ 八月、南鮮水害救援カンパ、日活日興爭議應援カンパ、東京スト應援カンパ 九月、東交スト應援カンパ、關西風水害救援カンパ 十月、東北飢饉カンパ、事務所移轉 十一月以降、南葛診療所閉鎖、東北飢饉カンパ。

尙本年四月二十一日大阪に於て、實質的には大會に代るべき全國代表者會議が開催される筈であつたが、彈壓のため流會となつた。この會議は同月十九、二十日の兩日開會の豫定であつたが、京都、神戸兩支部の代議員不參のため、全代會議は二十一日に延期されたもので、開催豫定日であつた兩日には大阪、和歌山、新潟等各支部よりの出席代議員十一名によつて全代會議に上提すべ議案の豫備審議が行はれた。

同代表者會議に上提審議さるべきであつた議案は次の十一件であ

つた。

- 一、組織活動方針の件
- 二、事業活動方針
- 三、技術者獲得の方針
- 四、出版教育活動方針
- 五、児童の保護救援の件
- 六、ストライキ・小作爭議應援方針の件
- 七、委員会との関係について
- 八、他の團體加盟に對する方針
- 九、他團體との組織關係に就て
- 十、財政活動方針
- 十一、本部確立の件

勞農救援會支部中本年最も效果的な活動を行つたのは大阪支部であらう。大阪支部所屬の片町診療所は昨秋、三島診療所は（昭和六年創立）本年一月彈壓のため閉鎖の已むなきに到つたが、東成診療所は七月創立一週年を迎え、新に確立された經營委員會の經營に移され發展の一路を進んでゐる。更に本年七月片町診療所の設備を繼承した築港診療所が開設せられた。また七月には大機爭議の應援を行ひ九月風水害に際しては救援隊を組織し、二十一日より二十六日に亘り、主として東成區、港區の罹災無産者に對し醫療救援の活動を行つた。

第二節 その他の社會主義的團體 及個人の活動

一昨年以來日本共產黨並にその外廓諸團體の徹底的掃滅の方針は繼續され、今年も全国各地において檢舉されるに至つた、此種の事件は夥しい數に上つてゐる。日本共產黨中央部に關する事件については本篇第三章に之を記述することとし、今茲には中央部と連絡ある事件にて各地方官憲によつて檢舉されたもの、若くは中央部と連絡なきか又は有無不明の地方的團體若くはグループの活動を列記し

て置くことにする。

【關西地方】

△再生共產黨神戸市委員會（昭和八年）——神戸市委員會は昭和七年十二月委員長保科以下の大量的檢舉によつて破壊されてゐたが翌八年二月萬波忠三郎指導の下に再生、同年の反建國祭運動より地下に活動を始め、赤色メーデー、縣廳、市役所、裁判所等の襲撃を企圖し暗躍中、八年七月より同年九月に至る間に指導者萬波以下關係者四百七十六名檢舉、うち四十八名起訴（起訴保留五名、起訴猶豫四〇名）され再建委員會は再び破壊された。

△勞農救援會代表者十一名檢舉（大阪）——本年七月二十一日、勞農救援會は大阪市大正區岩井氏方にて第一回全國代表者會議を開催せんとし、本部書記長太田武雄以下各地代表集合せるところ、開會前全代表者檢舉された。

【關東地方】

△黨神奈川地區再建（三月）——神奈川地區は昭和八年十月の一齊檢舉によつて潰滅状態に歸してゐたが、本年初頭より木島隆明の指導下に、武者秀雄、金相植、玉昌基等が責任者となつて同地區並にコップ組織の再建運動が進められ、本年二月頃迄に黨京濱地區委員會が結成されるに至つた。然るに指導者木島が二月末リンチ事件關係より東京にて檢舉され、三月武者、金、玉、以下十六名が鶴見にて檢舉され組織は再び破壊された。

△千葉縣黨組織再建——四月二十一日、オルグ石橋廣吉、伊藤勲以下五十四名檢舉。

△常總鐵道従業員赤化——（茨城）一月末より二月六日に至る間同

鐵道従業員二十一名検挙、うち三名四月七日起訴、左翼組合の組織。

△古河町工場赤化事件——三月十日大澤伊三郎外十一名検挙うち大澤外六名起訴、日本繊維労働組合茨城支部準備會の結成。同事件に關し四月六日更に八名を検挙。

〔中國地方〕

△廣島四・二六事件——四月二十四日廣島市各工場地帯、廣島高校廣島郵便局等より日本共産黨中國地方廣島委員會その他の外廓諸團體關係關谷源一以下五十九名が検挙され、更に六月二十三日廣島高校騒動に活躍せる同校自治學生會所屬生徒その他四十二名及同校先輩東大生四名、京大生三名計四十九名が検挙せられ、總檢舉者一〇八名中七十三名送局うち關谷以下二十一名が治安維持法違反にて起訴された。事件の内容は次の如くである。

廣島の黨組織は昭和七年一〇・三〇事件検挙によつて潰滅してゐたが、中央部は同地方の組織確立を期して昭和八年四月關谷源一をオルグとして派遣し組織活動を開始した。關谷は一〇・三〇事件に連座して起訴を免れた三戸信人と連絡して残留分子を獲得して黨中國地方廣島縣再建委員會を結成し、メーデー闘争、市會選舉闘争、公判闘争、廣島郵便局細胞組織、全協組織活動等に活躍した。ために同年六、七兩月一部の検挙を見たが、指導者關谷、三戸、小川は黨中國地方廣島縣オルグ會議を組織し、更に同會議の指導下に縣下の黨及外廓諸組織の統一的活動を行はしめるため黨員及未組織分子を含めて突撃隊を編成、九月頃より吳海軍工廠帝人岩國工場、西部鐘詰工場等の従業員に呼びかける一方廣島高

校内に自治學生會及學内資金網の確立に力めた。更に本年に入つては吳工廠、廣島高校、專賣局、國鐵の各突撃隊を編成し、廣高騒動には突撃隊を通じて之を指導しつゝあつたものである。

〔九州地方〕

△福岡小學教員赤化事件(昭和八年)——同年八月福岡縣下にて福岡師範專攻科生稻永仁、訓導安武東陽男以下教員十八名その他六名検挙、新興教育同盟支部準備會の組織。二十四名中上記稻永、安武の二名は起訴せられ、福岡地方裁判所の公判に付せられたが本年十月稻永懲役二年六ヶ月、安武同二年の判決言渡があつた。

△九州地方委員會事件公判——昭和八年二月十一日の福岡縣に於ける検挙によつて三百五〇名の検挙を見るに至つた日本共産黨九州地方委員會を中心とする治安維持法違反事件につき、起訴者五〇名にかゝる公判は本年六月二十一日より福岡地方裁判にて開延、七月二十六日被告五十五名に對し左の如き判決言渡があつた

〔久留米關係〕 ▲徵役二年六ヶ月 宮崎榮、樋口國英、高口松一中島春子 ▲同二年榊田善次外一名 ▲同一年六月赤司見吉、外に執行猶豫四名。

〔行橋關係〕 ▲二年六月 高橋武種外一名〔袖須關係〕 ▲同二年(猶豫四年) 川口政吉一名〔早良關係〕 ▲同二年六月 平田、石橋 ▲同二年 松永、外に猶豫二名〔直方關係〕 ▲二年六月 稻葉外に猶豫三名〔八幡關係〕 ▲同三年 林、佐伯 ▲同年六月 下澤下平 ▲同二年香月 安田、馬場、外に猶豫四名。

△佐賀縣武雄の治安維持法違反事件(昭和八年)——昭和八年八月五日より同月三十一日迄に佐賀縣武雄町に於て四十六名が檢舉

された。共産主義運動を目的とする文藝研究會の組織。指導者格の縣立中學教諭松尾弘及田中隆治、釘町操一郎の三名が起訴された。右三名にかゝる公判は本年十月佐賀地方裁判所にて開廷、十一月六日各懲役二年執行猶豫四年の判決言渡があつた。

△熊本地方委員會事件（昭和八年）——昭和八年二月十七日熊本縣下に於て一四二名が檢舉され、本年五月右のうち指導者矢田磨志、山口隆喜以下十四名が治安維持法違反にて起訴された。事件の内容として伝えられるところは左の通りである。

昭和七年七月の檢舉によつて破壊された縣下の黨細胞再建のため、同年日本共産黨九州地方委員會オルグ矢田磨志及全協山口志隆が責任者となつて熊本地方委員會を組織し、同年十一月熊本電氣軌道従業員の罷業を指導せるを初めに、熊本電氣、長野、鐘紡兩製絲熊本專賣局その他の従業員に働きかけて組織の擴大を圖る一方矢田責任者となつて全農全會熊本地區協議會を結成縣下八代高瀬、松橋各町村に各會員百名の農民組合を組織して農村への浸潤を企圖しつゝあつたものである。

矢田以下十三名にかゝる公判は本年九月十七日より熊本地方裁判所にて開廷、九月二十九日判決言渡があつた。

▲徴役五年 山口隆喜▲同四年 矢田磨志▲同二年六月 益田丈志▲同二年 龜丸、笠井、桑原、田邊▲同一年六月 西山弘治（以上何れも未決二百日內至一五〇日）。大石武雄外三名懲役二年五年——三年間執行猶豫）

△熊本小學教員赤化事件（昭和八年）——十二月二十四日熊本縣下小學校訓導古閑勇外十三名檢舉、古閑、田代官次、吉井のぶの

三訓導及田北一郎の四名が治安維持法違反にて起訴された。事件は昭和七年五月以降古閑、吉井、田代が中心となつて新興教育同盟支部準會を結成し、組織の擴大強化を計つたものである。

【東北・北海道】

△凶作地赤化事件（青森縣）十一月二十二日縣下弘前、黒石兩地に於て十七名檢舉、二十八日青森市に於て九名檢舉、縣下農村凶作救援會を組織し凶作地農民の赤化の容疑による。

△秋田地區組織事件——十一月二十三日秋田縣下秋田、土崎、大曲等の各地で十五名檢舉された、縣下に於ける農村細胞の組織運動の容疑。

△北海道全協系組合組織事件——五月五日室蘭、苫小牧、鶴川、伊達、帶廣、野付牛の各地にて二十六名檢舉、室蘭、輪西の軍需工業地帯に全協系金屬労働組合の組織を計畫せるもの、オルグ全協金屬平野宗以下各地區責任者八名が起訴された。

【中部及北陸地方】

△長野教員赤化事件（一・四事件）公判——昭和八年二月四日縣下の一齊檢舉により學校教員一三八名、その他四七〇名計六〇八名の檢舉者（うち七十六名起訴）を出した全協共青關係の治安維持法違反事件のうち教育労働關係の被告芝草要以下二七名の公判は本年三月十四日以降引續き長野地方裁判所にて開廷され。五月二十一日判決言渡があつた。うち主なるもの左の如くである。

▲懲役四年 藤原光▲同三年六月 芝草要、小松俊藏河村卓▲同三年 石澤泰治、西條億重▲同二年六月 山田國廣、濱浪雄、高地虎雄、名取簡夫、今村治郎、河原廣三、丸山義太（以上何れも

未決通算一八〇日) ▲清水宗雄以下十五名は何れも懲役二年、四年間執行猶豫。尙藤原以下十三名の控訴公判は本年九月東京控訴院にて小中裁判長係り審理の決果十月九日左の如き判決言渡があつた。

▲懲役三年 藤原 ▲同二年 芝草、山田、濱浪、小松、石澤、丸山、名取、今村、河村、河原、高地。

△山梨縣都留郡赤化事件——十月七日縣下南北兩都留郡に於て小林悌二以下十六名檢擧、プロレタリア科學同盟郡内地區の結成。

△新潟共產黨再建事件——四月二十一日縣下新潟、新發田、村上葛塚、巻、燕水原の各地に一齊檢擧が行はれオルグ石橋廣吉以下五十八名が檢擧された。事件は、昭和八年三月黨中央部より派遣された伊藤勳、石橋は再建組織の指導部として新潟黨フラク會議を組織し、續いて同年十二月黨新潟縣委員會を結成する一方全農全會を中心に縣農村の組織並に全協系組合諸外廓團體の再建を企てたものである。

△富山共產黨再建事件(昭和八年)——昭和八年十月二十三日の一齊檢擧により高井勇以下七十三名檢擧、うち高井以下十一名が起訴された。同年八月頃より高井がオルグとなつて日本共產黨富山地區委員會を結成せるものである。高井以下十名にかゝる治安維持法違反事件公判は本年六月富山地方裁判所にて開廷、六月二十一日及八月二十五日に判決言渡があつた。判決は高井が懲役三年六月他は凡て懲役二年以下執行猶豫となつた。

△石川縣全協再建事件——五月二十三日金澤市を中心に縣下一齊檢擧が行はれ、爾後八月八日に至る間に九十三名が檢擧せられ、

井上健次郎以下六名が治安維持法違反にて起訴された。事件は昭和七年春より夏にかけて蓮沼寺西兩名が首腦となつて全員石支準並にナツプ石川支部を結成、同年秋は更に井上、李等が幹部に加つて中央部と連絡をとりつゝ縣下一帶の組織擴大の運動を續けつゝあつたものである。

△中部地方赤化事件——五月二十五日より三月十日に至る間に名古屋市に大檢擧が行はれ岩田隆夫以下一五七名が檢擧され、岩田以下十三名が治維法違反にて起訴された事件の内容は岩田が昭和八年四月破壊後の同地方全協組織再建のためオルグに就任し、六月頃より組織運動に着手し、後任鈴木正明の時に至り百數十名のメンバーを獲得して全協名古屋地區協議會を結成した。之と並行して岩田は昭和八年十月より青木菊竹等と共に共青名古屋市部委員會を組織する一方、同年九月頃より黨オルグとなつて鈴木、拓植と共に黨名古屋地區委員會を結成したものである。起訴者の主なるもの左の如し。

○黨名古屋市委員會委員長 岩田隆夫、共青名古屋市委員會委員長 菊竹善平 同上アジプロ部長 拓植清、平松保平(勞救)鈴木正明(全協)。

第三章 特殊事件

日本共產黨事件

1 共產黨リンチ事件

風間丈吉を中心とする所謂非常時共産黨は昭和七年十月の大檢舉によつて潰滅されたが、次で中央委員長山本正美が破壊の後を受けて黨再建のことに當り中央委員會及び書記局を再建確立した。然るに山本を指導者とする再建運動も昭和八年五月より八月の間に山本以下各首腦が檢舉されるに及んで再建工作は停顿するに至つた。かくて黨再建の運動は再建委員長野呂榮太郎を中心に宮本顯治、秋笹政之輔等によつて進められることゝなつた、然るに野呂は昭和八年十一月に檢舉せられ、その後をうけて實質上の委員長となつた宮本は同年十二月相次いで檢舉せられた。この黨並にその首腦部の連續的檢舉は黨内部に潜在するプロバカートの策動によるものであるとの疑惑を生ずるに至り茲に宮本を中心に黨内清掃を目的とする徹底的清黨運動が行はれるに至つた。昭和八年十二月二十一日東京赤坂區臺町における黨の秘密印刷所内で黨中央印刷部員大串雅美が制裁を受けんとして辛くも脱出自首したる事より、黨再建運動並に再建過程に行はれたリンチ事件——黨員小畑の殺害並に大泉兼藏、熊澤光子等の傷害監禁——その他——が發覺し、本年五月十日に至る迄に同事件關係者總數七三六名が檢舉されるに至つた。

所謂リンチ事件の内容詳細は未だ不明であるが、一般に發表されたところを綜合するに、リンチ事件を引起すに至つた今次の黨再建運動の概要は次の如くである。

非常時共産黨潰滅後の再建運動が、昭和八年五月山本等の檢舉によつて挫折するや、野呂榮太郎が再建委員長となり、宮本顯治、秋笹政之輔の三名にて中央書記局を構成して黨組織の回復擴大が進められたことは上述の如くである。

しかるに一〇・三〇事件（昭和七年十月檢舉）以來黨内において黨の小ブル化が問題となつてをり大衆團體フラクション・キャップ（分派責任者）松尾茂樹はこの再建ビュロー（書記局）がインテリ層出身者によつて獨占されたのに反對し労働者層出身者の大泉兼藏小畑達夫と共に中央書記局員等と會見黨指導部をインテリ層出身者が獨占することの不當をなじり、大激論の結果遂に書記局員等を理論的に克服し、宮本、秋笹兩名を書記局から除き、この兩名に代つて大泉と小畑を書記局員に昇格した。こゝに黨内における労働者出身者とインテリ層出身者との對立が激化表面化して來た矢先、インテリ層の再建委員長野呂が檢舉されてしまつた。野呂なき中央書記局は全く大泉、小畑、即ち労働者層出身者の手に歸したので宮本秋笹はこれに對立して宮本自ら中央委員長となつて大泉、小畑、等とは別個に中央書記局を構成し、大泉、小畑を葬りプロ文化聯盟並びに産業労働調査所出身者を以つて黨部の構成をなすべく企圖し、文書に大泉と小畑の排撃を掲げる等兩者の對立は日と共に尖鋭化して行き遂に昨年十二月二十四日付「赤旗」號外は、中央委員會の決定に基き黨最高指導者たる中央委員長大泉兼藏並に中央委員小畑達夫を自白によるスパイ挑發者と認定し黨一切の組織機關より放逐し、黨籍より除名する旨を發表した。かくて小畑、大泉、以下數名に對する私刑が連續的に行はれるに至つたものである。即ち斷罪の手はまづ小畑に下り、小畑は昭和八年十二月二十一日宮本、秋笹政之輔、木俣鈴子等によつて澁谷區幡ヶ谷のアデトにて査問を受けたる後刺殺され、次で本年一月十五日大泉及び熊澤光子が制裁を受けんとしたる時發覺檢舉となつたものである。リンチ事件の加害者若くは被害

者として同事件に關連し檢舉された者の氏名は左の如くである。

〔加害者側〕 中央委員宮本顯治(二七) 同、木島隆明(二七) 同、委員長逸見重雄(二六) 同、委員秋篠政之輔(三三) 同、袴田里見(三三) 同、谷川巖、中央印刷局長西澤隆二(三三) 同、局員田中實(二八) 同、(實妻)田中鶴子(二六) 同、高橋善次郎(二六) 同、水上シン(二八) 東京市委員長江東地區キヤップ、加藤亮、江東地區委員 林 鐘南(三三) 秋篠のハウスキーパー、木俣鈴子(二七) 木島の同、横山操(三三) 西澤の同、森井篤子(三三) 中央部レポーター、清水綾子、中央財政部副キヤップ、富士谷眞之助(三九) 帝大細胞長、牧瀬恒二(二六) 江東地區黨員 元容駿(三三) 同、朴思鼎(二七) 同、梁泰成、牧瀬ハウスキーパー、河田ユキ(二五)

〔被害者側〕 中央委員、大泉兼藏(三四) 同、財政部長、小畑達夫(三六) 同、部員 大澤武夫(二八) 中央印刷局員 大串雅美(三〇) 大泉ハウスキーパー、熊澤光子、黨江東地區、波多然(三〇) 印刷局長 西澤隆二(三三) 同、局員 高橋善次郎(二八) 全協委員長 小高保、黨中央委員 木島隆明(二六) 同袴田里見(三一)

2 共産黨中央部に對する判決

▲三・一五、四・一六事件控訴判決日本共産黨事件のうち三・一五並に四・一六事件被告是枝恭二以下所謂非轉向派に對する控訴公判は本年二月頃より東京控訴院に於て個別審理をもつて行はれて來たが、本年十月頃迄に夫々判決を言渡された。その主なるものは左の如くである。

▲懲役三年是枝操 ▲同五年(未決通算百三十日) 是枝恭二 ▲同三

年清家敏佳 ▲同八年井之口政雄 ▲同九年上野謙吉 ▲同十年(未決通算四百日) 福本和夫 ▲同九年(未決通算二百五十日) 齋藤久雄 ▲無期懲役市川正一 ▲懲役十五年(未決通算四百日) 國領伍一郎 ▲同十年(未決通算四百日) 徳田球一 ▲同十年(未決通算四百日) 志賀義雄 ▲同七年今野健夫 ▲同四年竹内文治 ▲同十年間庭未吉。市川、徳田等非轉向派十二名の上告審は本年十一月大審院泉二裁判長係りで審理され、十二月六日上告棄却の判決言渡があり、市川以下十二名の原審刑が確定した。

▲同上轉向派に對する控訴判決

三・一五・二六事件被告中佐野、鍋山、三田村、以下中央部轉向派獄内被告に對する控訴公判は本年三月二日より東京控訴院赤羽裁判長係り開廷せられ、五月十一日佐野以下首腦部五名に對する判決言渡を最後に凡の判決言渡を了つた。佐野以下主なる被告に對する判決は左の如くである。尙佐野以下五名は上告を取下げ服罪する事に決した。

▲懲役五年(未決通算二百五十日) 戸敷行盛 ▲同五年(五年間執行猶豫) 志賀多惠子 ▲同五年(未決通算四百日) 相馬一郎 ▲同六年(未決通算二百六十日) 中川爲助 ▲同五年雨森卓三郎 ▲同五年片山峯登 ▲同七年(未決通算五百五十日) 中尾勝男 ▲同十五年(未決通算五百五十日) ▲同十五年(未決通算五百五十日) 佐野學 ▲同十五年(未決通算五百五十日) 鍋山貞親 ▲同十五年(未決通算五百五十日) 三田村四郎 ▲同九年(未決通算五百五十日) 高橋貞樹 ▲同八年(未決通算五百五十日) 杉浦啓一 ▲同二年(執行猶豫五年) 西村祭喜 ▲同二年(執行猶豫三年) 杉山花子 ▲同二年

(執行猶豫五年、未決通算三百五十日)政金政平▲同二年(執行猶豫四年)鈴木政太▲同五年(未決通算四百日)松尾直義。

▲再建共産黨轉向首脳部並に新生共産黨事件被告判決

昭和五年七月の一齋檢擧によつて檢擧起訴されるに至り所謂再建共産黨(第三次共産黨事件)指導者田中清玄、佐野博及び川崎堅雄の三名にかゝる治安維持法違反事件公判は本年四月二十八日東京地方裁判に神垣裁判長開廷、六月九日左の如き判決言渡があつた。

懲役十五年 田中清玄、同十二年佐野博、同七年 川崎堅雄。

右の田中以下三名の控訴審は新生共産黨事件の風聞丈吉及兒玉静子の控訴審と併合して十一月六日東京控訴院宮城裁判長係りにて開廷され、十二月十五日左の如き判決言渡があつた。

懲役十一年 田中、同十年 佐野、同五年 川崎、同十一年

風聞、同三年六月 兒玉。

昭和七年十月の檢擧によつて破壊されるに至つた風聞丈吉、紺野與次郎を中心とする所謂新生(若くは非常時)共産黨事件關係者に對する治安維持法違反事件公判は昭和八年末より本年六月にかけて東京地方裁判所にて開廷され、六月十九日風聞に對する判決を最後としそれ〴〵判決言渡があつた。

その主なるもの左の如くである。

▲懲役十二年紺野與次郎▲同二年(執行猶豫三年)對島久子▲同八年錦織彦七▲無期懲役岸勝▲懲役六年(未決通算五百日)岩尾家定▲同十一年(未決通算百日)風聞丈吉▲同三年六月(未決通算百日)兒玉静子▲同三年(未決通算三百日)安富淑子▲同二年(執行猶豫五年)宮石三郎▲同六年源五郎芳晴▲同六年田井爲七▲同三年東

信夫▲同二年(執行猶豫五年)山我仁助▲同二年(執行猶豫五年)平良寛信。

以上の外昭和七年十月大森川崎第百銀行支店を襲ひ黨資金三萬餘圓を奪取せる所謂大森ギヤング事件並に元東京地方裁判所判事尾崎陸以下六名の司法官の赤化事件に關する治安維持法違反事件公判並に後者の控訴公判は何れも本年東京地方裁判所にて審理が行はれ判決言渡があつた。ギヤング事件の久喜一以下の判決および尾崎以下赤化司法官に對する控訴判決は次の通りである。

【ギヤング事件判決】

▲懲役二年永井駿▲同三年村尾薩男▼同三年(未決通算四百日)磯野信威▲同二年(執行猶豫三年)土居通光▲同二年(執行猶豫四年)柴田和夫▲同六年(未決通算二百五十日)立岡正秋▲同十五年(未決通算百日)久喜勝一▲同十五年(未決通算二百五十日)今泉善一▲同十年(未決通算百九十日)大塚有章▲同十年(未決通算二百四十六日)石井正義▲同八年(未決通算二百五十日)中村經一▲同七年(未決通算二百五十日)西代義次▲同六年(未決通算二百四十五日)三ツ木金藏▲同七年(未決通算二百四十五日)根岸長三▲同四年(未決通算百九十日)田村芳磨▲同五年(未決通算百九十日)大木利雄▲同二年(五年間執行猶豫)櫻井巧▲同八月(未決通算九十日)苗村權七▲同四月(未決通算九十日)伊藤定一。

【司法官赤化事件控訴判決】

▲懲役六年(未決通算三百日)尾崎陸▲同三年(未決通算二百日)瀧内禮作▲同三年(未決通算二百日)爲成養之助▲同二年(未決通算九十日)福田力之助▲同二年(執行猶豫三年)坂本忠助▲同八年(未

決通算二百日)西館仁▲同二年(執行猶豫四年)常井直俊▲同上白
井十四雄▲同上山本逸馬。

尙右の中瀧内、福田兩名は上告し、上告審は本年十月十一日大審
院泉二裁判長係り審理されたが、十一月一日上告棄却の判決言渡が
あつた。

第四章 學生運動

1 學生左翼運動

學生左翼運動も、一般の左翼運動不振の影響を受けて昭和七年を
最高潮として以後漸次萎微沈滞の状態に陥つてゐる。學生社會科學
研究會解散の後學園に浸潤して學生の此種運動の指導的地位を獲得
してゐた共產青年同盟初め左翼諸文化團體が數年に亘る間繼なき彈
壓のため殆んどその活動力を奪はれ、ために此方面に於ける指導的
勢力を失墜するに至つた事が學生左翼運動衰退の主要なる原因であ
らう。

文部省思想局の昭和九年度の調査によれば昭和十年四月末日迄の
大學、高校、専門、中學教職員等の全教育關係の思想事件總數は八
三件にて、前年に比し七四件減少、檢舉者數は三〇一名にて前年に
比し三六九名の減少となつてゐる。之をその頂點を示した昭和七年
度のものと比較すれば、事件數において二二五件の檢舉者數におい
て八六九名の、何れも激減となつてゐる。事件數並に檢舉者數の近
年の趨勢を見れば、思想事件總數は大正十四年一五、昭和四年一一

七、七年三〇八と激増、七年が最高潮となつて、これから一路下降
八年一五七、九年八三と漸く減じてゐる。これと共に檢舉者數は大
正十四年四五、昭和四年二九二、七年一、二七〇、八年六七〇、九年
三〇一となつてゐる。これを學校別に見るに、先づ大學から見ると
事件數七年度は帝大五七、官立三二、公立七、私立四九、八年度は
帝大四四、官立九、公立一、私立四三、九年度は帝大三九、官立一
公立〇、私立二〇で檢舉者數は七年帝大三二八、官立八一、公立二
一、私立二〇二、八年帝大二四七、官立三九、公立一三、私立一四
四、九年度帝大九八、官立一、公立〇、私立七三、かくの如く學校
別に見ても七年を最高として八、九の兩年は縮少の傾向を辿つてゐ
る。高等學校關係は事件數、檢舉數、處分者數、起訴者數共に大學
と同じく七年から八、九年と下り坂、先づ事件數は七年官立五五、公
立九、八年官立一二、公立二、九年官立五、公立〇、檢舉者數は七
年官立二四九、公立二七、八年官立一〇二、公立一七、九年官立八
〇、公立〇である。

最近三年の大學並高等學校に於ける事件數、檢舉者數、處分者數
および起訴者數は左表の如くである。

事件数	大 学					高 校		
	帝 大	官 立	公 立	私 立	計	官 立	公 立	私 立
七年	五	三	七	四	一五	五	九	一
八年	四	九	一	四	九	二	一	一
九年	三	一	一	二〇	五	一	一	一
七年	三六	八	二	二〇二	二七	二四九	一	二七
八年	二七	三	三	一四	九	一〇二	七	二八
九年	六	一	一	七	一	八〇	一	一
七年	一五	四	一	一四〇	一五	二〇八	一	二五
八年	一四〇	一	六	六	一	三三	三	一五
九年	五	一	一	三	一	三九	一	三
七年	四	一	一	四	三	三	一	三
八年	三	五	五	二四	四	七	一	四
九年	一	一	一	一	六	六	一	六

本年度各學校における左翼運動事件の主なるものは次の通りである。

【大學】

- △京都帝大―九月二十日三十名檢舉、共産黨京大細胞の組織。
- △大阪帝大工学部―四月十七日十名、同月三〇日一名檢舉、黨、共青フラクシヨン組織。
- △關西大學―四月二十八日法學部學生一名、豫科生二名檢舉、共青フラクシヨン。
- △東北帝大―六月十九日三名、同月二十七日法文學部學生三名、副手一名、その他仙臺高工、二高、東北學院生各一名檢舉、共青組織並にシンパ關係。
- △東京帝大―九月十七日法、經、醫、理、各學部一、二年學生十二

名檢舉、共青フラクシヨン再建。

【高等、専門學校】

- △神戸高商―二月十九日三名檢舉、資金網。
- △第五高等學校―昭和八年十月五高生西成外一名、九大生同高校卒平田琢磨が檢舉、治安維持法違反にて起訴せられた。熊本市内各學校に共青學生班を再建せんとしたものである。
- △廣島高等學校―六月二十三日、生徒四十二名檢舉、うち三十三名送局、吉本康二、正田誠一、岡本重康の三名が治安維持法違反にて起訴された。事件は本年六月同時に檢舉された日本共産黨中國地方廣島委員會關谷源一指導の下に校内に自治學生會並に廣校細胞を組織すると同時に校内に資金網を確立し毎月五〇圓内外の黨資金を供與し、更に今春四月同校に學生騒動起るや、上記三名

事件数

檢舉者数

處分者数

起訴者数

が指導者となつて機關誌「廣高戰士」を通じて學生の煽動宣傳をなせるものである。

△松本高等學校—昭和八年末共青再建運動で檢舉された三十名中色部外三名の在校生と中途退學者二名が起訴された。

△甲南高等學校—二月十二日、八名檢舉、赤旗讀書會員。

△浦和高等學校—二月一日、文科生昌山外四名檢舉、共青フラクシヨン。

△第四高等學校—八月十二日、文科生北杉外四名、十月五日、更に六名檢舉、再建運動。

2 學生自治運動

學生の自治要求を中心とする自主的運動は、昭和四年より六年に至つてその項點に達したが、爾來文部省並に學校當局の徹底的彈壓方針の採用、それに勞働運動、殊に左翼運動の衰退、ファツシヨ的氣運の擡頭などの諸事情から、騒動事件は急激に減少するに至つた。昭和八年度に於ては瀧川教授罷免に端を發する京都大學の自治擁護の全學的大運動によつて學生運動は異常の刺激を受けたかに見えたが、同年の此種運動には矢張衰退の傾向を認めざるを得なかつた。この近年の學生自治運動の衰退はまた左翼運動の衰退、殊に學内の進歩的學生の大量的追放に影響されるところが多かつたものであらう。本昭和九年に於ては七、八兩年度に比すれば騒擾事件の件數は遙に増加してゐる。然乍らその運動の質に於いては、數年前の如き激刺さを少しも認める事が出来ない。その多くは自由、自治の要求をめぐつての闘争ではなく、却つて學校當局者間の軋轢に基因する

第五部第一篇 社會主義的運動

騒動とか、處分學生若くは罷免教員に對する同情罷校の如きものがその大部分を占めてゐる。明治大學豫科(一月)、法政大學(二月)、廣島高等學校(六月)、和洋女子專門(六月)等は前者の主たるものであり、北大水産專門部(十月)、福島高商(四月)、山口高等學校等の事件は後者を原因とする騒動の主要のものである。本年中に勃發せる騒動事件中の主なるもの並にその原因若くは要求事項を示せば次の如くである。

大學

▲明大豫科(昭和八年十一月—二ヶ月間盟休)「要求事項」—豫科校舍、圖書館、講堂その他の増築。犠牲者絶對反對、授業料苛酷取立反對(一月三十日再燃)「要求事項」—理事改選期につきもの、利権屋の策動による明大騒動の根絶、人事行政の刷新、財政支出の紊亂 ▲法政大學(二月)岡村事務總長の引責辭職要求 ▲京大法學部(五月)京大事件一週年デモ ▲廣島文理大學(六月)武部學長就任反對 ▲北大水産專門部養殖科二年生五十六名(十月、五日間盟休)處罰學生同情、復校要求

高等專門學校

▲廣島高等學校(六月—九月、盟休)教授間の暗闘から生徒課長を解任一講師を罷免せる爲學生動搖し、六日より約一週間盟休、「要求事項」學内淨化、上浦以下三教授及二講師の辭職、八月二日紛擾責任教授五名免官、九月七日首謀學生を處分(除名三、退學七、一年停學八、謹慎一五) ▲山口高等學校(十月、盟休六日)處分學生の處分取消歎願 ▲福島高等商業學校(四月、二、三年生三百二十餘名盟休三日)四月七日綱紀紊亂の廉により文官分限令第

十一條第一項第四號に依り休職を命ぜられた五教官の罷免理由の明示を要求 ▲身延山祖山學院（十月、盟休八日）〔要求事項〕學生の自由、教授法改正、二教師排斥、昇格促進 ▲叡山學院（十月、盟休三日）舊制復歸要求 ▲横濱市立商業専門學校三年（十月盟休一日）處分學生同情 ▲東京高等工學校（十一月、盟休）昇格促進その他 ▲和洋女子専門學校（六月、盟休）學校經營者間の紛擾

右の諸事件のうち廣島文理大學及び山口高等學校の事件經過概要を左に掲げることとする。

▲廣島文理大學 同大學々長吉田賢龍氏が昨年二月以來辭意を洩らしてゐるので學内では之が後任として教授學生とも同學教授西普一郎氏を推しつゝあつたところ、本年五月齋藤兼攝文相はじめ文部省主腦部は省内人事刷新のため武部普通學務局長を學長後任に擬し、同月八日文理大側の全學的要望たる西教授昇任を拒否して武部氏を任命發表したので、文理大學生並に高師生は教授團と歩調を合して新學長排撃、西教授昇任の運動を捲き起こすに至つた。運動の經過概要は次の如くである。

吉田學長昨春辭意を表明するや學生は直ちに學生大會を開き、後任學長に西教授を推す事を決議し、全學之が實現を要望しつゝあつたが、本年五月上記の理由から文部當局が武部氏を後任に推す意向が明になつたため、學生は即刻學生大會を開催、代表委員三名を選定の上之を上京せしめて文部省に後任學長に對する陳情をなさしめた。學生一同は六月一日更に學生大會を開き、昨春來の西博士推薦の經過及び今回の運動が西教授就任を熱望するのみ

で何等他意なき事を聲明した。一方高等師範生も同一日に生徒大會を開き學部同様代表委員を上京せしめて、學部並に同窓會たる尙志會と共同戦線を張つて目的貫徹のため邁進する事となつた。

六月七日目的實現のため上京の吉田現學長と共に上京せる十一名の學生代表は文部省を訪れ齋藤文相へ歎願書を提出し、同夜同窓會本部より各方面に「西博士の學長就任を冀ふ」旨の長文の聲明書を發した。然るに文部省は翌八日最初の方針通り武部普通學務局長を學長に任命した。茲に運動は、武部學長排撃に一轉し、更に激化されるに至つた。即ち學長任命の報至るや全學生生徒は大會を開き、武部氏來任絶對反對の決議をなした。在京學生代表も抗争の意を明にし、聲明書を出して武部氏絶對反對の第一彈を放つた。文部省は形勢惡化の傾向を見て西博士を招致して學園鎮撫を計つたが奏效せず、武部氏は遂に十日辭表を提出するに至つた。かくて文部省は乾教授を學長事務取扱に任じて局面の收拾をはからんとするに至つた。學校側は之に對し十日午後日曜にも拘らず全學生生徒に登校を命じ教授委員並に學生生徒實行委員は夫々非公式教授會、學生生徒實行委員會を開催し共同聲明書を發して西教授推戴一點張で進むことに決定した。文部當局は之等一切の學校側の要望を拒否し、十二日の定例閣議で武部學長の免官を決定すると同時に乾教授を學長事務取扱に任命し、當分の間學長を置かずして學内の鎮靜をまつ方針に出でた。學長事務取扱任命發令に接し十二日午前開催の教授會は、之を受諾する事に一決した。學生及生徒側は緊急實行委員會を開き、事務取扱任命公報に對し學生側として云爲する事は越權行爲であるとの理由から、結

局教授會の方針に合流し、此任命をもつて西教授推舉運動の一段階として今後の運動促進をはかる事に決定した。同日午後全學生生徒參集の上経過報告會を開催、歸廣せる上京委員の経過報告の後、今後更に西教授推舉の組織的持久戦に入る事を決定して、學長騒動も一段落を告げるに至つた。尙松田新文相は八月二十一日に東京高等學校長塚原政治氏を後任學長に任命し同時に文相談の形式にて聲明書を發した。學校側は休暇中に拘らず、學部及高師の在廣學生生徒代議員集合種々協議の結果、先に態度を決定せる教授團に合し、西博士推戴運動を解消して塚原新學長を迎へ學園の向上を圖る事に決定し、其旨の聲明書を發し運動は茲に全く終熄するに至つた。

▲山口高等學校 本年十月同高校當局は風紀問題に關し學生二名を停學處分に附した。全校學生は處分學生に對する同情から十月二十九日代表者を選び處分取消を歎願したが、學校當局の一蹴にあひたるため、全學生四百五十餘名は同日より一齊に盟休に入つた。翌三十日盟休團は一、寮自治權確立 一、處分の輕減一、高校の自治を守れ 一、犠牲者を絶對に出さざることを四項目の要求を提出して勅語渙發記念式舉行後寄宿寮に籠城して目的貫徹を期するに至つた。三十一日在市先輩の調停により校長教授と生徒代表九名は調停委員立合の上會見、學校側は圓滿解決を希望し生徒代表またある程度の讓歩をなし調停なるかに見えたが、同日夜開催の生徒大會にては當局の希望を一蹴し、目的貫徹迄學校當局に對抗する事に決したため再び解決困難の状態に陥つた。翌十一月一日盟休生徒團代表二十七名は先輩調停委員立合の上再度學

校當局と會見し、盟休團は先輩團の斡旋によつて成れる調停案たる一、絶對に責任者を出さざる事 一、生徒側に當局は謝罪せよ 一、生徒が學校を辭する場合は教員も同様辭職すべし—の三項の要求を手交したが、同日夜學校當局はかゝる要求は絶對に受理せざる旨回答せる上、此際首謀者を退校處分に附するか或は司法權の發動による旨申渡し事態は更に悪化せんとするに至つた。一方父兄會は一日父兄會を開き四日を期し全校父兄大會を開催する事を決定した。かくて先輩調停委員は父兄大會開催前に解決すべき事を期し盟休團委員と種々折衝せる結果、終に二日夜盟休團幹部は自發的に學校當局に謝罪し籠城を解散するの決意をなすに至り即刻生徒大會を開催、全校生徒は幹部の方針に追隨白紙をもつて學校側に謝罪する事となつた。大會終了後更に籠城解散式を舉行、生徒代表は校長に謝罪の意を表し、三日午前零時解決を告げた。十一月十五日學校當局は盟休生徒の處分を左の如く決定し發表した。無期停學十二名、二ヶ月停學十三名、一ヶ月停學三十一名、合計五十六名。

第五章 藝術家の運動

左翼藝術家の諸團體は昭和七年十一月コップ結成以後は、何れもコップに加盟し、從來分散的に行はれてゐた運動をコップの指導統一下に行つて來た。そして各團體がコップ加盟と同時に行つた方向轉換によつてそのナルプ以下各團體の組織は急激に擴大せられ、その運動は農村・工場に基礎を置く事によつて急激に伸長して行つた。

そしてこの昭和七年下半期にコップの主體的勢力であつた日本プロレタリア作家同盟(ナルプ)、日本プロレタリア演劇同盟ともにその最盛期を現出するに至つた。しかし左翼藝術家の諸團體の活動は此の期を頂點として昭和八年以降漸次下降沈滞して行つた。その主たる原因としては、滿洲事變この方日増に強化して行つた反動的勢力の壓迫、組織並に運動の擴大と正比例してその烈しさを増すに至つた當局の彈壓、そしてかゝる受難期に處する各團體の指導方針における誤謬などが數えられてゐる。かくしてナルプ作家は次第にナルプより離脱して行き、ナルプの創作活動は不振に陥りその組織は弛緩するに至つたのである。かくてナルプは本年二月十二日自發的に解體するの已むなきに至つた。ナルプ解體によつて組織を失つたナルプ作家群は、夫々「文學建設」、「文學評論」、「現實」等の諸雜誌に據つてプロレタリア文學の傳統を動かす方向に突き進んで行つた。そしてナルプ解體後一年のそれ等作家の創作活動は、却つて混亂に終止した解體前一年のそれに倍加するとさへ云はれてゐる。

ナルプ解體後もプロレタリア映畫同盟とともにコップを死守して、著しく制限された自由の限界内において、はあつたが、その命脈を保つて來た日本プロレタリア演劇同盟も、今春開催の筈であつた第六回大會が彈壓によつて解散を命ぜられたのを初めとし、その組織、創造兩活動とも昭和八年下半期に續く不振の状態を脱する事が出來ず、遂に本年七月正式に解散を聲明するに至つた。

之れより先き日本プロレタリア美術家聯盟は本年一月まづ自發的に解體のトツプを切つて居り、日本プロレタリア映畫同盟のみは今春第五回大會を開催して氣勢を擧げ、プロットとともにコップの殘壘

を支えてはゐたがその後の活動は傳えられない。かくしてコップ加盟の各左翼藝術家團體は今年相次で解體し左翼藝術家運動の陣營は崩壊の悲運に遭遇するに至つたのである。

この左翼藝術家の運動の全面的後退に反し、かつて之と相對峙してプロレタリア藝術家運動に二分野を割してゐた勞農派の藝術家聯盟が、本年二月左翼藝術家聯盟とプロレタリア作家同盟が合同を完成する事によつて、復活した。合同、復活の経緯は本篇第一章第一節に之を既述した。即ち勞農藝術家聯盟は昭和七年六月聯盟を解消して、左翼藝術家聯盟を組織したが、政治的見解の相異から前田河、葉山氏等一派は左翼を脱退してプロレタリア作家同盟を組織して、殘留派青野、金子氏等一派と對立し、コップ系藝術家團體の活躍にも拘らず、徒に對立抗爭、分裂の繰返しを續けてゐたものである。然るに昭和八年末勞農派荒畑寒村氏の斡旋によつて兩者は漸次接近し、今年二月遂に完全に合流するに至つた。そして勞農藝術家聯盟の舊稱を踏襲すると同時に機關紙「新文戦」に據つて、プロレタリア藝術内部の右翼的及極左的偏向との鬭争、そしてこの鬭争によつての正しきプロレタリア藝術の完成の目標に向つて、進軍の第一歩を踏み出した。新聯盟の綱領・規約は本篇第一章に之を掲げた。茲にはたゞ各同宣言(拔萃)のみを掲げて置く。

元來「新文戦」と「勞農文學」とは同一の政治的把握の上に立ち同一の政治的陣營に屬する文學集團であり乍ら、たゞ不幸にして文學運動上の實踐に對する見解の相違から、對立抗爭してゐたに過ぎなかつた。然るにいまその見解において接近を見、更に一致の見透しを有ち得るに到つた曉對立鬭争を繼續することは殆ん

ど無意味と化した。否、反動の暴壓の嵐の中におかれて、一般に無産階級運動も、特殊にプロレタリア文學運動も、ますますその内部の統一と強化とを必要とする時、それは正に階級的罪惡と斷じてもよかつた。かくて「新文戰」と「勞農文學」との間には昨冬以來合同の氣運醸され、兩者の委員が數次會同して、熱烈峻嚴に批判し討議した結果こゝに階級的な喜悅のうちこの歴史的な合同を完成するに到り、プロレタリア作家クラブは左翼藝術家聯盟と合同して、新たに勞農藝術家聯盟の名の下に結集し、「新文戰」を武器として、プロレタリア文學の正しい發達のために一致協力し、新たな闘争に向つて邁進することになつた。同志及び讀者諸君 舊文戰の輝ける傳統と光榮ある闘争の歴史と其の階級的使命とは、かくて維持せられ、かくて復興され、かくて發展の軌道に置かれたこれこそこの反動と××の闇夜の中に於て日本のプロレタリア文學運動のために高くさげられた炬火でなくて何であらうか、吾々は此の新なる集團の力をもつて、ブルジョアジ

の文學の全野に對して闘争を展開すると共に、プロレタリア文學内の一切の極右的及び極左的偏向と闘争し、特に文藝復興その他の美名によつてプロ文學の階級性を抜きとり、ブルジョアジの文學の前に自己を賣りつゝある階級的裏切に對して、徹底的に抗争せんとするものである。願くば從來の支持と後援とを倍して吾々の闘争を貫かしめよ。

第六章 婦人運動

無産政黨の一翼として階級的立場を標榜せる所謂無産婦人團體の運動については之を第二部第三篇第四章の記述に譲り茲には從來の所謂婦人團體にしてブルジョア・イデオロギーの上に立つて婦人參政權獲得を主要目標とする運動について記述するのである。我國の婦人參政權運動に於いて從來主要なる役割をつとめて來たのは婦選獲得同盟婦人參政同盟、キリスト教婦人參政權協會婦人矯風會等の團體であるが、昭和七年から現在の社會大衆婦人同盟及東京婦人聯合會が加つて「婦選後援團體聯合會」が結成され、この各派聯合によつて運動が進められてゐる。

然し乍ら兩三年來所謂非常重要事項の續出のため、婦人參政權問題は議會に於ても一般社會に於ても閑視され勝となり、ために婦選運動は直接の影響を受けて著しくその進展を阻れてゐる。この運動停滯の打開が、本年各團體に課せられた主要なる任務であつた。

即ち本年一月十一日獲得同盟以下六團體は、婦人矯風會本部に協議會を開催し、各派提出の對議會政策を協議し、まづ本年の對議會運動方針を決定した。

次で二月十七日上記六團體主催にて、第五回全日本婦選大會を開催し、左の如き議案を審議した。

「目下の現状における婦選獲得促進方法の検討」

「現下の教育諸問題について婦人として、母として考慮すべき點如何」

「法律上における婦人の地位を高めこれを保護する方法如何」

「婦人の立場より見たる國家經濟について」

「國際平和の實現に對し最も有效なる婦人の協力方法如何」

尙之等婦人團體の本年の運動としては、本年三月東京市會の決定せる傭人税、及び特別所得税の徴收に對し、各婦人團體は労働團體と協力して悪税排撃の追究的運動を試みたのと、婦選獲得同盟以下上記六團體が、婦選大會の決議として成立した「母子扶助法制定の要望」の運動を展開した事であらう。後の運動については、本年七月六團體は婦人矯風會本部でその協議會を開き、一般婦人團體及社會事業諸團體に呼びかけ、陳情運動を擴げて來る可き議會に徹底的に働きかける方針を決定した。更に十月には之等團體は山田わか女史を委員長として母性保護法制定促進婦人聯盟を結成し、母性保護綱要原案を作成した。聯盟は市川、金子、久布白、堺、平塚、河崎等の諸氏を常任委員にあげる一方穂積、片山氏等によつて諮問委員會を設け臨時議會には關係代議士を通じて同案を提案する事に決した。

第七章 水平運動

1 運動概況

大正十一年三月全國水平社が創立され、爾來幾多の變遷を経て本年四月十三・十四の兩日、曾つて創立大會を擧げた記念すべき京都市岡崎公會堂でその第十三回大會が舉行された。初期の水平運動は主として「差別的事象に對する徹底的糾弾」等、啓蒙的役割に集中されてゐた。從つてその鬭爭對象たる差別事象が近年減少するにつれ運動は多少の消長こそあれ沈滞に向ふ一方であつた。而かも昭和

七年に至り「身分關係に對する反對鬭爭はプロレタリアートのイニシアチヴの下に鬭爭されねばならぬ」との理解の下に水平社の×××黨への解消論が擡頭し、之に對立する合法政黨支持、水平社第一主義等が三つ巴に入り亂れ政治的混亂期を齎し、ためにその組織は弱められ運動は愈々不活潑の状態に陥つた。然るに昭和八年高松の×××糾弾を契機として總本部は廣汎なる大衆的鬭爭方針を採用し、全國的動員による請願隊の上京は再び部落大衆の關心を喚起せしめると共に他面労働團體との緊密なる提携を得て、水平社自體強化し、水平社としてセクト的な偏向を避け、餘裕ある運動へとその歩みを續けるに至つた。かくて所謂「中興全國大會」たる第十二回大會が開催される運びとなつた。

第十二回大會においては、從來の一切の偏向と混亂は完全に一掃され、從來の觀念主義を清算し、人民運動の勝利による壓迫部落民の解放を目指し、廣汎な部落大衆を鬭爭に動員し戦ふところの「部落員全活動」の具體的な方針が採用され、一九三三年度における當面の鬭爭題目を部落内活動を強化し、應急施設費廢止反對、地方改善費増額要求鬭爭を戦へ」の方針を可決した。これ等の運動方針の實踐によつて本年も活潑なる活動が續けられた。

昭和九年度に於ける全國水平社の諸活動は、第十二回全國大會の決議による應急施設費廢止反對、地方改善費増額要求の鬭爭に始まる。この鬭爭の持つ政治的意義は、被壓迫部落大衆の共通の利害に關する全體的要求の代表にある。だが大衆の後れた意識は、まだこれを廣汎なる政治鬭爭として理解することが出來ず、從つて充分効果的に大衆鬭爭が展開されるに至らなかつた。

然るに端初的な改善費闘争が、全國到る處で自然發生的に展開された。就中、福岡、熊本、廣島、三重等では可成り活潑に戦はれ、應急施設費に對する使途不公正、不當が大衆の間に最も不平をかもし出してゐる。これは直ちに、役場と縣廳と融和團體に闘争のホコ先が向けられ、經濟的欲求と感情が一つの政治闘争の形に組織されて行つた。

「改善費に對する實權を部落代表者會議へ！」の合言葉は部分的に實現されつゝある。即ち福岡市並に熊本全縣の二ヶ所は應急施設費分配割當の立案に當つては部落代表者會議の關與を絶対條件として確保した。

また岡山縣においては風水害闘争と結びつけ、縣聯の執拗な闘争によつて約十萬圓の臨時應急費を縣に支出せしめ、その他全國到る處の部落に、組織されざる不平不満と、方針が與へざるがため止むなく押し込まれてゐる要望が鬱積と漲つてゐる。

改善費に關する地方的なこれ等の諸闘争は、全國被壓迫部落大衆の間に、かゝる要求が如何に熾烈に漲つてゐるかと云ふことを現實に示すものである。而して此要求の範圍内に於いての技術的指導は比較的正しく行はれた。大抵の部落は全國水平社の懇な指導によつて、相當額の改善費を獲得し、道路の敷設や、浴場、隣保館、托兒所等の設置に成功した。だがそれにもかゝらず、大會の決議として提出された改善費増額要求のスローガンが、全面的に闘はれ得なかつたのは、惟ふに解決主義的な闘争に慣らされて來た從來の墮勢が此の要求を極めて小範圍な部落内活動に閉ぢ込めてしまつたからである。

2 大會その他の會合

▲全國水平社第十二回大會——四月十三、十四日、於京都市岡崎公會堂。「出席者」代議員百七十名、中央委員十五名、總本部五名、傍聴者約一千名。「議長」松本治一郎氏。「副議長」三木靜次郎、坂木清一郎、朝倉重吉の三氏。「大會スローガン」一、應急施設費廢止反對、地方改善費の費用増額。一、全額國家負擔による徹底的部落改良施設の獲得。一、身分的偏見による差別待遇反對。一、ファツシヨ、社會ソアシズム粉碎。一、封建的身分制の廢止による被壓迫部落民の解放。一、全國の被壓迫部落大衆團結せよ。

大會第一日は泉野利善藏氏の開會の辭によつて始められ、一九三三年度における闘争報告(井元麻之氏)、各地方情勢報告がなされた。第二日は直ちに議事に入る。「議事」一、全國部落調査に關する件(可決)。二、農民戰線統一運動支持に關する件(可決)。三、×××××糾弾闘争に關する件(可決)。四、規約改正に關する件(可決)。五、一九三三四年闘争方針大綱の件(可決)。動議——大阪府皇道會内の差別事件に關する件(可決)。七、宣言發表の件。

【大會宣言】

全國に散在する被壓迫部落大衆諸君！並に親愛なる全勤勞人民大衆諸君！吾が國全國水平社は、新らたなる希望に燃え勝利の確信に輝き満ちた第十二回全國大會に當つて宣言する。吾々は昨年度において、幾年かの全國水平社運動の消衰を蹴破り、部落委員會活動を戰術の基本とする闘争方針によつて×××××糾弾闘争を成功的に戦ひ抜き、今や初期の華々しさに倍する闘争實力を戦ひ

取つた。更に吾々は本年度における當面の闘争目標を「部落内活動を強化し應急施設費廢止反對、地方改善費増額要求闘争を全国的に捲き起す」ことに一切の力を集中し、より成功的に勝利的に闘争を展開すべく限り無き確信をもつて揚言する。

全國六千の被壓迫部落三百萬大衆は、今尙封建的身分關係の殘滓のため特殊的日本の封建的資本主義のもとに、殖民地的搾取と政治的無權利に抑壓されてゐる労働者農民勤勞大衆の、際立つた集中的部分として原始社會の諸關係に伴ふ粗野と文明諸國におけるあらゆる悲惨とを兼ねた半ば社會外に置かれ、最も低き生活と文化と無權利に突き落されてゐる。吾々は單に、現はれた差別事象に對する闘争に止らず、かゝる部落大衆の生活と文化を昂め、部落大衆の一切の不平不満と要求を取上げ、部落内活動を強化し、封建的身分制の廢止による被壓迫部落民の解放を目指し、被壓迫人民大衆の一部としてあくまで果敢なる闘争を展開する事を誓ふものである。應急施設費廢止反對、地方改善費を増額し！差別迫害の賠償として全額國庫負擔による徹底的部落施設の獲得、フアツシズム、社會フアツシズムの粉碎！封建的身分制の廢止による被壓迫部落民の解放！全國の被壓迫部落大衆團結せよ！

▲第一回中央委員會——五月二十四日、總本部。

出席者 松木氏十七名。

議事——一、規約改正に關する件。一、役員選舉の件。一、闘争方針に關する件。一、パンフレット發行に關する件。一、差別裁判糾弾闘争に關する件。一、應急施設費廢止反對地方改善費獲得闘争の件。一、機關紙發行の件。

▲第二回中央委員會——昭和十年一月二十日、大阪西濱市民館。

出席者 松本氏外十五名。

議事——一、大會に關する件。一、大會中心議案の決定。一、水平新聞經營確立に關する件。一、佐藤中將糾弾闘争に關する件。一、緊急動議（豊田巡查糾弾の件外四項）。

▲第一回常任中央委員會——五月二十四日、總本部。

出席者 朝田氏外四名。

議事——各部門の部長選任に關する件。一、青少年婦人部長選任に關する件。

▲第二回常任中央委員會——五月二十八日、總本部。

出席者 朝田氏外四名。

議事——一、機關紙發行に關する件。一、本年度運動プラン。一、總本部内規に關する件。一、常任費、常任中央委員會に關する件。一、パンフレット發行の件。一、當面の諸問題。

▲第三回常任中央委員會——八月五日、總本部。

出席者 朝田氏外三名。

議事——一、連絡啓蒙委員會組織に關する件。一、書記増員に關する件。一、岸和田紡績内に於ける差別事件の報告。

▲第四回常任中央委員會——十月二十日、總本部。

出席者 松本氏外五名。

議事——一、機關紙即時發行に關する件。一、編輯人決定に關する件。

▲第五回常任中央委員會——昭和十年一月二十一日、總本部。

出席者 松本氏外六名。

佐藤中將事件の報告及中央委員會に對する議案の決定を行ふ。

3 差別糾弾闘争

水平運動は昨年數年來の沈滞状態を脱して復興向上の一路を辿るに至り、その糾弾闘争の方面に於いても昨年は所謂高松事件によつて全國の被壓迫大衆の動員に成功して華々しい活躍をなしたが、本年に於ける糾弾闘争もまた昨年に劣らず活潑であつたと言ふ事が出来る。本年に於ける糾弾闘争は高松事件當事者たる白水検事の自決要求から始められ左に列擧せるが如き數多い差別事件に對する闘争が、昨年来採用された方針に従つて何れも可成效果的に闘はれてゐる。殊に輝しい勝利的解決をもつて飾られた兵庫縣氷上郡幸世村井中區赤穂の入會權問題に絡まる差別區制糾弾闘争の如きは此種闘争の一つの規範を示すものとして重大なる意義を有つものであつた。更に此種闘争の本年に於ける一特色と見られてゐるのは、差別事象を扱へる小説、劇、映畫に對する糾弾がしばしば行はれてゐることである。新興キネマの「愛の天職」、日活の「女人曼陀羅」、松竹の「殴られた河内山」、吉本興行部の「ラブ・イズ・ベスト」などに對するものがそれである。之等のものは單に直接責任者に對する糾弾のみに止らず、之等の差別事件の根本的原因たる檢閲制度の缺陷に遡り、當局に對して融和方針に基く檢閲制度の確立を要求する大衆的抗議を起した。

本年の主なる糾弾闘争は次の如きものである。

▲奈良縣五條署の差別者擁護事件(二月) ▲長野縣埴科郡南條村新地區と澤渡部落との差別事件(四月) ▲泉檢事糾弾(四月) ▲

高地縣長濱町における錢湯入浴拒絶事件(五月) ▲大阪府豊能郡東郷村々長の改善費に絡る差別暴言事件(五月) ▲滋賀縣愛知川署における差別暴行事件(五月) ▲大阪府中河内郡矢田村三宅署の差別事件(六月) ▲岸和田紡績の差別女工幫助に關する事件(六月) ▲南海鐵道の不當差別事件(七月) ▲岐阜日々新聞の差別事件(七月) ▲兵庫縣氷上郡幸世村井中區赤穂の入會權問題に絡まる差別區政糾弾(十月) ▲熊本縣御船署警官並に同縣高瀬署警官の差別事件(十一月)

右のうち主要なる闘争の經過概略を掲げて置く。

▲白水檢事糾弾 昭和八年五月高松地方裁判所の差別事件に對し果敢な糾弾闘争が捲き起されたが(昭和九年版本年鑑參照)、同事件は闘争の發展と共に次第に全國化し、當局をして遂に闘争緩和の手段として、次官通達並に犠牲者の假出獄、白水檢事の轉任その他を餘儀なくせしむるまで、その政治的壓力を昂めた。だが當局のこの讓歩的な態度により大衆の政治的興奮は俄かに冷却沈滞の勢を示した。かくて之を再燃せしむる目的の下に本年差別事件の當事者白水檢事に對する直接糾弾と自決要求の運動を起すべき事が第十二回全國大會で決議され、即時實行されるに至つた。即ち四月二十一日松本委員長を始め井元、朝田、鳥羽、藤原の諸氏が白水檢事の轉任地である福地山に赴むき、地元委員と共に同檢事に會見し大會決議文を突きつけた。同夜京都府三郡地區協議會主催で福地山公會堂において糾弾大演說會を開き、ニュースその他によつて全国的にアツピールを開始した。

▲兵庫縣下幸世村井中區差別區制糾弾闘争

兵庫縣水上郡幸世村井中區に於いては從來區民有林松茸山收益に關する入會權につき赤穂部落のみを除外せるを初め松茸採取管理による蓄積金の分配に同じく同部落民を除外し、その他入退營に於ける青年團その他諸團體の差別待遇、神社氏子の取消、小學校内の差別等種々差別的壓迫を受けつゝあつたところ、本年九月松茸山入札に關し赤穂部落民が落札せるに係らず同區長は種々口實を設けて正當落札者を排除し、一般區民某に松茸採取權を與へたため、十月六日遂に赤穂部落民は差別區制糾弾の闘争を開始するに至つた。闘争は全國水平社總本部の應援を得て糾弾演說會、税金不納、兒童盟休等の闘争手段を利して遂に十一月八日完全なる勝利的解決を獲得した。闘争經過並に解決の概要は次の如くである。

闘争の經過

十月十一日、赤穂部落よりの通報に接した全水總本部では直ちに松田常任を現地に派遣し、實情を調査した後、佐竹區長、安達區長代理に會見し、差別區制の糾弾交渉し、二十一日には石井村長、荻田助役に面會糾弾したが、闘争を大衆的に捲起すため、三十一日に多田野、日比宇、山根、赤穂の四部落代表十五名によつて、井口差別區制糾弾闘争幸世村部落民代表者會議を持ち斷乎大衆闘争を執行することを決定し、村長に對しては別項の決議をつきつけることを決定した。

次で十一月一日十名の代表は役場に石井村長と面會して決議文を手交し再交渉を開始したが、當事者は誠意を示さぬので三十餘名の大衆が交渉場所に押しかけて示威した處、これに驚いた村會議

員四名は仲介者案なるものを持ちて調停に乗出して來たが、赤穂部落の要求條項と餘りに開きがあるのでこの交渉は決裂し、五日より赤穂部落の全兒童は同盟休校を敢行して斷乎闘争の決意を行動を持つて示して果敢な闘争を展開した。

決議

幸世村井中差別區制は封建的賤視觀念の具體的顯現なりと思惟し我等社會連帶に立つ四區部落民は差別區制の即時撤廢を村當局に要求す。村當局にしてかくの如き非社會的差別制を放置して省みざる際は我等は斷乎一切の義務を拒否し諸團體の即時脱退を敢行するものなり。右決議す。

糾弾闘争は大衆闘争にまで發展して全縣下に波及するの形勢に立至つたので、事態惡化を憂慮した橋本警察署長は調停に乗出し、双方の斡旋に努力した結果、八日に至つて大體和解の氣運が醸成したので

井中區側 佐竹區長、足立區長代理外二名

赤穂部落代表 矢尾榮太郎、同廣造、同鐵造、同徳次

全水側 松田喜一、谷口貞次郎、山本凡兒

調停者側 石井村長、荻田助役、橋本署長、荻田、白井、大西、
荻田各村議

が午前六時から同十一時まで會見折衝した結果、左記條件をもつて解決した。

解決條件

一、幸世村井中民有林松茸山收益は將來現在赤穂住民の戸主に限り平等入會權を確認すること。但し新規加入者に對しては入會

権は慣習によるものとす。

二、融和講演會を開催すること、但しその方法は村當局に一任すること。

三、區住民として享有する権利、義務並に待遇は將來至公至平を旨として確實に實行すること。

四、今回の紛議事件に關し井中部落は赤穂部落に對し適當の慰薪方法(註)を講ずること。

(註) 昭和五年の經濟不況の際部落救済費として一戸當金三十圓宛の分配に赤穂部落を除外したものの、償還分配金をも含めて慰薪料金として六百七十五圓也。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝鮮

朝鮮に於ける解放運動は昭和七年に朝鮮唯一の合法的民族的解放團體であつた新幹會並にその系統の團體が解消されてからは、民族主義的傾向が清算されると同時に一切の運動が非合法化されるに至つた。滿洲事件の勃發、之に緣由する日本の國際的孤立等々の情勢は朝鮮に於ける此種運動を更に活氣づけた。昨年より本年にかけて全鮮各地に諸種の左翼運動が捲き起されてゐる。然し乍ら朝鮮に於ける此種運動を統一する主體的勢力と看做すべきものなく、多くの運動は相互に何等の連絡なき各地方に限定された小規模のものが多し。本年の運動にしても、その數に於いてまたその規模に於ても相

當有力なりと認む可きもの數個を挙げ得るが、然し運動の主流と目すべき朝鮮共產黨の再建に關するものはない。それに何等かの關聯をもつと認むべきは僅かに金聖男、張日煥のM・I共產黨再建、朴昇龍、金貴南の咸北共產黨再建の兩運動を挙げ得るのみである。この朝鮮共產黨運動の分散的傾向は既に運動當事者によつて認められ、上記の咸北共產黨再建運動及び金洪培の全南運動協議會事件の如きは、かゝる分散的赤化運動の統一を目指してゐる點で特に注目すべきである。以下本年行はれた此種運動並に前年の事件にして本年發表されるに至つたもの、經過概要を記述しやう。

咸北共產黨再建事件(咸鏡北道)

昨年十二月より本年四月にかけて咸鏡北道に於て共產黨再建運動の容疑のため百數十名が檢舉せられた。事件の内容は未だ明でないが、伝えられるところによれば指導者朴昇龍、貴南兩名が咸北共產黨再建のため先づ勞農協議會を組織し、次で咸北各地に分散的に行はれてゐる赤化運動を統一強化せしめんとせるもの、如くである。即ち金貴南、朴昇龍等數名は昨年八月二月頃朱乙方面で勞農協議會を組織、機關紙を發行、まづ鏡城郡一圓の赤化を企て昨年十二月下旬には前記朴昇龍が清津在住の立七鐘と協議の結果咸北赤化の目的を遂行するには分散運動より寧ろ統一運動に轉化するのを得策とする意見に基き同月下旬清津市外に各地代表分子を招集して協議をとげ實行に移らんとしたものである。

全南運動協議會事件(全羅南道)

本年二月全羅南道康津、長興、海南、莞島、靈岩の五郡に亘り一齊檢舉が行はれ五百餘名檢舉、二百五十七名が送局された。

事件は―指導者金洪培、吳文鉉、黃筒充、李基弘の四名は昨年五月中旬、海南郡北平面山にて會合し凝議の結果急速に革命運動を展開する要ありとし従來地方分散的であつた運動を擴大し同志間緊密なる連絡の下に先づ全南に於ける革命運動の戦線を統一、これが展開を圖ることとし、その機關として全南運動協議會なる秘密結社を組織し、事務部、組織部、調査部、救援部の四部を分ちて、上記四名がそれ／＼各部の責任を分擔し同時に運動の具體的方法につき協議の結果、海南、莞島地方は農村なるをもつて赤色農民組合を結成するため各郡の前衛分子を獲得しこれに赤色農民組合建設準備委員會を結成させてその指導下に各面各部落に農民組合の基礎となるべき班を結成させ農民中の壯年者は農民班に、青年は青年班に、少年は少年班に加入せしめまた營農會社の土地兼併反對、兩班その他封建思想地方熱の排撃、小作料の減下、全免要求、棉花海苔等の價格引上要求、戸税引下要求、奸商の排撃等のスローガンを掲げこれを高調してゐたものである。一方唐津郡に於ては尹珂鉉、馬相萬、長興郡の劉載星、丁普壽、吉寅柱、金斗煥、靈岩郡の崔圭文等を同志とし、これ等のものは更に各地方の青少年を獲得して班を結成してテーゼに基き小作爭議や海苔組合反對、海苔の束數割徴反對、プロカル運動振興會反對等の運動をつづけて來たものであつて、海南郡北平面梨津里小作爭議、同面西烘里小作爭議、同郡北平公立普南倉分散場設置反對、延島郡古今面小作爭議、同郡外面架橋工事同盟罷業、同面牡蠣養植場紛議、同面簡易學校設置反對、長興郡南面小作爭議等はいづれも彼等が裏面に於て煽動實踐せしめたものと云はれてゐる。全南

運動協議會結成後檢舉着手迄約九ヶ月間に班の結成せられたもの五十三結成準備中にあつたもの十八、夜警團等表面穩健團體を假裝して組織されたグループ二十六、また教養機關として組織された夜學二十八の多數を算してゐる。

醴泉共產黨事件（慶尙北道）

昭和九年四月中旬以來慶北醴泉郡を中心に奉化、開慶、尙州、安東、金泉、大邱各村郡に亘り第三次共產黨事件に連座せる韓一清及び朴昌鎬を初め三百餘名が檢舉された。韓及び朴以下五十八名は七月送局された。事件の内容として發表されたところは左の如くである。

ソウル系共產主義者にして第三次共產黨事件に連坐した韓一清および朴昌鎬はさる昭和七年六月、慶北榮州郡の同志金鳳鎬（日下榮州事件で大邱刑務所入所中）より一九三五、六年を契機とする日本の國際危機に乗じ朝鮮に共產主義社會を實現せしめるため地下運動に蹶起せんことを促されたので、右兩名はさらに同志金已石に意中を打ち明け、三人提携して共產革命の指導をなすべくまづ無名グループを結成、資金獲得のため金鑛採掘その他投機事業に熱中する一方、同志糾合に努めた結果、醴泉郡醴泉邑内に一個のヤチエーカを得るに至つたが、偶々榮州奉化兩郡のな翼分子大檢舉を見るにおよび、その發覺を恐れて一時活動を中止し檢舉一段落を見るや、昭和七年十二月グループ再生を計り前記韓一清、朴昌鎬、金已石、および第一次グループの同志にして中堅幹部たる、尹丙植、黃昌燮の五名はひそかに醴泉郡開浦面琴洞の韓一清方に會合して韓をグループ責任者に、朴昌鎬を組織部責任者に、

金巳石を宣傳部責任者に、黃昌燮を資金部責任者にそれぞれ決定して本格的活動に入り、醴泉郡内各面を單位に知保面ほか八ヶ面にわたり約百名の責任者を獲得して千餘名の各面民をその影響下に置いて暗躍を續けて來たが、昭和八年九月に至り、首謀者三名は細胞組織の面單位主義を一變して職業的に熱誠分子を獲得して漸次横斷的に擴大強化をはかるべく教員、驛員、砂防労働者、俸給生活者の四グループに分けてフラクション運動を開始、同時に意識を強制するため讀書會を開催して指導にあたり、また消費組合、農村振興組合等に對しても積極的に策動し、この新戦術によつて約一千名をその影響下に収めるに至つた。慶北道内赤化に成功の曉はさらに慶南、江原、全南等の隣接道へ漸次その魔手を伸ばすべく計畫、また二百萬の在滿朝鮮人に働きかけるため滿洲部を設置し黃潤九を現地に派遣し連絡にあたらしめつゝあつたところを今回の彈壓に遭つたものである。

M・I共産黨再建事件（全羅北道）

全北道全州に於いて本年一月一齊檢舉が行はれ金聖男、張日煥以下六十餘名が檢舉され。六月金、張外十二名が起訴された。事件は金聖男及び張日煥の兩名が提携し、一旦潰滅に歸したM・Iの全鮮的再建を企圖し、先づ金が郷里全北へ潜入してオルグとなり、張日煥が中南方面を擔當、全北にあつては全州を中心として新興學校、全州高普、全州女子高普、および運輸労働、男工、女工等各班を組織してあらゆる社會層へ赤化の手を伸ばしつゝあつたが本年一月一齊檢舉となつたものである。

定平農民組合再建委員會事件（咸鏡南道）

第五部第一篇 社會主義的運動

本年五月十六日咸南定平郡に於て、定平農民組合再建委員會を組織しつゝあつた韓、崔の兩名が、更に十九、二十二の兩日に委員會中央幹部の大部分が檢舉され、引續き關係者百四十七名が檢舉せられた。うち韓永外七十名は本年十二月治安維持法違反その他にて起訴せられた。

韓永外等は定平農民組合が昭和六年一月の檢舉によつて破壊されてから後定平郡内の赤化運動が全く衰退せるため、運動の衰退を挽回し非合法運動に依つて該運動の展開をはかるべく、七年六月「定平農組再建委員會」なる秘密結社を組織し郡内を南部、中部、北部に三分してそれ〴〵班細胞の確立に努め合計二十五班七百名の組合員を獲得「再建ニュース」「貧農」等の機關紙、パンフレット、テーゼ類、檄文を發行し結社加入者または一般に配布し巧妙な方法で活動を續け大衆末組織層の赤化をはかつてゐたものである。

尙前年の事件にして本年發表されたものゝうち主なるものは左の三事件であらう。

朝鮮共産青年同盟再建事件（昭和八年九月、咸興）

朝鮮共産青年同盟再建運動は昭和七年頃より鄭泰玉、姜穆求の指導下に展開されたものであるが、昭和六年二月オルグ鄭泰玉、姜穆求兩人は入露し同年十一月中旬國際共産青年同盟の東亞部委員會に出席、朝鮮共産主義青年運動の展開策に關する討議に參與し翌七年半島赤化の使命を帯びて同志英洪燮（共産大學卒業）と三名秘かに入鮮、鄭は京城、姜は咸興、英は釜山に各潜行赤化工作に暗躍したが平壤地方には李億根が鄭の命を受けて潜入平壤師範

の赤電讀書會を組織し學生層の赤化工作を進め檢舉された。姜の潜入した咸興地方では興南朝室工場赤化及び農村赤化を目標に咸興、興南兩都市の中間本宮にアヂトを設け機關紙「戦闘機」農民新聞」を發行暗躍したものであるが、七年八月、姜が檢舉されその後韓孝三、柳寅運等が盛に秘密出版して兩都市同志の獲得に努めたが八年八月、咸州西面九億里の出版本部が發れ九月中旬柳以下の幹部悉く檢舉されたものである。

全北教員赤北事件（昭和七年七月、全羅北道）

昭和七年十三日全北道全州第一普通學校訓導趙光浩外八十八名が檢舉された。事件は趙が中心となつて全北、全南兩道に亘り共產黨の組織を結成し現職普通學校教員、學生等を獲得、更に慶尙南北道にまで組織を擴大せんと計つたものである。事件の内容として備えられるところは左の如くである。

尙關係者八十九名中趙以下三十九名が本年十二月治安維持法違反、出版法違反等にて起訴せられ全州地方法院の公判に付せられた。

趙光浩一派の共產運動は、同人が全州第一普通學校に轉勤して以來加速度的に發展したもので、まづ同郷の李康收と相謀つて讀書會を組織し、次いで實踐運動の方法として組織を労働部、學生部、教員部に三大別し、労働部は金昌鎬、學生部は李岐壽及び趙光浩の弟、趙永浩の兩名、教員部は趙光浩自らそれぞれ擔當者となつて同志の獲得に専念したが、殊に教員層へ働きかけた趙光浩は短時日の間に十餘名のメンバーを得たものでなほこの間、同人は全南同盟關係者ともしばしば會合したものである。

全南同盟は求禮郡求禮宜東基を中心に生れたもので、同人は、同志の鄭永翰、鄭忠朝らを兩翼參謀として機關紙「赤旗」われらの農民」を發行し、農民組合、鑛山組合等に食ひ入り、深刻な赤化運動を繼續してゐたものである。

教育労働組合事件（昭和八年、慶尙南道）

昭和七年七月頃より慶尙南道公立普通學校訓導金斗榮が指導者となつて慶南道普通學校兒童を赤化せしむる目的の下に教育労働組合を組織し、更に昭和八年上半期にかけて工場に組織を扶植せんとし昭和八年五月金以下二十一名が檢舉され何れも治安維持法並に出版法違反にて起訴された。本年四月釜山地方法院に於ける豫審終結の結果發表されたる事件内容は左の如くである。

昭和七年七月頃から金斗榮ほか十三名が中心となり普通學校の兒童に階級闘争意識と共產主義思想の注入を計畫、次第に擴大し多數の同志を獲得、昭和八年三月二十八日馬山灣内に船を浮べて船上朝鮮の私有財産制度を否認し共產制度實施を目的とした教育労働組合を組織し、慶南教員を中心とする兒童への赤化工作の基礎を完成、漸次兒童へ赤い手を伸ばすとともに、工場にも働きかけんとしたものである。なほ一部のものには産業労働組合釜山建築協議會と稱する秘密結社を組織し、昭和八年三月から四月下旬迄「赤い港」といふパンフレットを發行、一號から六號迄百六十部を印刷、さらにメーデーのアジビラ千二百部を印刷し釜山の工場街に頒布、なほ一部ものは「製糸工場」と題したアジビラ四百部を釜山と昌原郡内に頒布し學校と工場と連絡して赤化工作をなさんとしたものである。

その他本年六月一日には成興文川郡に於て金大允以下三十一名が文川赤色小作人組合再建協議會を組織したる廉で檢舉せられ、金以下十二名が起訴せられ、京城、平壤、大邱、新義州、成興の各地では今春來四回に亘つてプロ藝術同盟を組織せる張炳昌以下學生、文士、俳優、畫家、記者等知識階級に基礎を置く左翼のメンバー六十餘名が檢舉された。また本年五月京城大學法文學部教授三字鹿之助氏はシンパ關係にて取調を受け、六月四日治安維持法違反並に出版法違反、犯人藏匿にて起訴せられた。京城地方法院にて公判が行はれたが、本年十二月末懲役三年の判決言渡があつた。

第二節 臺灣

臺灣の社會運動は曾て臺灣民衆黨、臺灣文化協會、臺灣農民組合等の活躍によつて隆盛を示した事があつたが、左翼團體たる臺灣文化協會および臺灣農民組合は、彈壓によつて合法部面に於ける活動封ぜられる一方内部的對立のため一層闘争力を弱められ、臺灣最大の政治結社であつた臺灣民衆黨は昭和六年左への轉向を行つて結社禁止を命ぜられ、解體したる儘再起不能に陥つて數年來臺灣に於ける社會運動は全く沈滞の状態に陥つてゐるのである。只昭和五年八月結成された臺灣自治聯盟のみが臺灣唯一の合法的政治結社として活動を盟けてゐるのみである。然し乍ら自治聯盟はたゞその目標を完全なる自治制の確立」と云ふ唯一點に置き、従つてその運動は著しく限定され、不振の極にある臺灣社會運動更生の役割を果し得るものではなかつた。かゝる合法的團體の無力は、臺灣民衆黨、文化協會等の彈壓による合法運動の事實上の禁止と相俟つて臺灣の社會

運動は地下非合法の路を歩むのみなき状態となつた。即ち臺灣文化協會並に臺灣農民組合は昭和六年上半期に於て完全に臺灣共產黨の影響下に置かれ、兩團體とも共產黨を支持し、その指導下に目的遂行の地下運動を進めるに至つた。

臺灣共產黨は昭和六年の全島一齊檢舉によつて潰滅したが農民組合及び赤色救援會（六年九月組織）はその後をうけて組織再建の運動を起すに至つた。この再建運動は滿洲、上海兩事變の勃發日支關係の惡化等の當時の情勢に刺激されて遂に南湖、竹南農民組合事件にまで發展するに至つたものである。然るに昭和六年十一月の救援會の檢舉および昭和七年五月の兩農民組合に對する一齊檢舉によつて再建運動は挫折し、黨組織は全く破壊されるに至り、再び臺灣の社會運動は再び沈滞の状態に置かれるに至つた。尙大正十年以來帝國議會に臺灣議會設置の請願運動を續けて來た臺灣議會期成同盟會は最近の情勢に於ては到底その實現不可能であり却つて自治制の障礙となるを認め、本年九月二日重要幹部會議を開き、遂に請願運動を中止し、結社的存在を解消する事に決定し、之を發表した。かくて今後に於ける自治運動は臺灣地方自治制促進を單一目標とする臺灣地方自治聯盟に集中されることゝなつた。

次に本年發表された太湖・竹南事件並に臺灣赤色救援會事件經過を掲げて置く。

1、太湖・竹南事件（昭和七年）

昭和七年四月臺灣共產黨の指導下にあつた臺灣農民組合の新竹州大湖及び竹南兩支部は上海事變を契機として暴力革命を企圖し、その準備工作を續けつゝあつたが、蜂起に先ち同年五月に行はれた一

齊檢舉によつて大湖において支部長林華梅以下五十四名、竹南において支部委員長劉双鼎以下十七名が檢舉起訴せられた。本年七月發表されたところによれば事件の内容はの左如くである。

臺灣農民組合大湖支部（昭和二年創立）及び新竹支部（昭和六年一月創立）は昭和六年二月頃より臺灣共產黨を支持しその指導下に地下運動を續けてゐたが、昭和六年末兩支部長林及び双は農民組合本部より共產黨の目的實現のため暴力革命の準備をなすべき指令を受け、兩名は直に此指令を傳達し爾來各別に屬々秘密會合を催し暴動準備の協議をなし闘士の獲得發生に努めた。越えて昭和七年一月上海事變勃發し日支關係極度に惡化せる時、此際暴動決行せば中國共產黨の援助あるべく臺灣獨立並に共產主義××の成功は期して待つべしとの確信を抱き、暴動決行の準備に關し協議を重ねた。そして先づ其の實行準備として大湖支部に於ては大湖郡役所、火藥庫、出礦坑の擊破並びに郡下架空電話線の切斷竹南支部に於ては竹南郡役所、錦水の揮發油井及び其の製造所其他主要施設物崩壞の鐵橋の擊破及び郡下架空電話線の切斷等の襲撃爆破を目標として着々其の實地踏査を爲し其の準備工作を進め本部の指令一下を待焦しゐたるものである。

然るにその實行に先ち昭和七年五月林華梅以下大湖支部員五十四名が檢舉され、更に竹南支部劉以下十七名が檢舉せられたものである。

右の檢舉者中林以下三十七名は治安維持法違反として起訴せられ臺北地方法院にて審理の結果本年十二月二十日林以下三十三名に對し判決言渡があつた。その主なるものは左の如くである。

△大湖支部

▲懲役八年 林華梅、劉俊木、陳盛舜、陳天舜▲同七年 違運
朗▲同六年 溫洪江、黃雲漢、葉木興▲同五年吳木清（以下略）

△竹南支部

▲懲役八年 張阿艷、呂鴻增▲同七年 鄧阿番、張仔旺、張子登▲同五年 郭阿添、江阿榮（以下略）

2、臺灣赤色救援會事件（昭和六年）

臺灣農民組合並に臺灣文化協會は臺灣に於ける左翼團體であつたが、何れも昭和六年一月臺灣共產黨を支持し同黨の指導下に運動を展開すべき事を議決し、爾來兩者とも黨の目的遂行のため地下に活動を續けつゝあつた。然るに臺灣共產黨は昭和六年六月の檢舉によつて壊滅に瀕したため、殘黨員陳崑崙（農民組合）および詹以員（文化協會）等は組織再建を企圖し、まづ臺共犠牲者の救援運動を通じて除々に組織を確立せんとして、同年九月赤色救援會組織準備會を組織し活動を開始せるところ同年十一月下旬以來臺中、州下竹山を中心に臺中臺南兩州下にて關係者九十一名が檢舉されうち王敏川以下四十五名が起訴せられた。

本年六月十三日臺南地方法院における豫審終結と同時に解禁發表されたところによれば同事件の内容は左の如くである。

當時農民組合の指導に當つて居た黨員、詹以員、同張茂良等は昭和六年八月五、六日頃臺中市農民組合本部に於て會合の上黨再建の爲め協議をなし黨上部との 絡不能の場合には在中國の黨幹部の指令を求むる爲め詹以員を派遣する事等を決定し次で同年八月頃同所に於て會合し文化協會の存在は黨の發展を阻害するも

のと做す黨の新政治方針に基き之を解消せしめ其の會員は赤色救援會、借家人同盟等に分屬せしむべきことを協議し、臺南、高雄兩州下に於て之が解消運動を起し更に同人等は同年九月四、五日頃臺中市文化協會本部に會合し赤色救援會を組織し犠牲者の救援運動を通じて破壊せられたる陣營を回復し積極的に黨の影響を擴大し新闘士を養成して黨の勢力發展と革命力量の増大を圖り所謂革命運動の後備軍たるの任務を遂行せむことを協議し其の組織方針として農組、文化兩團體員を基礎として一般勤勞大衆をも包含することに努め暫定的に陳崑崙、簡吉、詹以昌、張茂良、李明徳、呂和布、吳丁炎等七名を以て赤色救援會組織準備會を結成し十數名の地方オルグを選定し班隊の構成による細胞組織の擴大を圖ることを決定した。

如上の決議に基き陳崑崙等は潜行運動を開始し地方オルグ等と聯絡して同決議を傳達承認を求めたる上救援金品の募集と共に該決議の實行方策を協議し地方オルグ等亦夫々地方の情勢に適應し救援工作並びに戦線回復の急務を宣傳煽動し組織の擴大に努め特に臺南州下小梅、曾文、北港、嘉義等に於ては僅々數ヶ月間に數十班の細胞が結成せられた。一方黨員陳結は嘉義山中にて機關紙「二字集」、「三字集」、「眞理」、「救援運動」等を宣傳煽動用として印刷し、之を臺南、臺中の農民組合員に頒布し更に昭和六年十一月下旬之を全島各地に頒布するため臺中農民組合本部に發送途時當局の發見するところとなり之を端緒として一味の檢舉となつたものである。

臺灣赤色救援會事件關係者は治安維持法違反として起訴せられ

臺南地方法院に於て取調べをなしつゝあつたが本年八月臺灣共產黨事件と統一審理するため事件は臺北地方法院に移管された。かくて王敏川、陳崑崙外四十四名にかゝる同事件公判は八月二十一日より臺北地方法院にて開廷され、十月二十九日王外四十三名に對し判決言渡があつた。主なるもの、判決は次の通りである。

▲懲役六年 張行、湯接枝▲同五年 陳崑崙▲同四年 王敏川 顏錦華、張玉蘭、張登此▲同三年 李萬春、張庚甲（以下略）

3 臺灣共產黨判決

昭和六年六月の檢舉によつて檢舉起訴せられた潘欽信以下四十五名にかゝる公判は本年三月以來臺北地方法院において開廷、五月二十三日の如き判決言渡があつた。

懲役十五年潘欽信、同十三年謝氏阿女、同十二年王萬壽、同十二年蘇新、趙港、同十年陳徳興、肅來福、顏石吉、同十年管吉、同八年莊守、同七年四名、同五年二名、同四年四名、同三年五名、同二年八名、同二年（五年間執行猶豫（十一名））。

第九章 社會主義運動の取締及對策

政府は年々左右兩翼の思想運動の掃滅を期し種々對策を講じてゐる。殊に昨年は思想對策委員會を設置して屢々取締の根本方策を審議し、その結果思想對策方策具體案、思想取締方策等を決定した。そして本年は之が實現に全力が傾注された様である。思想取締方策の最重要事項と認められる現行治安維持法の根本的改正は、改正案

が今春第六十五議會に提出され衆議院を通過したが、貴族院に於て握潰され、遂に審議未了の儘葬り去られた。かくて治安維持法の改正は更に來議會を俟つの外なきこととなつたが、本年豫算成立して實施されるに至つた主なる思想對策は、即ち内務省の檢閲警察充實、文部省の國民精神文化研究所擴充、同講習施設、高等學校生徒の定員減少、視學官並びに學生主事の増員、司法省の思想係檢事増員である。以下治安維持法の改正を初め内務、司法、文部等の關係各省によつて實施若くは企畫されるに至つた取締並に對策を概観することとする。

まづ政府の取締方針を明にするものとして地方長官會議（五月）に於ける山本内務大臣の訓示を左に掲げて置く。

「思想の動搖は社會事情の推移に伴ひ避け難い所である。これが對策としてはその真相を究明し健全なる思想を以て正しくこれを誘導すると共に奇矯過激の思想及び運動は嚴にこれを防遏制裁することが必要である。それ故に政府は夙に力を思想對策の樹立に效し健全なる思想の培沃に勉めつゝあるのであるが近年我が邦の社會運動は異常に深刻且複雑の度を加へ、これが取締りの適正を期するには格段の苦心と努力とを要するの情勢である。殊に共產主義運動の如きは嚴密なる取締りを受くるに拘らず、執拗なる潜行的策動を爲すの傾向があり、また國家主義を標榜する者に在りても、或は奇矯なる言論文章を流布して社會の靜謐を紊り或は急激なる變革を企て、直接行動に訴へんとする者ある等、洵に寒心に堪へぬ状態である。諸君においても日本精神の作興を基調とし普く國民思想の善導に就き最善の努力を拂はるゝと共に、その言

動にして我が國體の本義に悖反する者に對しては勿論、苟も矯激なる言動を取てし安寧秩序を紊亂する者に對しては、その目的動機如何を論ぜず斷乎として制遏を加へ以て治安の維持に萬遺策なからんことを望む。」

次に七月の内閣更迭によつて新に取締の衝に當る事となつた後藤内相は、特高警察の執行強化によつて思想取締に臨むことを決定し、八月左の如き方針を發表した。

「共產主義運動の取締方針、極左運動の最近の傾向は外廓團體の擴大と労働者に對する同志獲得に必要な潜行運動をつゞけており特に一時潰滅した黨の再建運動が再び活潑なる活動をつゞけておヴィエトに潜入せる極左不逞分子が密かに新テーゼを持つて日本に侵入し新しい黨の建設に突き進まんとする情報も入つてゐるのでこの機に一層査察内偵を嚴にして假藉なき彈壓を加へ極左分子の撲滅に一段の努力を傾注すること」

1 内務省關係

思想運動取締の衝に當たる内務省關係の取締對策は次の如くである。

(一) 治安維持法改正 昨年思想對策委員會で決定された思想取締方針に基く治安維持法の改正は、昨夏來内務、司法兩省に於て研究審議の結果本年一月漸く成果を得、二月議會に提出された。改正案は現行七ヶ條の同法を廢し、之に代るに全文五章四十ヶ條に亘る新法をもつてするもので、改正の主眼點は、一、私有財産制度否認と國體變革行爲とを全然別條に規定したること、二、國體變革に

關する罪に對し特に嚴罰主義を以つて臨みたること、三、外廓團體の組織並にシンプに對する刑罰を明記したること、四、豫防拘禁制度並に被釋放者に對する保護觀察制度の新設等である。

同改正法案は衆議院に於ては訴訟手續に關する規定及び豫防拘禁に關する規定に修正を加へたる上右翼暴力行爲に對する制裁法規の制定を希望條件として可決されたが、貴族院に於ては同改正法案が暴力行爲の取締規定を缺いてゐるため可決されるに至らず、兩院協議會に於ても遂に一致點に到達せず、遂に改正法案は審議未了の儘不成立に了つた。

しかし乍ら政府は同案に對する既定方針は捨てず、内務、司法兩省で引續き研究を重ね來議會に重ねて提出する筈である。

(一) 出版法改正 内務省は治安維持法の改正と併行して左翼思想運動取締のため出版檢閲の擴充、出版取締の徹底を期し、昨年未思想對策委員で決定した要綱を中心に研究調査を重ねつゝあつたが、本年三月に至つて成案を得、出版法中改正法律案として第六十五議會に提出された。同改正法案は著作權法案とともに兩院を通過し、五月一日公布、八月一日より實施されることとなつた。改正出版法の要點は、從來の出版法及び新聞紙法の不備缺陷を除去し、思想取締の實をあげるため皇室の尊嚴の冒瀆、安寧秩序の妨害、犯罪の煽動を目的とする出版物に對し嚴罰規定を特に設けたる點および蓄音機レコードに之を準用してレコードを普通出版物同様に取締ることとなせる點である。

その他本年九月告示、實施されるに至つた警察操典の改正による警察力の團結的強化、更に明春より實施する事に決定された東京以

下七控訴院所在地を中心とする警察ブロックの確立による刑事警察の充實等も、一面思想運動の取締を目標とする施設と云ひ得るであらう。

2 文部省關係

(一) 思想局の設置 文部省では近時思想事件の頻發に鑑みこれが監督指導機關たる學生部の整理充實を計畫したところ第六十五議會の協賛を得たので愈々本年四月學生部を改稱して思想局に昇格せしめることとなつた。しかししてこの思想局は總務、指導の二課を置き現在の學生部の管掌範圍を擴大し學生、生徒は勿論廣く學校の教職員およびこれに準ずるものの思想調査及び指導に關する事項をも管掌するものである。

(二) 精神文化講習所設置 文部省は中等學校、小學校および實業補習學校教員等の思想問題を頗る重視し昨年各府縣に知事を中心とし學務部長、視學官、中等學校長等を集め思想問題研究會を設置せしめ本省學生部より種々資料を提供して思想指導及び監督に關する研究を行はしむると共に本年度より新に精神文化講習施設費四萬七千圓を以て國民精神文化の普及徹底に關する施設を行ふこととなり目下學生部において實施計畫を進めつつあるが、學生部としては先づ各府縣にそれ／＼國民精神文化講習所を設置せしめ各府縣に委託して短期及び長期の講習會を開設せしめる方針である。しかしして短期講習は員數を制限せず中等學校長及び小學校長、中等教員を講習員として三日乃至一週間位、又長期講習は小學校教員、實業補習學校教員青年訓練所指導その他社會教育關係者三十名乃至五十名位

を講習員として四週間以上國民精神文化及び思想問題に關する講習を行ふ計畫であるが、右施設に對してはその規模に應じて補助金を交付する筈である。

(三) **その他の思想善導施設** 以上の他本年文部省は經費二十餘萬圓を支出して次の如き施設を實施する事となつた。

(イ) 従來國民精神文化研究所において實施した師範學校教員に對する思想問題の再教育を行つて成績良好なるに鑑み更らにこの事業を擴充し中學校、高等女學校實業學校等の教員をも研究所に收容し思想上の研究指導を行ふ。

(ロ) 高等専門學校における思想問題の發生は視學機關の不備が重大なる關係あるため従來の醫學方面におけるが如き視學委員を増員して生徒人格の陶冶、國體觀念の養成及び思想上の事項に關しこれが改善指導をなすと同時に教員の研究及び一般授業を視察せしめて思想上の指導監督を徹底的に行ふ。

3 司法省關係

司法省は、第六十五議會に提出された治安維持法改正案が遂に不成立に終つたのでその對策として、豫防拘禁制に關しては、現行法運用による便法を考究し、保護觀察は現行法と警視廳の保安處分により事實上遂行する事を決定した。

次に本年七月決定したる司法省の思想取締具體的方策は次の通りである。

一、現在の判檢事定員では事務處理の萬全を期することが出来ぬから本省に専任の書記官一名思想係専任の豫審判事、檢事各三

十餘名を増員し、各裁判所に配置する。

二、治安維持法を改正し、右翼たると左翼たるとを問はず穩健中正を失する行爲並びに思想は嚴に取締る方針であるが改正所要經費は本豫算に計上せず追加豫算による。

また同省刑事局は治安維持法改正案の來議會再提出に關し本年八月その根本方針を左の如くに決定した。

一、衆議院は前議會において本件改正に關し「現時の世相に鑑み、政府はよろしく朝憲を紊亂せんとする暴力行爲を嚴重に取締かつこれに關する適當なる制裁法規を立案して速に議會に提出すべし」との希望條項を付し貴族院においても同様の意見が出たが右法律案は立法技術、課刑標準その他の點から考慮して治安維持法案中に織込まず單行法として立案するを妥當と認める。

二、従つて治安維持法改正案は大體において前議會に提案したものをそのまま再提案するが貴衆兩院において問題となつた刑事手續と豫防拘禁に關する條項に若干の修正を加へ原案をも幾分その程度を緩和する。

第一篇 國家主義的運動

國家主義的運動は昭和六年九月の滿洲事變を契機として一時に飛躍的發展をなし、翌年の五・一五事件勃發に至る迄華々しい進展を續けた。然るに同事件以後、昭和七年下半年期に入るや、國內社會情勢の變化とともに漸次鎮靜に歸し、各團體は退いて思想的清算と陣容

の整備に専念せざるを得ぬ状態に陥つた。かくして運動が停頓状態に陥るや、成立以來各團體が内部に包藏して思想上のまた運動上の對立矛盾が激化され、表面化されて、遂に昨年は、新日本國民同盟、

生産黨の如き有力團體に動搖、混亂を生じ終には分裂にまで到達するに至つた。本年に於ける國家主義運動もまたこの混亂と動搖の繼續であつた。即ち昨秋の分裂抗爭の状態を收拾せんがために生れ出た國家社會主義全國協議會（後に日本國家社會黨準備會）は却つて自ら新黨創立前に四分五裂して國家社會主義學盟派の大日本國家社會主義協會——大日本國家社會黨——（三月）と松谷派の勤勞日本黨（四月）との二政黨となつて對立し、青年日本同盟はまた伊地知氏の復歸に當つて反伊地知派竹本氏一派の脱退（七月）、續いて八月維新會の旗上げとなつた。國家主義運動の戦線はかゝる混亂状態にあつたため、外部的運動としては各團體が個々に齋藤内閣打倒、軍縮條約の廢棄、血盟團、五・一五事件犠牲者の減刑、釋放、在滿機構改革問題、陸軍パンフレット問題に關する軍部支持等々の運動が行はれてゐるが、何れも五・一五事件以前のそのやうな絶大な影響力をもつものではなかつた。そしてまた上述の混亂せる戦線の收拾統一の運動も概して振はず昨年戦線統一を旗印として名乗りをあげた日本國家社會黨準備會は上記の如く却つて自らの分裂によつて更に混亂状態を深化するのみであつたし、神武會、愛國政治同盟、勤王維新同盟等に結成された愛國運動一致協議會も昨年末成立以來さしたる活動を行はず、何等戦線統一運動に貢獻するところはなかつた。本年かゝる團體としては大本教出口王仁三郎氏を中心に結成された神聖會（七月）および下中彌三郎氏の大亞細亞協會を中心に組織された

維新懇話會（六月）等があるが、何れもその戦線統一への影響力は未知數とされてゐる。

次に本年に於ける各團體の動きを概観しやう。

1 大日本國家社會主義協會の創立

國家社會主義學盟は昨年舊國家社會黨の分裂に際し國家社會主義戦線の主體勢力を結成する意圖の下に十月國家社會黨並に新日本國民同盟より離脱せる國家主義派を擁して國家社會主義全國協議會を結成した。次でその目的とする國家社會主義新黨樹立の準備のため同協議會を日本國家社會黨準備會に改組したが、此頃より近藤榮藏、五十嵐隆兩氏を擁立する一派と石川準十郎氏擁立派との對立が次第に表面化するに至り、ために紀元節に舉行の豫定であつた結黨式は延期されるに至つた。然るにこの兩者の對立は、二月十一日の常任委員會に於て近藤氏一派が提出せる準機關紙「進め」支持取消の件が可決されたため「進め」社を繞る石川氏擁立派の憤激を買ひ、對立は更に激化されて遂に近藤五十嵐兩氏及び石川氏の準備會脱退となり、新黨結成運動は全く停滯するに至つた。かくて準備會は石川氏の後に齋藤武彌氏を委員長にあげ、行詰れる局面を打開せんとしたが、更にまた黨首に松谷與二郎氏を推さんとする日本勞働同盟一派と社會主義學盟一派との對立が表面化されるに至つた。即ち松谷氏を推す日本勞働同盟一派は、學盟を除外して松谷氏を黨首とする新黨を結成せんと企圖するに至り、學盟は極力之に反對し、三月六日遂に正式に準備會を脱退するに至り、茲に準備會は完全に分裂を遂げるに至つた。國家社會主義學盟は準備會脱退と同時に「運動を

より效果的に全面的に進めるため、一步前進してより彈力的效果的體形を採る」事に決し、三月六日左の如き宣言を發して學盟を解體し、先に脱退せる石川氏を中心に大日本國家社會主義協議會を結成するに至つた。

宣言 永くして尊き歴史を持つ日本國家社會主義は、幾度か反動及び赤色の嵐に見舞はれつつ、而も毅然としてその旗を持ち續ける事が出來た。殊にこの兩三年來、一部不純轉向分子の離反常無き歪曲行動に依つて終始妨げられつつも、我等は我等の旗を益々高く掲揚しつつ各社會層に亘つて益々深く浸透前進することが出來た。國家社會主義は今や唯一の將來ある恐るべき力として國民の奥深く生長しつつある、この時に當つて我等は我等の陣容を更に整備して前進するを必要とする。清算すべきものは清算し適材適所に立ち、運動をより效果的に全面的に進めるを必要とする。從來の日本國家社會主義學盟の組織はその當時の成立の環境の故に、各方面に廣く浸透する思想組織として種々の難點を持つてゐた。我々は今や一步前進してより彈力的效果的なる體形を探るべき時期である。これ即ち從來の日本國家社會主義學盟を發展的解消して、茲に大日本國家社會主義協會を組織する所以である。希くば全國同志諸君に於てはその職業及び所屬團體の如何を問はずこれと協力せられんことを。

尙協會の綱領並に役員は左の通りである。

綱領 一、我等は我國固有の天皇制(皇室中心制)を以て我國最適最高の國家體制と信じ一切の經綸をこれが前提の下に行はんとを期す。二、我等は一體としての國家及び國民の確保を以て最

高の道義と信じ何人も共同の利益に反して私利を追ふ能はざるところを要求す。三、我等は日本國家は日本國民の精神的及び物質的生存を永劫に亘りて確保發展せしむるの使命を持つものと信じ、これが國家使命の實現に必要な一切の改革を期す。四、我等は社會生産資財の私有を基礎とする現行資本主義の無政府經濟組織を以て現下の我が國生活を脅やかす最大なるものと認め、これが窮極的撤廢を期す。五、我等は國民生活の救済は原則として生産資財(金融機關を含めて)の國有を前提とする集中的計畫經濟の施行に頼るの外無きものと信じ、これが窮極的實現を期す。六、我等は日本國民は凡ての出發點において平等の權利及び義務を有すべきものと信じ、一切の不當なる特權及び差別の廢止を期す。七、我等は凡ゆる國民は平等の生存權を有するものと信じ、共存共榮の見地よりして國際的に一切の不當なる差別の撤廢、新たな世界秩序の創建を期す。八、我等は凡ゆる國民はその自然の生存基礎たる土地及び資源に於て平等の權利を有するものと信じ、その包有人々に照し他國民に比し過當の土地及び資源を占有せる國民はこれは他の過少占有國民に對して讓渡又は開放すべきことを要す。九、我等は我が國民がその包有人に顧み世界に於て最も不當に貧少なる土地資源の所有者たる事實に基き、我が國民の扶養に必要な應分の土地及び資源を公然世界の過當占有國民に向つて要求す。十、我等が我が國民を中心とし近緣民族を結合せる東亞にまたがる一大國家の建設を以て世界に負ふ我が國民の使命なりと信じ、これが將來的實現を期す。

役員 會長石川準一郎 主事(兼會計) 別府峻介 書記 右

近鶴一 常任幹事 三奈島愛一(福岡) 樋口喜徳(大阪) 鷺野隼太郎(東京) 春日正治(東京) 香月幸造(東京) 放生進一(東京) 河原正雄(東京) 田邊三郎(東京) 森田卓三(東京) 長谷川正(東京)

大日本國家社會主義協會は結成後直に國家社會主義政黨樹立準備工作にかゝり、舊準備會の結黨に先ち、三月十日新黨「大日本國家社會黨」を結成するに至つた。(尙準備會は學盟の脱退により労働同盟派のみ残留する結果となつたが、松谷氏を擁立して四月二十九日結黨式を擧げるに至つた勤勞日本黨是である。(大日本國家社會黨および勤勞日本黨に關しては第三篇第二章第二節に之を記述した。同章參照されし)

2 維新會の設立

昭和八年八月四日生産黨を離脱せる津久井龍雄氏一派は、國社黨を脱退せる赤松克麿氏と提携して國民協會を創立し、更に津久井氏はその指導下にある大日本青年同盟を擧げて赤松氏の日本遞信従業員組合に合流せしめ、八月十七日結成大會を開き茲に青年日本同盟が結成されるに至つた。かくて青年日本同盟は國民協會の實踐部隊となつて、松岡洋右氏の政黨解消聯盟を支持する一方津久井氏の指導下に活躍を續けて來た。然るに結成以來舊國社系と大日本青年同盟系との間に完全なる融合を見るに至らず、兩者間に常に内紛暗闘が絶えず、遂に今春舊國社系の菊地一雄氏等の脱退、同盟主事伊地知義一氏の引退となつたものであるが、本年更にこの抗争は伊地知氏の復歸問題をめぐつて再び繰返されるに至つた。即ち先に脱退せる伊地知氏を支持する同盟員により、同氏復歸を求むる運動が起さ

れ津久井會長は多少の犠牲を覺悟の上で之を承認した、め反伊地知派竹本信一、田中近藏、市原壽氏以下、足立、荒川兩支部員は七月二十二日聲明書を發して擧つて同盟を脱退するに至つたのである。然して竹本氏等は脱退後直に新團體結成に着手し、維新會準備會を設け、次で八月七日東京市足立區の準備會本部に於て結成大會を擧げて日本精神の宣揚を通じて第二の維新實現を期する「維新會」を結成するに至つた。結成大會に於ける宣言並に維新會の綱領、役員を左に掲げて置く。

宣言

いまや皇國日本は國際的危機の重壓下にあり、日本國民たるもの上下心を一にして國祖以來の理想を體し、正義を世界に布くの氣宇を以て事に當るべきの秋、悲しむべし國內の諸相一として皇國の面目たるべきものなく「君民一體」の實を離るゝこと甚だ遠し。

之を政治に見る。國家諸惡の根本として自覺せる國民大衆の指彈を蒙り政黨政治は、五・一五の異變以來殆んど終熄せるに似たりと雖も未だ全く滅び去りしにはあらず。なほ虎視耽々として機をうかゞひつあり、齋藤内閣に代つて出現せる岡田内閣の如きも何等舉國一致の實を有せざる弱力内閣たり、もとより確固たる理想も經綸もなく急迫せる時態に對し一時的瀾縫のほかに何の爲すところもあらざるべきこと既に豫斷し得る所である。之を經濟に見る。既に幾多の破綻を露出せる資本主義經濟機構がいまや更生しつゝありとの説を持つるものもあるも斯の如きは皮相的觀察も甚だしく、所謂軍需工業の興起による局部的好況の竟に老廢せる經

濟機構の全般的趨勢を如何ともすべからず、殊に最近農村地方に於ける慘狀の如き飢民野に滿つるの國內狀勢を以て空前の對外危機を迎へんとする無謀たらずば狂妄たり、今にして適正なる對策の樹立せらるゝなくんば國の安危はかるべからず。

更に之を國民思想の混迷に見よ、社會情勢の頽廢に見よ。何れも一大革新の急速なる實現を要請してやまず、即ち第二維新の必然にして必須たるや疑を入れず、我等の志の發するところ亦此處にあり。

國史始つて三千年、國家悠久の生命の多大の危機に遭遇するあり、而して、總ての危機は必ず、先覺的志士の犠牲的奮發により「君民一體」「舉國一致」の實現を通じて克服せらるゝに至ること大化革新以來一貫してさることなかりし國史の必然である。いまや昭和の國難至るに及び身を挺して之に赴かんとするの志の、苟くも邦家の前途に心を寄する者の胸奥深く燃ゆるを見る。即ち爰に無名にして微力乍ら思を同じうする我等同志盟約して以て「維新會」と稱す。稱呼の由來する處、我等の志の存する處、一に現下の非常難局を克服して皇國日本の世界的使命を達すべく先づ國內改造のために微力をつくさむとするにある。

最近「國家改造」の旗幟を掲げて國體を害するもの多しとするも名實伴はざるもの少なからず、或は外國流儀の革命に倣はむとするもの、或は腐敗階級の御用を努めて革新的氣魄に缺くるもの、或は數名の幹部の賣名利己の手段に供せらるゝもの等々、不幸にして我等の安んじて共同し得べき眞の「日本主義團體」は幾何もない。即ち更めて「維新會」を結成し正義を踐んで一步も假借せざ

る氣概を以て日本主義運動の本流を行かむと期する所以である。ねがはくば滿天下同憂の士の理解と協力を賜らむことを右宣言す。

綱領

我等は日本精神の宣揚を通じて第二の維新の實現を期す。

役員

中央委員會 竹本信一、常任中央委員 田中近藏 外八名、
書記長 市原壽、中央委員 茂野庄八外二十七名。

3 昭和神聖會の結成

大本教出口王仁三郎氏は國家主義陣營の混亂と同運動の分散的傾向に着目し、一九三五、六年の所謂國際的危機を前にし國家主義諸團體の大同團結を企圖して之が準備工作を進めつゝあつたが、本年七月生産黨その他の國家主義諸團體の協力を得たので昭和神聖會を結成するに至つた。昭和神聖會は大本教を主體とし、生産黨を主要支持團體とし、皇道會明倫會、青年日本同盟神武會等との諸國家主義團體と連絡をもち、之等諸團體の統一合同の實現を竟局の目標とするものであるが、その目指すところは皇道の本義に基く祭政一致の確立等であり、之を明にするためその綱領を左に掲げる事とする

綱領

- 一、皇道の本義に基き祭政一致の確立を期す。
- 一、天祖神勅並に聖詔を奉戴し神國日本の大使命遂行を期す。
- 一、萬邦無比の團體を闡明し、皇道經濟皇道外交の確立を期す。
- 一、皇道を國教と信奉し國民教育指導精神の確立を期す。

一、國防の充實と農村の隆昌を圖り國本の基礎確立を期する。

失ふと同時に神兵隊事件の勃發によつて鈴木善一氏以下多數の有力黨員を失ひ、党内は混亂動搖しその運動は一時停滯するに至つた。

一、神聖皇道を宣布發揚し、人類親善の實踐を期す。

本年はまづ組織再建によつてかゝる混亂状態を打開せんとする努力がなされなければならなかつた。即ち本年一月十一日本部に於て委員會を開き規約改正をなすと同時に新役員を決定し陣容の建直しを行ひ、新陣容をもつて一方全國的に黨勢擴張を圖るとともに愛國戦線の大合同を促進し、對議會策としては反皇道議會の徹底的排撃、齋藤内閣打倒舉國皇道政治の確立を闘争目標として進む事となつた

宣言

大日本帝國の大業未だ途にありて、内外稀有の不安に會す寔に憂慮に堪へざるなり、惟ふに是れ天地の大道皇道の大精神を忘却せるに由る。

上記委員會に於て決定された改正規約並新役員は左の如くである。

茲に於て天祖の神勅列聖の詔勅を奉體し大義名分を明かにし百般の事象を究明して世道人心を正し至誠奉公神州臣民たる天賦の使命を遂行し、以て聖慮に應へ奉ることを誓ふ。

る。

右宣言す

改正規約 第一章 組織

主義

本會は神聖なる神國日本の大道、皇道に則り萬世一系の聖天子の天業を翼賛し奉り肇國の精神を遵奉し、皇國の大使命と皇國民天賦の使命達成を期す。

第一條 大日本生産黨は總本部を東京に置き關東關西に別ち關東本部は東京市に置き關西本部は大阪市に置く。

第二章 機關

第四條 總本部には總務部及び黨務局を置く

結成後神聖會は八月大阪本部發會式を舉行せる外京都、廣島、東京、仙臺等の各地に各本部を各本部の下に各地方支部を組織して組織の擴大を圖る一方國家改造斷行上奏請願運動等の活動を行つてゐる。

一、總務部は總裁の最高諮問機關にして總務部長一名、總務若干名を置き總裁之を任命す。

若干名を置き局長は總裁之を任命し黨務委員は局長之を全國黨員中より任命し局長統轄の下に各部の要務を處理せしむ指令事項は局長之を總裁の決裁を経て兩本部常任委員長並びに各機關に指令す。

二、黨務局は黨の最高指令執行機關にして黨務局長一名黨務委員若干名を置き局長は總裁之を任命し黨務委員は局長之を全國黨員中より任命し局長統轄の下に各部の要務を處理せしむ指令事項は局長之を總裁の決裁を経て兩本部常任委員長並びに各機關に指令す。

4 大日本生産黨

大日本生産黨は昨年津久井、三宮兩氏の脱黨によつて津久井氏の率ゐる大日本青年同盟一派及び三宮氏一派の大日本愛國青年同盟を

三、黨務局内に左の部門を置き各部長は黨務委員中より局長之を

選任す。

統制部、組織部 宣傳遊説部 政治教育部 労働部 財政部
事務會計部。

附記、全國各黨員中より兩本部共通の委員擴張委員若干名を置き黨勢の擴張に當らしむ。

第五條 本黨の總會は毎年一回總本部所在地に於て之を開き黨務の根本方針に關して協議するものとす。

總會の事項は黨務局に於て之を行ふ。

第六條 關東關西本部には常任委員長一名を置き其の管下を統轄せしむ。

總本部役員

總裁 内田良平 黨務委員長 吉田益三（財政部長兼任）、黨務委員 八幡博堂（組織部長）關東本部書記長關西本部書記長外一名 書記 西郷隆秀、山本昌彦、小西嘉雄、總務 葛生能久、小幡虎太郎、松田貞輔、池田弘、吉田益三、立花良介、黨務局相談役 池田弘、齋藤盤夫、阪井六輔、顧問 頭山滿。

かくて更生の生産黨は本年六月二十八日東京赤坂三會堂に於て顧問總裁初め全國代表者百五十名の出席を得て第二回全國大會を開催した。大會に於ては左の如き議案が審議され別掲の如き決議が成立した。

議事

一、皇室尊崇に關する件。一、蠶糸對策の件。一、亞細亞聯盟結成の件。一、農村問題に關する件。一、教育改善に關する件。一、中小商工業者の商權確保の件。一、官僚外交の根本的刷新に關す

る件。一、滿洲移民確立の件。一、稅制問題に關する件。一、反軍思想問題に關する件。一、北海道農村問題に關する件。一、極東保全に關する件。一、恩給法改廢の件。一、黨機關紙發行の件。一、愛國學生運動の件。一、青年前衛隊組織の件。一、農村救濟策の件。

決議

一、我黨は國家諸惡の禍根たる金融資本主義制度を改變し所謂反國體的金融寡頭政治を打破して金權奉還金融國營を斷行し、以て民業の繁榮國家産業の發展を期す。二、我黨は現下當面せる農村救濟對策として、農村全負債の十ヶ年支拂猶豫。其後二分利三十ヶ年賦拂の實現を期す。右決議す、

決議 現内閣の惡政は、益々非常國難を激化せしめ、國家を紊り國民を死線に導き、その慘狀眞に言語に絶せり、我黨は不 \times なる現内閣の即時辭職を斷呼として要求す。

生産黨本年の活動として舉ぐ可きは齋藤内閣辭職要求の運動（上掲大會宣言、決議參照）を初め血盟團事件に對しては全國支部を動員して減刑上申書の署名調印を求め、更に減刑嘆願運動を行ふなど血盟團事件減刑運動の先驅となつて活潑な運動を行つた。その他五月には疑獄事件糾弾と内閣打倒の運動および華府條約即時撤廢の運動を展開した事などであらう。

5 皇道會及び青年日本同盟

皇道會

皇道會は昭和八年四月豫後備在郷軍人を中心に結成されたもので

あるが、もと日本國家社會黨を支持せる日本農民組合が皇道會との提携、支持を發表するに至つて兵農一致の政治結社としてその將來の活動を注目されたものであるが、本年は概して不振の状態を續けてゐる。

本年三月四日東京赤坂三會堂に於て第二回全國大會が開催された大會は一、二東京支部より既成政黨擁護論が出て議場混亂に陥るなどの事があつたが、會則改正、新役員決定等が行はれた。その他運動としては本年七月齋藤内閣辭職に際して既成政黨内閣納體反對の聲明をなし、九月には華府條約即時廢棄を要望する聲明書を發してゐる。實に農村方面に關する運動としては、各農村地方支部殊に山梨縣下の支部に於いて飯米貸下要望の運動が活潑に行はれた事を特記すべきであらう。九月十一日皇道會幹部會に於いて決定の上發表された華府條約廢棄に關する聲明書を掲げて置く。

聲明書

皇國國防の第一要義は國防自主權の確立と安全感の確保に在る事は論を俟たざる所である。今や帝國政府は華府條約の廢棄によつて既存不平等條約の拘束を脱却し、以て差等比率主義を撤廢し國防自主權に基く高度軍備國の自制的縮減による總噸數主義を提唱することに廟議決定せり。然れども政府當局は右華府條約廢棄に關しては條約明文に示す所の本年十二月末日迄の適當の時機に於て通告せんとするが如き意圖なるも、吾人は國運の興廢盛衰に關する此の重大豫備會議に當りては、徒らに逡巡躊躇することなく即時廢棄通告をなし、以て確乎不動の信念の下に右豫備會議並びに明年軍縮會議に臨むべきことを強調せんとするものである。

第五部第二篇 國家主義的運動

依つて政府は國民輿論の趨向に鑑み、豫備會議以前に於て速かに廢棄せられんことを要望す。右聲明す。

青年日本同盟

昨年八月國社黨を脱退せる赤松克麿氏と生産黨を離脱せる津久井龍雄氏との提携成つて國民協會が設立され、更に兩氏の指導下にあつた大日本青年同盟と日本遞信従業員組合との合流によつて八月十七日青年日本同盟が設立されたものである。然るに舊國社系と大日本青年同盟系とは結成後も完全なる融合をなすに至らず、之に起因する内紛が常に繰返され、今春兩者の軋擦は遂に舊國社系菊地一派の脱退更に同盟主事伊知地氏の引責離黨にまで發展するに至つた次で伊知地氏の復歸問題を巡つて同氏の復歸に反對する竹本田中氏等の脱退、維新會の設立等となつて同盟が遂に分裂するに至つた事は、維新會設立の頃に之を記述した。

同盟は竹本氏等の脱退によつて勢力の一部を殺がれ、一時運動に沈滞の色を見せたが、本年九月十六日東京赤坂三會堂に於て第二回全國大會を開催し、新に統務長に鶴島氏を押し赤松、洋久井兩氏を顧問となすなど新役員を決定してまづ陣容を建直し更生の第一歩を踏み出す事となつた。同大會に於て審議された議案並に決定された新役員は次の如くである。

議案 一、華府條約の即時廢棄に關する件、二、國防充實請願

運動の件 三、愛國犠牲者×××に關する件 四、愛國犠牲者救援會設定の件 五、在營軍人窮乏家族生活國家保證徹底の件

六、日本主義運動彈壓絕對反對の件 七、農村危機打開に關する件 八、不況農村救濟運動の件 九、國際貿易戰における日本産

業擁護運動の件 十、現財政政策排撃に關する件 十一、非國民的宗教排撃に關する件 十二、自由主義學者言論封壓の件 十三、前衛隊強化の件 十四、愛國團體即時合同提唱の件 十五、規約改正に關する件 十六、運動方針確立の件

役員 顧問 赤松克磨 同 津久井龍雄 統務長 鶴島三郎

(會計兼任) 常任黨務委員 政治外務 伊地知義一 組織宣傳

森本耕 教育出版 會田甚作 常任書記 小松原正一 統務委員

遠山雅一 外十六名 中央委員 深井誠一 外五十七名 前衛隊長

伊知地義一 副前衛隊長 松浦武利 堺常忠

青年同盟も他の國家義團體と同じく本年の運動を、亡國條約の廢棄要請、血盟團、五・一五事件犠牲者の釋放嘆願、在滿機構改革問題に對する軍部案斷行の要請等に集中し、夫々聲明書發表、嘆願書提出、演說會の開催等によつて鬪争を展開した。その一として在滿機構改革問題に對する聲明書(十月十八日)を左に掲げて置く。

聲明書 滿洲國現存の治安の情況と日本國內現前の政治的混沌

の狀勢に顧みて滿洲における施政が當分軍中心に確立せられざる可からざるは言を要せざる所、閣議に於て再度軍部案の決定を見たるは固より其の所である。然るに之に對し關東州の官吏が多數を恃み徒黨を組んで宛然労働爭議に類する反對運動を繼續しつゝあることは官規紊亂の甚だしきものであつて新興滿洲國の發展途上に拭ふ可からざる汚點を印するものである。我等は國家非常時の現狀に鑑み關東州官吏の慎重なる反省を促すと共に事態を茲に至らしめたる責任の大半が菱刈大將を中心とする在滿當局の無能及び岡田現内閣の無力とに基因するものなるを認め速に兩者の

退却を要求し之に代る強力政府に依りて此の問題を圓滿に解決すると同時に進んで對滿國策を徹底的に斷行せられんことを祈念して熄まざるものである。

國家主義的及國粹團體一覽 (當研究所調查)

團體名	(本部所在地、括弧内ハ) 創立年月日	(主張及目的)	(機關紙)	(幹部氏名)	(備考括弧内ハ當該團體發表ノ會員數)
北斗俱樂部	東京市麴町區内幸町一ノ三 大阪ビル (昭二〇・五・七)	維新日本建設皇道ノ 世界宣布		幹事 柳原文史郎 藪本正男 菊地一男	(三百名) 日本國體研究所 ヲ中心ニ右翼青 年分子ノ糾合
亞細亞政策研究所	東京市京橋區木挽町一ノ一 五 (昭二〇・二・)	大亞細亞政策ノ確立	「所報」及「論叢」	代表者 山本勝之助	(三百名)
憲法研究所	東京市丸ノ内昭和ビル四ノ 六 (昭二〇・四・)	邪教拔本塞源 自由主義誅滅		菊地武夫 井上清純 井田磐楠 江藤源九郎	謂ユル「美濃部 機關說排撃」ヲ 直接契機トス
國潮社	名古屋市南區明治町一ノ二 (昭二〇・三・一〇)	真正日本主義	國民前衛	塾頭 住德藏	(二百名) 私塾 大日本國民同志 會ヲ結成準備中
昭和神聖會	東京市四谷區愛住町七六 (昭九・七・三)	皇道大本主義	人類愛善新聞 (旬刊) 神聖 (月刊)	統管 出口王仁三郎 副統管 出口宇知磨	(十五萬人)
勤勞日本黨	東京市神田區元岩井町一五 (昭九・四・二五)	國家社會主義	勤勞日本 (月刊新聞)	總務長 松谷與二郎 黨務長 深田吟治郎	(五萬人)
大日本國家社會黨	東京市芝區今入町一五和合 俱樂部四階 (昭九・三・一〇)	國家社會主義	國社戰報 (月刊新聞) 進(日刊新聞)	黨務長 石川準十郎 黨務長 別府俊介	(正式黨員千名)
大日本國家社會主義協會	同右 (昭九・三・六)	國家社會主義 ノ研究及普及	國家社會主義 (休刊)	會長 石川準十郎 別府俊介	(二百名)

維新青年隊

東京市麴町區內幸町一ノ七
幸ビル
(昭九・四・二五)

維新運動ノ先驅的
實踐ニ獻身

副隊長 佐々木武雄
隊長 大川兼一

(五千人)
愛國政治同盟ノ
青年別働隊

大孝塾研究所

東京市澁谷區代々木大山町
一〇七四
(昭九・三・二六)

日本民族傳統
精神ノ發揚

理事 皆川治廣
研究員 西川雅三
淡德三郎

轉向者更生

日本塾

東京市荒川區尾久町一ノ七
八七森口方
(昭九・五・)

教育敕語ノ遵奉

塾頭 森口作問

(三十人)

愛郷自治聯盟

水戸市新原町愛郷塾
(昭九・三・)

農本自治主義

總務 橋德次郎
書記 齋藤勇齋
理事 大賀治男
書津 耕次郎 吉田定茂

(千二百人)
昭五、一、一、創立
ノ愛郷會ヲ改稱

靖國會

東京市芝區芝公園協調會內
(昭九・三・一)

神武本義

會長 吉田靈明

スメラギズム
研究所ヨリ生ル
九年十月解散

皇生會

東京市澁橋區西大久保二ノ
二四六
(昭九・四・)

スメラギズム

皇國青年會

會長 吉田靈明

興國統盟

東京市赤坂區臺町一一
(昭九・一・二五)

皇道日本主義

興國運動

中崎辰九郎
鬼塚昌停

皇民軍

埼玉縣川口市本町四丁目一
四〇
(昭九・四・三)

皇道日本主義
勞資協調

司令 岩田源次郎

(千名)

日本國體研究所

東京市麴町區內幸町大阪ビ
ル二六二號室
(昭九・五・)

國體原理ノ學術的研
究

責任者 金本祐輔
梨本

十六日會

東京市麴町區有樂町 大正
ビル
(昭九・八・二六)

日本主義

會報

柳町 茂道、神保幸三郎
深田吟治郎、伊地知義一

日本主義陣營ノ
戰線統一機關

天照會

東京市日本橋區小傳馬町二
ノ九ノ一
(昭九・六・二九)

敬神崇祖

(月刊) 天照運動

理事 佐藤清勝
書記 榎坂昌業

(二千二百人)

洗心莊	東京市澁谷區代々木西原八六三 (昭九・三・二)	赤心報國 皇道宣布	代表友納早一 (五十名)
維新會	東京市足立區千住元町一四 (昭九・八・八)	日本主義	維新 (月刊雜誌) 委員長長竹本信一 書記長市原壽一 九九年七月青年日 本同盟ヲ脱退シ テ創立
愛國戰士救援會	東京市四谷區新宿一丁目坂井ビル 改造日本社内 (昭九・一・)	愛國戰士ノ即時釋放	八幡博堂
政黨解消聯盟	東京市赤坂區青山北町四ノ一三 (昭八・三・三)	既成政黨ノ即時解消 昭和維新斷行	昭和維新 (月刊雜誌) 盟主松岡洋右
大日本農道會	神戸市神戸區下山手通四兵庫縣農會内 (昭八・三・二五)	農本主義	大日本農道新聞 (旬刊新聞) 筆頭總務山脇延吉 (三十萬人) 地主、上層自作 農ヲ中心勢力ト ス
皇道會	東京市芝區琴平町二虎ノ門會館 (昭八・四・五)	皇道政治ノ徹底	皇道 (月刊雜誌) 皇道新聞 (月刊雜誌) (月二回) 會長黑澤主一郎 幹事山下巍八郎 (十萬人) 支持組合ハ日本 農民組合
皇維會	東京市麻布區本村町一五二 (昭八・二・)	皇道宣布	皇維 幹事長大崎嘉太 幹事松尾友一 (千名) 國體擁護聯合會 加盟
愛國勞働聯盟	東京市麴町區有樂町一ノ六 大正ビル (昭八・四・二〇)	日本主義勞働者ノ糾合	愛國新聞 委員長長伊藤清 書記長倉岡利夫 同 右
新日本建設同盟	東京市下谷區池ノ端茅町二ノ二一 (昭八・三・)	義勇奉公	盟主笠原幸八 盟主笠原正成 (五百名) 同 右
殉國會	東京市澁谷區上通四ノ二〇 (昭八・八・五)	皇國日本確立	會長村田義一 (二百五十名) 同 右

大日本國士黨

東京市澁橋區戶塚町一ノ四
〇三
(昭八・三・二)

日本主義

首領 伊藤公明 同

右

日本精神協會

東京市赤坂區溜池町三會堂
內
(昭八・三・二)

日本精神作興

日本精神
(月刊誌)

會長 菊池武夫
常務理事 森清人

(三千六百人)

大亞細亞協會

東京市麴町區內幸町大阪ビ
ル
(昭八・三・二)

亞細亞聯盟結成

大亞細亞主義
(月刊誌)

松井石根、菊池武夫
村川堅固、中谷武世

(千名)

國民協會

東京市麴町區內幸町一ノ六
商興ビル
(昭八・七・三)

日本精神ノ國民的滲透

國民運動
(月刊誌)

會長 赤松克磨
黨務部長 津久井龍雄
文化委員長 倉田百三

(三萬人)

新日本國民同志會

東京市丸ノ內日清ビル
(昭八・三・八)

新日本建設

新日本
(月刊)

會長 高廣三郎

(三千人)

國家主義東亞聯盟

東京市赤坂區青山北町一ノ
八
(昭八・一・二七)

赤露防遏

會長 蓑田胸喜
香波信

新經濟國策研究會

東京市麴町區內幸町一ノ三
太平ビル五〇三
(昭八・三・三)

新經濟國策ノ樹立

大井成元、小林順一郎
渡邊滿太郎、松本勇平
河村圭三

(百名)

大亞細亞日本青年聯盟

東京市澁橋區百人町二ノ二
〇二
(昭八・三・二六)

亞細亞再組織

會長 青柳芳彦

(二千人)

日本中小商工聯盟

東京市麴町區內幸町幸ビル
(昭八・三・二五)

日本中小商工
新聞(月刊)

會長 小池四郎

(三千人)

京大清明會

京都市々京區岡崎眞如堂前
九 岩元方
(昭八・三・〇)

君民一如ノ眞日本建設

會長 遠藤季己男
石川勝一
松岡健一

(十五名)

大日本護國軍

九州小倉市富野
(昭八・三・二九)

皇道維新斷行

總本部署務局長 久保美喜

(三萬人)

大亞細亞建設社

東京市澁谷區千駄谷五ノ八
七〇
(昭八・六・)

大道維新

大亞細亞

笠木良明

愛國青年聯盟	東京市麴町區有樂町一ノ六 大正ビル (昭七・三・二)	犧牲殉國	愛國新聞 (旬刊新聞)	總務部長 林保孝三郎 (千五百人)	右
愛國法曹聯盟	東京市麴町區有樂町一ノ六 大正ビル (昭七・五・三)	日本主義的司法權ノ確立	同	理事 角岡知良 (百名)	右
勤王會	東京市麻布區六本木二七 (昭七・八・二四)	忠義臣道	會報	理事長 角岡知良	右
大日本青年同志會	東京市赤坂區青山南町五ノ七八 (昭七・二・二四)	武道ノ練磨 精神ノ修練	會報	相談役 池田壽弘 (千八百人)	
大日本愛國青年聯盟	東京市澁谷區美竹町一三 (昭七・九・一)	大日本主義	パンフレット	會長 三宮維信 (三千人)	
南町塾	東京市赤坂區青山南町三ノ六〇 (昭七・三・二)	皇室至上主義	帝國今夕新聞 (月刊) 日本第一新聞 (月刊)	塾主 宅野田夫 (三十名)	
勤皇維新同盟	東京市小石川區水道端町二ノ六四 (昭七・一・)	明治維新ノ第二次完成 大化維新ノ精神 的復古		理事長 永井了吉 愛國一致運動協 議會加盟	
無名士俱樂部	東京市牛込區馬場下町三五 (昭七・九・一八)	日本主義	無名士新聞 (月二回)	會長 直原豐四郎 (一萬五千人)	
愛國革新聯盟	東京市深川區毛利町一〇 (昭七・二・二八)	皇室中心主義		會長 伊藤信司 (二千五百人)	
新日本國民同盟	東京市中野區昭和通一ノ七 (昭七・五・二九)	建國ノ本義ニ基キ 取ナキ新日本ノ建設	錦旗 (月刊雜誌) 錦旗國民軍 (月二回新聞)	委員長 佐々井一 總務局長 木川龜太郎 (十二萬人)	
自治農民協議會	東京市目黒區中根町一八四 (昭七・四・一〇)	農村自治ノ完成		代表者 長野朗	

日本新進青年聯盟	東京市小石川區武島町一三 (昭二・三・六)	青年自治	みほぎ苑 (月刊)	幹事長 青島理明
國體主義同盟	京都市左京區吉田本町 (昭七・六・二九)	日本國體ノ科學的研究、普及	社會と國體 (月刊二回雜誌)	總理事長 里見岸雄 (公表セズ)
愛國勞兵隊	大阪市浪速區鹽草町一一五 (昭七・三・二〇)	日本主義的產別勞働者組合ノ完成	日の九新聞 (旬刊)	東出信次郎 堂前孫三郎 (六百名)
維新同盟	東京市澁谷區榮通一ノ二 (昭七・七・七)	日本主義		理事長 大林一之吉 永侃生
愛國政治同盟	東京市麴町區內幸町一ノ七 幸ビル (昭七・五・二九)	建國ノ精神ニ基キ採取ナキ新日本ノ建設	維新日本 (月刊新聞)	委員長 小池四郎 陶山篤太郎 (五萬人)
日本青年愛國同盟	東京市澁谷區原宿三ノ三一 七 (昭七・二・二二)	皇道日本主義		實行委員 河田正太郎 岡田善太郎 津田央 (一萬一千人)
昭和義塾	東京市麻布區谷町三八 (昭七・二・二二)	皇國的獨裁	稜威 (月刊雜誌)	塾長 前田芳藏 (六十名)
赤誠會	東京市目黒區駒場町八〇四 (昭七・一・二)	唯實行 尊皇山愛國寺建設		主事 栗原勇 (二千人)
九大皇道會	福岡市筥崎九州帝大法文學部內 (昭七・三・二九)	皇道主義		會長 鹿子木員信 有馬俊郎 木下允明 (三十名)
皇民意識研究會	東京市澁橋區下落合四ノ二 一九八 (昭七・二・〇)	天皇中心主義	皇民意識 (月刊雜誌)	長澤九一郎
國民社會黨	大阪市住吉區天下茶屋一一 ノ二一 (昭七・八・二三)	日本主義	國民社會新聞	書記長 藤崎哲 (八千人)
大日本國防婦人會	大阪市西區新町南通三ノ三 一 (昭七・二・二三)	銃後防衛	婦人國防 (月刊)	副部長 平松ミサホ (二十萬人)

光風塾	東京市芝區三田功運町八 (昭七〇・二)	民族自決的亞細亞統一	光風	代表 千々波 敬太郎 (二十名)	(三萬人)
神武會	東京市麴町區內山下町東洋ビル (昭七・二・二)	神武建國的精神、皇國的教育、政治、經濟ノ實現	日本	總會 務頭 大川 周 敏	愛國一致運動協議會加盟 十年二月十一日解散
國維會	東京市麴町區內幸町一ノ三 大阪ビル (昭七・一・二七)	日本精神ノ世界的光	國維	常任理事 安岡正篤 茂近衛文麿、大島辰次 荒木貞夫、後藤文夫、外	九年十二月九日解散
大日本生產黨	東京市麴町區永田町二ノ八 六 大阪市北區西堀川一四 (昭六・六・二八)	大日本主義	黨報	總務局長 內田 益三 顧問 吉田 滿	(三十二萬三千人) 國體擁護聯合會加盟
改造日本社	東京市四谷區新宿一坂井ビル內 (昭六・二)	日本主義	改造戰線	社長 八幡 博 堂 顧問 頭山 滿、內田 良平、松永 材	同生產黨支持
鶴鳴莊	東京市麴町區內幸町一ノ六 島ビル (昭六・三・六)	大日本主義	代表 摺 建 甫 同	代表 摺 建 甫 同	右
愛國學生聯盟	東京市瀧野川區田端五六五 (昭六・九)	皇道宣布	愛國新聞	委員長 福島 陸 一	(一萬人)
昭和同志會	東京市芝區田町八ノ一 (昭六・二・二)	皇室中心主義	會	會長 小川 良 一	同
櫻華聯盟	東京市澁谷區穩田三ノ一九 一 (昭六・三)	富士ト櫻ノ示現	櫻華聯盟	師 佐藤 臯 藏	(六百五十名)
國士同盟	東京市目黒區三田一五一 (昭六・三)	亞細亞自治	東北春秋	主 盟 中 川 功 同	右

建國精神顯揚協會	東京市本郷區根津宮永町三八 (昭六・二・三)	建國ノ大精神	國ノ礎	相談役 荒木貞夫 會長 加藤寛治 總務 二子石官太郎 香取信一郎	(十三萬人) 國粹義勇飛行隊アリ
國粹大衆黨	大阪市東區北濱一丁目二八 (昭六・三・二〇)	國粹日本主義	國粹大衆	總裁 笹川良一	
皇道振興會	東京市四谷區左門町四 (昭六・二〇)	皇道主義	皇道主義	會長 北小路資武	(三萬人)
全國大日本主義同盟	東京市澁谷區常磐松二六 (昭六・四・二)	日本主義	日本主義	盟主 松永材	(六千人)
國防聯盟	東京市中野區本町通六ノ二 (昭六・二〇・二)	皇道主義	非常時日本	總長 望月義人	(三千二百人)
國民解放社	東京市芝區田村町六ノ二 (昭六・五)	農本立國ノ建設	國民解放	宮越信一郎	(二千三百人)
愛國青年同盟	東京府八王子市千人町一三八 (昭六・二・二)	大日本主義	神風	代表 野口幹	(六千人) 十年二月皇道維新聯盟ニ加盟
對外同志會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三 (昭六・三)	對支、露、滿蒙、英米對策確立		石光眞臣、五百木良三、 入江種矩、堀口九萬一、 內藤順太郎、外	(千人)
大民俱樂部	東京芝區芝公園一二號地 (昭六・三・二)	皇室中心主義	大民	理事長 花田半助	(一萬三千人)
興民會	東京市赤坂區福吉町一 (昭六・四・二)	敬天愛人愛鄉興民	興民布告	會長 日堂則義	(二千七百人)
神道聯盟	東京市下谷區東坂町五〇 (昭六・三)	神國日本宣揚	神國日本宣揚	理事長 佐藤清勝	(二百廿五人)
日本生産大衆黨	東京市芝區櫻田本郷一一 (昭五・四・二九)	政黨政治打破、皇統治權確立	太陽	西田摩雄 薩摩雄次	稅

大日本愛國義團	東京市城東區龜戸町五ノ一 一七 (昭五・二〇・二七)	日蓮主義	愛國義團報	團長 松岡林造	(三千人) 國體擁護聯合會 加盟
風雲俱樂部	東京市芝區三區田功運町八 光風塾内 (昭五・二)	日本主義	風雲	代表 千々波敬太郎	(百三十名) 同 右
興國義會	東京市芝區田村町一丁目内 田ビル (昭五・一)	日本主義		松林 亮 入江 種 矩 小山田 周南	
全日本護國聯盟	北海道小樽市稻穂町東五ノ 五 (昭五・八・三〇)	皇道主義	護國日本 (月刊)	會長 山本貞四郎	(二千三百人)
皇政(宣揚)會	臺灣臺北市若竹町一ノ二 (昭五・二)	皇道主義		總幹 鎌田好太郎	
彌榮會	東京市麹町九段三ノ四ノ一 (昭四・六・三六)	君意民心相即不二	皇道新報	子爵 白川資七	
大日本昭和聯盟	東京市麹町區内山下町東洋 ビル四〇六 (昭四・二・三五)	敬神尊皇愛國	あかるい政治 (月刊)	總理事長 水野鍊太郎	(二千八百人)
立憲養正會	東京市澁谷區代々木深町一 六〇 (昭四・三・一〇)	天皇政治確立	養正時報	總務 田村益喜二	(四十六萬人)
白王社	東京市芝區田村町二内田ビ ル (昭四・四)	滿蒙問題研究		入江 種 矩	國體擁護聯合會 加盟
大道社	東京市麻布區六本木二七 (昭四・四)	國際正義確立		角岡 知良	同 右
大日本國輝會	東京市麹町區内幸町一ノ六 (昭四・二〇・一)	皇室中心主義		會長 肥田琢司	同 右
大日本經國聯盟	東京市赤坂區福吉町二、一 條家別邸内 (昭三・二、三)	皇道主義	經國新聞 (月刊)	總裁公署 一條實孝 理事長 爪生喜三郎	(三千三百人) 國體擁護聯合會 加盟

日本青年協會	東京市麻布區新龍土町八 (昭三・三)	尊皇愛國	アカツキ (月刊)	總裁 清浦奎吾 會長 宇垣龍吉 常務理事 關屋龍吉 理事 北吟吉、若宮卯 之助、武田豐四郎、下位 春吉、	(二千人)
祖國會	東京市杉並區井荻三ノ一 (昭三・九)	非祖國的ナルモノ 切ノ排除	祖國 (月刊雜誌)		(三千五百人)
大日本錦旗會	東京市澁谷區幡ヶ谷本町三 丁目 (昭三・五・二五)	皇道主義	錦旗公論 (月刊雜誌)	會長 本多葵堂	(三萬五千人)
洛北青年同盟	京都市左京區高野泉町一 八 (昭三・二・一)	皇道日本主義	ニユース	委員長 中川祐一 書記長 井門利一	(三百六十名) 生產黨支持
大日本守國會	名古屋市南區熱田旗屋町二 九二 (昭三・三・一)	皇室中心主義	守國會	會長 吳鋼二	國體擁護聯合會 加盟
內外更始俱樂部	東京市牛込區原町一ノ四 九 (昭三・八・一)	皇道主義	革新時報	代表 平野小劍	(五百廿人) 右
愛國社	東京市芝區白金臺町一ノ八 一 (昭三・八・一)	支那・思想問題研究		岩田愛之助	同 右
大日本奉公團	東京市麴町區土手三番町三 〇 (昭三・九)	皇室中心主義		蓮井繼太郎	同 右
立憲革新青年黨	東京市日本橋區濱町二ノ八 九 (昭二・二・二〇)	皇室中心主義		首領 佐藤正吾 幹事 堀之内高潔	(五千人) 國體擁護聯合會 加盟
舊邦社	東京市麻布區田島町三六 (昭二・二・二)	日本主義		友野直二	(三千六百人) 同 右
明德會	東京市赤坂區青山南町三ノ 三六 (昭二・三・二)	皇室中心主義	明德論壇 (月刊誌)	主幹 鹽谷慶一郎	(二千人) 同 右

大衆國威聯盟	東京市麴町區平河町一ノ五 (昭二・二・三)	天皇政治獲得	大衆國威 (月刊誌)	總裁箕浦春浪 (一萬五千人)
錦旗會	東京市牛込區喜久井町三四 (昭二・五・八)	錦旗日本	日本思想 (月刊)	主宰遠藤友四郎
金雞學院	東京市小石川區原町一二 (昭二・四・一)	王道主義	會報	院長伯爵酒井忠正 監安岡正篤 (二千人)
東亞學藝協會	東京市目黒區自由ヶ丘二六 四 (昭二・一・八)	日本主義	日本新論 (月刊誌)	常務理事木村秀吉
新政會	東京市本郷區駒込林町三五 (昭二・四)	政黨政治排擊	新政治 (月刊)	會長神木鴻山 理事長眞繼雲 (九百六十名)
東亞聯盟義會	東京市芝區田村町一九田ビ ル三〇 (昭二・二)	亞細亞復興		入江種亮 松林 國體擁護聯合會 加盟
神州護國團	東京府八王子市千人町一三 八 (昭二・二・三)	尙武皇道日本ノ確立		團長小野口健 幹事長小林健雄 (六百名) 右
東亞振興會	東京市丸ノ内二ノ一八 (昭二・四・三)	東亞問題研究		總務橋富士松 (四百名)
回天時報社	東京市京橋區銀座四ノ五 (大五・九)	皇道宣揚一死報國	回天時報 (月刊)	社長池田弘 主幹香渡信 國體擁護聯合會 加盟
海軍有終會	東京市芝區榮町一三 (大五・一・四)	海軍時事問題並ニ思想問題研究	有終 (月刊誌)	理事長竹下資明 副理事長中島 在郷將校 (二千八百人)
立憲維新黨	東京芝區田村町櫻田館 (大五・四・三)	政治ノ惟神化	維新 (月刊誌)	會長大和茂樹 (八千人)
愛國同志會	東京市麴町下二番町 (大五・二・六)	皇道主義	愛國 (月刊)	會長公爵一條實孝 理事長大島高精 (五千人)

國本社
東京市麴町區平河町二ノ二
ノ八
(大五・三)

國本ヲ固クシ國家民族ノ急務ニ赴ク

國本新聞
(月刊誌)

會長 平沼騏一郎
理事 齋藤實
顧問 池田成彬、大角岑生、小倉正恒、加藤一寬、河田烈、宇垣一成、真崎甚三郎、小磯國昭、後藤文夫、荒木貞夫、菊池武夫、結城豐太郎、末次信正、其他

大統社
千葉縣八幡町

國體宣揚

代表 吉田三郎

國體擁護聯合會
加盟

大日本殉國聯盟
東京市本郷區森川町一
(大五・三・三)

國體宣揚

殉國會

會長 增井潤一郎

(一萬人)
同 右

建國會
東京市荒川區三河島六ノ七
五
(大五・五・三)

天皇政治確立

皇道會

會長 赤尾敏

(五萬人)
同 右

立憲大同聯盟
東京市目黒區上目黒九八七
(大四・〇・四)

君民同治

代表 長松本正雅夫

(四千人)
國體擁護聯合會
加盟

大日本俱樂部
東京市牛込河田町一九
(大四・六・三)

皇道日本主義

增田一稅

同 右

原理日本社
東京市世田ヶ谷區若林町二
七八
(大四・二・一)

世界文化單位日本

原理日本
(月刊誌)

三井甲之
義田胸喜外

(七百八十名)
同 右

明治會
東京市江戸川區一之江町
(大四・五・六)

明治天皇ノ盛徳大業ヲ渴仰

明治會
(月刊誌)

會長 田中智學

(一萬人)
同 右

關東玄洋社
東京市芝區芝公園廿一ノ八
(大四・三)

日本主義

社長 岡安三郎

同 右

大日本正義團
東京市芝區高輪南町二九
大阪市東淀川區南濱町
(大四・三)

忠君愛國

正義時報
(月刊新聞)

主盟 酒井榮藏

(廿四萬人)
別ニ滿洲正義團
アリ

東亞聯盟
東京市赤坂一ツ木町六六
(大・四・三)

東亞民族融和

主盟河野巳一 (七千人)

帝大七生社
東京市本郷區臺町三九
(大・四・一・七)

一君萬民、歪曲日本ノ非資本主義的治療

穂積吾一、田中泰岩
阿刀田駿郎

皇國擁護會
東京市荒川區日暮里町九
(大・三・七・三)

皇道主義

會長本多輝雄
國體擁護聯合會
加盟

勤王聯盟
東京市四谷區南寺町四二
(大・三・一・六)

天皇中心主義

(月刊) 王

會長菊池武夫
同 右

聖日本學會
東京市澁谷區原宿三ノ二三
(大・三・二)

神聖日本主義

理事長田尻隼人
同 (四百名) 右

大日本護國會
東京市本所區吾妻橋二ノ二
(大・三・二・二)

尊皇愛國

總裁公爵一條實孝
會長大河原徹
同 (一萬四千人) 右

恢弘會
東京市麴町區九段借行社内
(大・三・四・三)

忠君愛國

(月刊誌) 弘

會長大井成元 (一千人)

國民共勵會
東京市赤坂區福吉町一
(大・三・九・〇)

勞資協調

縱橫評論 (月刊)

常務理事百々巳之衛
主和 田

更始一心會
東京市青山南町六ノ八三
(大・三・三)

分限尊重、因果理法ヲ忘ルル勿レ

角田清彦

國體擁護聯合會
加盟
七年九月更始會
ヲ改稱

大行社
東京市本郷區駒込千駄木町五一
(大・三・三)

天皇中心、新興日本建設

經濟社會

清水行之助
鈴木 勇

洋々會
東京市麻布區霞町二二
宇佐川方
(大・二・六・七)

忠君愛國

幹事長海軍大將百武三郎
(二百三十四名)
海軍將官有志

大東文化協會
東京市麴町區富士見町一ノ七
(大・三・二・二)

東洋文化思想振興

(月刊) 大東文化

副會長山本梯二郎
會長加藤政之助
大東文化學院ヲ經營

紫雲莊	東京市麴町區內幸町一ノ六 (大二三・一・二)	財團階級	代表 橋本徹馬
國士同盟會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三 (大二三・二・二)	ユダヤ禍芟除	內藤順太郎
東洋共存會	東京市中野區文園町一一 (大二二・二・三)	世界共存、人類共榮	會長 斯波貞吉 (一千七百人) 幹事 望月義人
原理日本軍	東京市澁橋區西大久保二ノ三四五 (大二二・二・二)	原理日本ノ世界的展開 赤化排撃	主 盟 鬼倉重次郎 (一萬二千人)
大和民勞會	東京市目黒區上目黒八ノ五七一 (大二〇・一・二〇)	皇室中心主義、思想善導	副總裁 藤代蕃山 (三十八萬六千人) 幹事 根本健光 (國體擁護聯合會加盟)
護皇會	東京市牛込區市谷富久町一〇五 (大二〇・二・三〇)	大和民族性發揚	會長 中山忠次 (五千人)
新日本協會	東京市世田ヶ谷區代田二ノ六八一 (大二〇・五・二)	思想善導	會長 山本悌二郎 (一千二百人) 理事 今井龍三郎
奉仕會	東京市麴町區富士見町二ノ一〇 (大二〇・二・三)	神祖崇拜盡忠報國、國體擁護	會長 佐藤鐵太郎 (八萬人) 常務理事 葛生仁三郎
國士會	東京市淺草區千束町二ノ三四 (大二〇・九・)	君民同治	主幹 志村吉雄 (五千人) 幹事 下山治平
國風會	東京市澁谷區千駄ヶ谷町一ノ五六二 (大二〇・二・三)	日本主義	會長 上泉德彌 (一萬三千人)
照國會	東京市澁橋區百人町三ノ三七三 (大二〇・三・)	敎諭ノ實踐	理事 阿波松之助

大 乘 會	東京市小石川區小日向臺町一ノ六三 (大九・三・〇)	大乘佛教ノ眞諦具現		顧問 介、問頭山滿、望月圭 副會長兒玉秀雄、清浦奎吾 武田豐四郎	
關 東 國 粹 會	東京市麴町區內幸町一ノ六 商興ビル本館 (大八・三・二)	皇室中心主義	國 粹	總會長 渡邊千冬 高山高 通	(十萬人)
大日本國粹會總本部	東京市赤坂區新坂町四五 (大八・二・二)	仁俠奉公血盟	國粹の日本	顧問 會長 中安信三郎 床次竹次郎 頭山滿外	
皇 明 會	東京市豐島區鷺宮四ノ四八 九 (大八・二・二)	皇道主義		會長 四宮憲章	
大日本皇道義會	東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ 六五八 (大七・七・七)	皇道主義	白 (月刊誌)	總會長 荒木貞夫 石井三郎	(八萬人)
働 く 會	東京市深川區平久町一ノ五 (大七・七・〇)	二ノ金主義	働 く (月刊)	會長 峰田一步	(千二百人)
皇 民 會	東京市赤坂區中ノ町一四 (大五・二・二)	皇室中心主義	皇 民	會務理事 松井茂 龜岡豐二	(千五百人)
乃 木 講	東京市麴町區麴町六ノ五 (大四・二・二)	聖訓力行質素勤儉	乃木講友 (月刊)	總取締 井上幾太郎	(六萬人) 乃木少年團アリ
國民精神協會	東京市目黒區東町五四 (大三・九・三)	國民精神作興	國 民 精 神	代表者 渡邊小洋	(六千人)
中 央 乃 木 會	東京市赤坂區新坂町六三 (大三・六・三)	乃木大將ノ誠烈顯揚		會長 阪谷芳郎	(二十一萬人)
天 長 地 久 團	東京市杉並區高圓寺三ノ三 〇一 (大三・〇・三)	忠孝一本	頂 角	團理事 佐藤天齊 佐藤俊治	(一萬人)
愛 國 青 年 社	東京市小石川區原町一三 (明四・六・五)	建國精神尊重	愛國ノ青年	主 幹 岩田直次郎	(三萬八千人)

修養團 東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六八 (明三九・二・二) 流汗鍛鍊同胞相愛 向上、愛と汗、白ゆり (月刊) 團長 平沼驥一郎 (二十萬人)

國教宣明團 東京市世田谷區代田二ノ一 (明五一) 國教宣明 團長 酒井勝軍 日猶協會アリ (明三六・三・二)

中央報德會 東京市四谷區三光町八 (明三四・二) 思想善導 理事 一木喜德郎 (一萬人)

黑龍會 東京市麴町區永田町二ノ八 (明三四・二・二) 天皇主義 亞細亞時論 主幹 內田良平 國體擁護聯合會 加盟 小幡虎太郎

日本力行會 東京市板橋區小竹町二六四 (明三〇・二・二) 二ノ金主義 力行世界 會長 永田 稠 (二千五百人)

大日本武德會 京都市左京區岡崎西天王町平安神宮內 (明三六・四・二) 武道獎勵 武德會 會長 鈴木莊六 (廿六萬五千人)

日本弘道會 東京市神田區西神田二ノ一 (明九・四) 國民教化 弘道會 會長 德川達孝 (五千八百人)

〔其他〕

△日本再建同盟(東京市芝區琴平町二小倉ビル、昭七、五創、板垣守正)△大道會(東京市麴町區永田町二ノ一、昭七、一二創、山本岩雄)△大日本國粹聯合會(東京市麴町區內幸町虎ノ門ビル、昭五、一創)△新政會(東京市本郷區駒込林町三五、昭五、三創、神木優之助)△大日本報國會(東京市京橋區銀座西七ノ五、昭四、四創、蛭田順一郎)△暹國會(東京市赤坂區表町一ノ四、昭四、一一創、板倉傳吉)△大日本青年聯盟(東京市赤坂區青山南町二ノ一一、昭二、二創、久保寺山之輔)△汗山莊(東京市四谷區永住町二入江方、大五、四創、入江種矩)△大日本古神道實行團(別府市外朝日村小倉、大二、四創、山本豐國彦與村愛子)△支洋社(福岡市西職人町、明一二創、喜多島淳)△大日本護國青年聯盟(東京市本所區中ノ郷業平町三四五、昭四、三創、阿部繼芳)△大日本國民思想善導會(東京市牛込區辨天町、大二三、一創、武智德平)△大日本帝國振武會(東京市澁谷區原宿二三〇、大五、八創、砂原留吉)△五月黨(東京市中野區沼袋南一ノ一五一五、昭八、六創、畠山

清身)△天行會(東京市澁谷區常盤松一二、昭七、創、頭山秀三)△日本義會(東京市麴町區內幸町一ノ六島ビル一五、昭九、三創、牧野務)
△日本持治派同盟(東京市麴町區內幸町幸ビル、昭七、二創、津田光造長野朗)

國民精神文化研究所

東京市品川區上大崎長者丸
二八四
(昭七・八・三三)

國民精神文化ノ研究
指導及普及

「國民精神文化」
「國民精神文化」
編輯

研究所
部長

關吉

屋田

龍熊

吉次

文部省直轄共産主義思想對策機關

部長
關吉
屋田
龍熊
吉次

附 録

昭和九年中に
制定せられたる

社會問題關係法規

昭和九年中に
制定せられたる
社會問題關係法規
目次

法規一覽(一般・勞働・農業・社會事業)……………一
 衆議院議員選舉法中改正法律……………四
 同右施行令(改正)……………九
 出版法中改正……………一四
 著作權法中改正……………一五
 健康保險法中改正……………一六
 同右施行令中改正……………一七
 同右法ノ規定ニ依ル運送事業ノ指定……………一七
 簡易生命保險規則中改正……………一八
 土石採取場安全及衛生規則……………一八
 政府所有米穀特別處理法……………二二
 同右施行令……………二三
 米穀處理委員會官制……………二三
 臨時米穀移入調節法……………二三
 同右施行令……………二三

米穀需給調節特別會計法中改正……………三三
 米穀對策調査會官制……………三三
 東北振興調査會官制……………三四
 凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ交付ニ關スル法律……………三四
 同右施行令……………三五
 金錢債務臨時調停法中改正……………三六
 減刑令……………三六
 復權令……………三七
 小年教護法施行令……………三八
 小年教護法第十四條第一項但書ニ依ル承認ニ關スル規則……………三〇
 癡病院法中改正……………三一
 癡病院官制中改正……………三一
 癡病院法施行規則中改正……………三三
 傷病院入院者親族扶助料一時扶助料給與手續……………三三
 傷病院法第三條第四項ノ規定ニ依ル扶助料ノ額ニ關スル勅令……………三三
 軍人傷痍記章令中改正……………三三
 朝鮮府郡島小作委員會官制……………三四
 朝鮮小作調停令中改正……………三四
 朝鮮農地令……………三五

昭和九年中の社會問題關係法規一覽

○一般ニ關スルモノ

社會局官制中改正（勅令第一六五號、六・一五）

文部省思想局官制（勅令第一四七號、五・三一）

司法部内臨時職員設置制中改正（勅令第二〇二號、四・二四）

裁判所職員定員令中改正（勅令第一〇三號、四・二四）

衆議院議員選舉法中改正（法律第四九號、六・二二）

同改正施行令勅令（第三二五號、一一・一〇）同施行規則（内務省

令第二九號、一一・一〇、遞信令第六七號、一一・二二）

衆議院議員選舉法取締規則（内務省令第三六號、一二・二二）

出版法中改正（法律第四七號、五・一）同施行規則（内務省令第一七

號、七・一）八月一日ヨリ施行（勅令第二二四號）

著作權法中改正（法律第四八號、五・一）

産業組合施行規則中改正（農林省令第二二號、七・三〇）

家計調査施行規則ニ基ク指定中改正（内閣告示第四號、六・二五）

金錢債務臨時調停法中改正（法律第四一號、四・二）四月廿一日ヨリ

施行（勅令第九三號、）

風水害ニ因ル被害者ニ對スル租税ノ減免猶豫等ニ關スル法律（法律

第五一號、一二・八）

農村其他應急事業地方債許可特例（勅令第三二九號、一二・一五）

簡易生命保險規則中改正（遞信省令第五二號、六・一四）

簡易生命保險函館市火災非常取扱規則（遞信省令第四五號、三・二六）

○勞働問題ニ關スルモノ

商工會議所法第九條ノ規定ニヨル貸銀調查規則（商工省令第五號、

三・二四）

健康保險法中改正（法律第一三號、三・二四）同施行令中改正（勅令

第四〇〇號、一二・二七）健康保險特別會計事務取扱規定中改正

（内務省訓令第八號、五・二二）

國際勞働總會ニ關スル條約公布（條約第二號、七・三）

土石採取場安全衛生規則（内務省令第一一號、五・三）六月一日實施

鑛業法中改正（法律第三七號、三・二八）七月一日實施（勅令第一九

四號）

船舶安全法施行令（勅令第一三號、一・三一）同施行規則（遞信省令

第四號、二・一）臺灣ニ施行スル件總督府令第三號）

船員職業紹介法施行規則中改正（遞信省令第五〇號、五・二九）七月

一日施行

日本製鐵株式會社ノ従業員ニ對スル扶助ノ特令ニ關スル件（勅令第

二號、一・二四）

陸軍共濟組合規則中改正（陸軍省令第一六號及達第二二號、六・一四）

七月一日ヨリ施行

改正漁業法施行期日（勅令第二三一號、七・二四）八月一日ヨリ施行

臺灣總督府專賣官署共濟規則中改正（總督府令第三一號、三・三一）
恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則中改正（勅令第三三號、三・一六）

勤勉手當給與令中改正（勅令第三一五號、一〇・二三）
殉職學校職員表彰規定（文部省令第一〇號、一一・三〇）

○農業問題ニ關スルモノ

農林省ニ米穀局設置（勅令第五〇號、五一號、三・三〇、勅令第一二四五、五・八）

農林部内臨時職員設置制中改正（勅令第一二五號、五・八）

臨時農林省ニ經濟更生部設置ノ件中改正（勅令第一二六號、五・八）

米穀對策調查會官制（勅令第二五六號、九・一）

東北振興調查會官制（勅令第三四六號、一二・二四）

凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ關スル法律（法律第五二號、一二・一〇）同施行規則（農林省令第三〇號、一二・一七）十月廿一日ヨリ施行（勅令第三三〇號）

米穀需給特別會計法中改正（法律第二一九號、三・二八）同規則中改正（勅令第七六號、三・三〇）昭和九年度ヨリ施行

臨時米穀移入調節法（法律第三三三號、三・二九）同施行令（勅令第一三六號、五・一八）五月廿日ヨリ施行（勅令第一三五號）

米穀貯藏規則中改正 農林省令第三號、四・一三）
農業倉庫業法中改正（法律第一號、三・一一）五月廿日ヨリ施行（勅令第一三〇號）農業倉庫業法ニ依ル物品指定追加（勅令第一三一號、五・一五）同施行規則中改正（農林省令第一〇號、五・一六）

米穀貯藏獎勵要項ニ關スル件中改正（農林省告示第一二九號、四・

一三）

政府所有米穀特別處理法（法律第三二號、三・二九）

同施行令 勅令第一三三號、五・一八）五月廿日ヨリ施行（勅令第一三二號）米穀處理委員會官制（勅令第一三四號、五・一八）

昭和八年勅令第二八三號米穀統制法第九條ノ規定ニ依リ米穀其他ノ輸入稅增加ノ件改正（勅令第七九號、三・三〇、勅令第三三五號、一二・二二）

開墾土地移住民ニ對スル汽車電車等ノ特別取扱法中改正（農林省告示第一二七號、四・一一）

示第一二七號、四・一一）

糸價安定融資擔保生糸買收法中改正（法律第三五號、三・二八）

製糸業共同施設獎勵規則中改正（農林省第二號、二・五）

農會法中改正（法律第四二號、四・六）昭和十年四月一日ヨリ施行（勅令第三三〇號）

朝鮮府郡島小作委員會官制（勅令第八六號、四・一〇）同規定（府令第九四號、九・一四）

朝鮮小作調停令中改正（制令第一六號、五・三一）

朝鮮農地令（制令第五號、四・一一）

同施行規則（府令第九三號）同改正府令第一〇六號、一〇・二〇）

十月廿日ヨリ施行（府令第九二號）

朝鮮土地改良令施行規則中改正（府令第五四號、四・三〇）五月一日ヨリ施行

朝鮮紬検査規則改正（府令第一〇四號、一〇・一五）

○社會事業ニ關スルモノ

減刑令（勅令第一九號、二・一一）

朝鮮紬検査規則改正（府令第一〇四號、一〇・一五）

復權令（勅令第二〇號、二・一一）

職業紹介法施行規則中改正（內務省令第三七號、一二・一八）

癡兵院法中改正（法律第一二號、三・二五）

同官制中改正（勅令第一六九號、一七〇號、一七一號、一七二號、
六・一八）

同扶助料ノ額ニ關スル勅令（第二五七號、九・一）

六月廿日ヨリ施行（勅令第一六八號）

傷兵院入院者親族扶助料一時扶助料給與手續（閣令第一號、六・
二三）

軍人傷痍記章令中改正（勅令第二四號、八・一〇）

小年教護法施行令勅令（第二八〇號、九・二九）

（勅令第二八一、二八二、二八三、號及內務省令第二二號、訓令第
四號、文部省令第八號參照）十月十日ヨリ施行（勅令第二八七九號）

臺灣總監府感化院官制中改正 勅令第二八五號、一〇・一）

小年教護院規則中改正（府令第六七號、一〇・一）

活動寫眞映畫取締規則（朝鮮總督府令第八二號、八・一〇）

臺灣總督府精神病院官制（勅令第一九二號、六・二六）

癩豫防法施行規則（臺灣總督府令第六六號、九・二三）

朝鮮癩療養所名稱位置其他（府令第九八號、九・二九）

公益質屋法樺太ニ施行スルノ件（勅令第三二一號、一一・八）

衆議院議員選舉法中改正

法律(昭和九年六月二十二日)
法律第四九號

第二條第二項中 「特別ノ事情」ヲ「必要」ニ改ム

第三條第二項中 「數開票區ヲ設クルコトヲ得」ヲ「數開票區ヲ設ケ又ハ數郡市ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得」ニ改ム

第七條第二項中 「戰時若ハ事變ニ際シ」ノ下ニ「又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付アハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ」ヲ加フ

第十二條第一項中 「一年以上」ヲ「六
月以上ニ、同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一
項ヲ加フ

選舉人ノ年齡ハ選舉人名簿確定ノ期
日ニ依リ之ヲ算定ス

第二十四條第一項中 「選舉ノ期日ノ前
日迄」ヲ「選舉ノ期日前二日迄」ニ改
ム

第四十八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ場合ニ依リ總テノ投票函ノ送致ヲ
受ケタル日其ノ手續ヲ行フコトヲ得

第四十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市町村
其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ投票
ヲ點檢スベシ

第六十七條第三項中 「選舉ノ期日ノ前
日迄」ヲ「選舉ノ期日前二日迄」ニ改
ム

第六十九條第五項中 「其ノ第七十四條
ノ規定ニ依ル當選承諾届出期限ナル場
合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ届出期
限經過後ナル場合ニ於テハ」ヲ「其ノ
選舉ノ期日ヨリ一年以内ナル場合ニ於
テハ前項ノ例ニ依リ其ノ選舉ノ期日ヨ
リ一年經過後ナル場合ニ於テハ」ニ改
ム

第七十五條第一項中 「第七十九條第六
項」ヲ「第七十九條第八項」ニ、同條
第二項中「第九章」ヲ「第八十一條又
ハ第八十三條」ニ、「同條第三項中」第
九章ヲ第八十一條又ハ第八十三條ニ、
「第四百十三條」ヲ「第八十六條第二

項若ハ第四百十三條」ニ改ム

第七十九條第三項中 「第七十四條ノ規
定ニ依ル當選承諾届出ノ期限前ニ於
テ」ヲ「選舉ノ期日ヨリ一年以内ニ」

ニ、「其ノ期限經過後ニ於テ」ヲ「選舉
ノ期日ヨリ一年經過後ニ於テ」ニ改メ
同條第五項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

議員ノ闕員ノ數同一選舉區ニ於テ二
人ニ達セザルモ其ノ選舉區ニ於テ第
七十五條ノ選舉ノ行ハルル場合ニ於
テハ第一項及ビ前項ノ規定ニ拘ラズ
其ノ選舉ト同時ニ補闕選舉ヲ行フ但
シ第七十五條ノ規定ニ依ル選舉ノ期
日ノ告示アリタル後地方長官第二項
ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル時ハ此
ノ限ニ在ラズ
前項ノ補闕選舉ノ期日ハ第七十五條
ノ選舉期日ニ依ル

第八十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

檢事ハ第一百十二條乃至第一百三條ノ
罪ニ該ル事件ノ被告人ガ選舉事務長
又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選
舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルニ因
リ第一百三十六條ノ規定ニ依リ當選ヲ

無効ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十五條中 「本章」ヲ「第八十一條

第八十三條又ハ前條第一項」ニ改ム

第八十六條第一項中 「本章」ヲ「第八

十一條又ハ第八十三條」ニ、同條第二

項中「本章ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決

アリタルトキハ大審院長ハ」ヲ「第八

十一條、第八十三條若ハ第八十四條第

一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタ

ルトキ又ハ第八十四條第二項ノ規定ニ

依ル訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生ジタ

ルトキハ裁判所ノ長ハ」ニ改メ同條第

一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟

ニ付判決アリタルトキ又ハ同條第二

項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決確定シ

效力ヲ生ジタルトキハ裁判所ノ長ハ

其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ

通知スベシ

第八十七條第一項中 「本章」ヲ「第八

十一條、第八十三條又ハ第八十四條第

一項」ニ改ム

第八十九條第一項中 「選舉事務員」ヲ

「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改メ

同條第二項及第三項中「又ハ選舉事務

員」竝ニ同條第四項中「若ハ選舉事務

員」ヲ削ル

第十九條 選舉事務所ハ議員候補者一人

ニ付一箇所ニ限ル但シ命令ノ定ムル所

ニ依リ三箇所迄之ヲ設置スルコトヲ得

第九十三條 選舉委員ハ議員候補者一人

ニ付二十人ヲ超ユルコトヲ得ズ其ノ異

動アリタル場合ト雖モ通ジテ五十人ヲ

超ユルコトヲ得ズ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ

場合又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票

ヲ行フ場合ニ於テハ選舉委員ハ前項ノ

規定ニ依ル定數ヲ超エザル範圍内ニ於

テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總

監）ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）

前項ノ規定ニ依リ選舉委員ノ數ヲ定メ

タル場合ニ於テハ選舉ノ期日ノ告示ア

リタル後直ニ之ヲ告示スベシ

第九十三條ノ二 第八十九條第一項ノ規

定ニ依リ選任スル勞務者ハ議員候補者

一人一日ニ付キ三十人ヲ超ユルコトヲ

得ズ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ勞

務者ニ關シ之ヲ準用ス

第九十四條第二項中 「第九十條第一項

又ハ第二項」ヲ「第九十條」ニ、同條

第三項中「前條」ヲ「第九十三條第一

項又ハ第二項」ニ改メ同條第三項中「又

ハ選舉事務員」ヲ削リ同條ニ左ノ一項

ヲ加フ

前條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉

運動ノ爲勞務者ノ選任アリト認ムル

トキハ地方長官（東京府ニ在リテハ

警視總監）ハ直ニ其ノ超過シタル數

ノ勞務者ノ解任ヲ命ズベシ

第九十五條ノ二 選舉運動ハ第六十七條

第一項乃至第三項ノ届出アリタル後ニ

非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第九十六條 議員候補者、選舉事務長又

ハ選舉委員ニ非ザレバ選舉運動ヲ爲ス

コトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ

演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲ス

ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十九條第一項ノ規定ニ依リ選任セ

ラレタル勞務者ニ非ザレバ選舉運動ノ爲勞務ヲ提供スルコトヲ得ズ但シ議員候補者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十九條第一項中「、選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

者ニ對シ金錢若ハ物品ノ交付、交付ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ選舉運動者其ノ交付ヲ受ケ若ハ要求シ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタルトキ

第九十七條 選舉事務長又ハ選舉委員ハ

第百條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第百十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

選舉運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、休泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス者豫メ議員候補者又ハ選舉事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ其ノ運動ヲ爲スニ付亦同ジ

第百一條第一項及第二項中「、選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同ジ

第九十八條ノ二 何人ト雖モ第百四十條第四項ノ文書ヲ發行スル區域ニ關シテハ演說會告知ノ爲ニスル文書及第九十六條第一項但書ノ規定ニ依ル推薦狀ヲ除クノ外選舉運動ノ爲文書圖畫ヲ頒布スルコトヲ得ズ但シ第百四十條第一項ノ規定ニ依リ通常郵便物ヲ差出ス場合此ノ限ニ在ラズ

第百二條第一項第一號及第二號中「四十錢」ヲ「三十錢」ニ改ム

第百十二條ノ二 左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百四條第三號中「又ハ選舉事務員」ヲ削リ同條第四號中「選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

一 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

二 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百十二條中「二年以下」ヲ「三年以下」ニ、「千圓以下」ヲ「二千圓以下」ニ改メ同條第五號ヲ第六號トシ同條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動

ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ請負ヒ
若ハ請負ハシメ又ハ其ノ申込ヲ爲
シタルトキ

前條第一項第一號乃至第三號、第五
號又ハ第六號ノ罪ヲ犯シタル者常習
者ナルトキハ亦前項ニ同ジ

第百十三條中 「三年以下」ヲ「四年以
下」ニ、「二千圓以下」ヲ「三千圓以
下」ニ、同條第一號及第二號中「前條」
ヲ「第百十二條第一項」ニ改メ同條ニ
左ノ一項ヲ加フ

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當
該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルト
キハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四
千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ
關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪
ヲ犯シタルトキ亦同ジ

第百十四條中 「前二條」ヲ「前三條」
ニ、「收受シタル利益」ヲ「收受シ又ハ
交付ヲ受ケタル利益」ニ改ム

第百十五條中 「三年以下」ヲ「四年以
下」ニ、「二千圓以下」ヲ「三千圓以
下」ニ改ム

第百十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第

二項中 「三月以下」ヲ「六月以下」
「百圓以下」ヲ「三百圓以下」ニ改
ム

選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ
職務ノ執行ヲ怠リ又ハ正當ノ事由ナ
クシテ議員候補者、選舉事務長若ハ
選舉委員ニ追隨シ其ノ居宅若ハ選舉
事務所ニ立入ル等其ノ職權ヲ濫用シ
テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ四
年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二十五條中 「第百十二條」ヲ「第
百十二條乃至」ニ改ム

第百二十九條中「第九十六條若ハ第九
八條」ヲ「第九十五條ノ二、第九十六
條第一項、第九十八條若ハ第九十八條
ノ二」ニ改ム

第百三十條第一項中 「第九十條第一項
第二項」ヲ「第九十條」ニ改メ同條第
二項ヲ左ノ如ク改ム

第九十三條第一項若ハ第二項ノ規定
ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員ノ選任
ヲ爲シタル者、第九十三條ノ二ノ規
定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉運動ノ爲
使用スル勞務者ノ選任ヲ爲シタル者

又ハ第九十六條第二項若ハ第九十八
條ノ三ノ規定ニ違反シタル者亦前項
ニ同ジ

第百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本
章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル
トキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長
又ハ選舉事務長ニ非ズシス事實上選舉
運動ヲ總括主宰シタル者第百十二條乃
至第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ
タルトキ亦同ジ但シ選舉事務長ガ刑ニ
處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉
事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ
爲シタルトキ又ハ選舉事務長ニ非ズシ
テ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者
ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人
ガ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運
動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラ
ザリシトキ若ハ其ノ者ガ當選人ノ制止
ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シ
タル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十七條第一項中 「本章ニ掲ケル
罪」ノ下ニ「(第百三十條及第百三十二
條ノ罪ヲ除ク)」ヲ加ヘ同條第二項及第
三項ヲ左ノ如ク改ム

第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ付ニ刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ付刑ニ處セラレル者ニ在リテハ前項ノ五年間ハ之ヲ十年間トス

裁判所ハ情狀ニ因リ刑ノ言渡ト同時ニ第一項ニ規定スル者ニ對シ同項五年間選舉權及被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セズ若ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲シ又ハ前項ニ規定スル者ニ對シ同項ノ十年間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

第一百四十條第一項中「推薦届出者」ヲ「選舉事務長」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ營造物ノ管理者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說會開催ノ爲ニ必要ノル施設ヲ爲スベシ
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ政見等ヲ掲載シタル文書ヲ發行スベシ

第一百四十一條 第十六條、第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル

第一百四十一條ノ二 第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ刑事訴訟法中第五百七十二條第二號第三號第五號乃至第八號第十號乃至第十三號、第五百七十四條、第五百八十二條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十一條、第六百五條乃至第六百十條及第六百十二條ノ規定ヲ除クノ外私訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ同法第五百七十六條中民事訴訟法トアルハ刑事訴訟法トシ民事部トアルハ刑事部トス

第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付キ當選無効ノ判決確定スト雖モ其ノ判決ハ公訴ニ付有罪ノ判決確定スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一百四十一條ノ三 選舉ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第一百四十三條中「第一百十二條若ハ」ヲ「第一百十二條乃至」ニ改ム

第一百四十五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住居ヲ有スル者トアルハ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市内ニ住居ヲ有シ且其ノ日ニ於テ其ノ區内ニ住居ヲ有スル者トス

第一百五十條中「新知郡、得撫郡及色丹郡」ヲ「新知郡及得撫郡」ニ改ム

附 則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ總選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス
第一百三十七條第二項ノ規定ハ第一百十二條乃至第一百三十三條ノ改正規定ニ依リ又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル

者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百十三條ノ規定ニ依リ刑ニ處セララルル者ニ之ヲ適用ス

改正 衆議院議員選舉法

施行令（昭和九年十一月十日公布）
勅令第三二一五號

衆議院議員選舉法施行令中左ノ通改正ス
第二條中「選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿調製ノ期日ニ依リ、」ヲ削ル

第三條第二號中「海軍豫備生徒」ヲ「海軍航空豫備學生海軍豫備生徒」ニ改ム

第五條 衆議院議員選舉法第十二條又ハ第十七條第三項ノ規定ニ依リ選舉人名簿ヲ調製シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ寫ニ通シテ地方長官ニ提出スベシ

衆議院選舉法第十五條又ハ第十七條第二項但書ノ規定ニ依リ選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七條第三號中「選舉人名簿」ノ下ニ「投票ノ區域ト同一ノ區域ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿ナキ場合ニ於テハ選舉人名簿中投票區ノ區域ニ係ル部分」ヲ

ヲ加フ

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ官吏又ハ吏員ノ中ニ就キ投票管理者及其ノ代理者故障アルトキ之ヲ代理スベキ者ヲ豫メ定ムルコトヲ得

投票管理者及其ノ代理者（前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ定メタル者ヲ含ム）故障アルトキハ地方長官ハ臨時ニ官吏又ハ吏員ヲシテ其ノ事務ヲ管掌セシムルコトヲ得

第二十六條第四號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

四 選舉事務、投票所監視、選舉取締其ノ他選舉ニ關係アル職務ニ従事スル者其ノ投票區域外ニ於テ職務ニ從事中ナルベキコト

五 陸海軍軍人演習召集中又ハ教育召集中ナルベキコト

六 艦船乗員タル軍屬海上勤務中ナルベキコト

七 引續キ十日以上其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ従事スルヲ例トスル者其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業

務ニ從事中ナルベキコト

八 選舉人名簿調製期日後其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ住居ヲ移シタル者ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ從事中ナルベキコト

第二十七條第一項中「第四號又ハ第五號」ヲ「又ハ第五號乃至第八號」ニ、同條第二項中「又ハ第三號」ヲ「乃至第四號」ニ同條第三項中「前二項」ヲ「第一項又ハ前項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前條第七條又ハ第八號ニ掲グル事由ニ關シ前項ノ請求ヲ爲ス者其ノ屬スル投票區以外ニ於テ投票ヲ爲サントスルトキハ前項ノ請求ヲ爲スト同時ニ其ノ屬スル投票區ノ投票管理者ニ對シ其ノ旨ヲ申立ツベシ

第二十八條第一項但書中「第四號」ヲ「第五號」ニ、同項第三號中「車掌監督」ヲ「車掌所主任」ニ改メ同項第四號及第五號」ヲ左ノ如ク改ム
四 第二十六條第四號ニ掲グル事由ニ關シテハ各所屬ノ官公署ノ長

- 五 第二十六條第五號ニ掲グル事由ニ
關シテハ其ノ者ノ所屬ノ部隊若ハ陸
軍海軍各部（陸軍大臣又ハ海軍大臣
ノ定ムル所ニ依ル以下之ニ同ジ）ノ
長又ハ所屬ノ艦船ノ長
- 六 第二十六條第六號ニ掲グル事由ニ
關シテハ其ノ者ノ所屬ノ艦船ノ長
- 七 第二十六條第七號ニ掲グル事由ニ
關シテハ各所屬ノ官公署若ハ議會ノ
長又ハ其ノ者ノ業務主
- 八 第二十六條第八號ニ掲グル事由ニ
關シテハ住居ヲ移シタル者ナルコト
ニ付テハ其ノ者ガ現ニ住居ヲ有スル
地ノ市町村長、職務又ハ業務ニ從事
中ナルニ因リ選舉ノ當日自ラ投票所
ニ到リ投票ヲ爲シ能ハザルベキコト
ニ付テハ各所屬ノ官公署若ハ議會ノ
長又ハ其ノ者ノ業務主
- 第二十九條第二項中「前項」ヲ「第一項」
ニ、「第三項」ヲ「第四項」ニ改メ同條
第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
- 投票管理者第二十七條第二項ノ申立ヲ
受ケタル場合ニ於テハ當該選舉人ノ氏
名、選舉人名簿調製期日ニ於ケル住居
及生年月日並ニ其ノ職務若ハ業務及其
ノ職務若ハ業務ニ從事中ナルベキ地等
ヲ記載シタル特別投票者證明書ヲ作製
シ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ封筒ノ表面ニ
特別投票者證明書在中ノ旨ヲ表示シ其
ノ裏面ニ署名捺印シ之ヲ前項ノ投票用
紙及投票用封筒ト共ニ選舉人ニ交付シ
又ハ發送スベシ
- 第三十條第二號中「又ハ第三號」ヲ「乃
至第四號」ニ、同條第三號中「第四號」
ヲ「第五號」ニ、同條第四號中「第五
號」ヲ「第六號」ニ改メ同條ニ左ノ二
號ヲ加フ
- 五 第二十六條第七號ニ掲グル事由ニ
關スルトキハ選舉人ノ屬スル投票區
ノ投票管理者又ハ其ノ現ニ職務若ハ
業務ニ從事スル他ノ投票管理者
- 六 第二十六條第八號ニ掲グル事由ニ
關スルトキハ選舉人ノ屬スル投票區
ノ投票管理者又ハ其ノ現ニ住居ヲ有
スル地ノ投票管理者
- 第三十一條第一項中「、第四號又ハ第五
號」ヲ「又ハ第五號乃至第八號」ニ、
同條第二項中「又ハ第三號」ヲ乃至第
四號」ニ同條第三項中「前二項」ヲ「前
三項」ニ、同條第四項中「第二項」ヲ
「第三項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ
一項ヲ加フ
- 第二十六條第七號又ハ第八號ニ掲グル
事由ニ關シ投票用紙及投票用封筒ノ交
付ヲ受ケタル選舉人其ノ屬スル投票區
以外ニ於テ投票ヲ爲サントスル場合ニ
於テハ前項ノ規定ノ規定ニ依リ投票用
紙及投票用封筒ヲ提示スルト同時ニ特
別投票者證明書ヲ封筒ノ儘特別投票管
理者ニ提出スベシ特別投票管理者特別
投票者證明書ノ提出ヲ受ケタルトキハ
直ニ其ノ封筒ヲ開披シ之ヲ調査シタル
上投票ヲ爲サシムベシ
- 第三十二條第一項中「第二項」ヲ「第三
項」ニ、「第三項」ヲ「第四項」ニ改ム
- 第三十五條中「第二十九條」ヲ「第二十九
條第一項及第三項」ニ改メ同條ニ左ノ
一項ヲ加フ
- 選舉人第二十九條第二項ノ規定ニ依リ
特別投票者證明書ノ交付ヲ受ケタル場
合ニ於テ其ノ屬スル投票區ニ於テ衆議
院議員選舉法第二十五條第一項又ハ本

令第三十一條第一項ノ規定ニ依ル投票

ヲ爲サントスルトキハ之ヲ投票管理者

又ハ特別投票管理者ニ返還スベシ

第三十七條ノ二 數郡市ノ區域ヲ合セテ

一開票區ヲ設ケタル場合ニ於テハ開票

管理者ハ地方長官ニ於テ官吏又ハ關係

市長ノ中ニ就キ之ヲ定ム

第三十八條ノ二 地方長官衆議院議員選

舉法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ

投票點檢ノ區域ヲ定メタルトキハ直チ

ニ之ヲ告示スベシ

第四十條及第四十二條第一項中「投票區

毎」ヲ「衆議院議員選舉法第四十九條

第二項ノ區域毎」ニ改ム

第五十四條中「又ハ選舉事務員」ヲ削ル

第五十六條第一項中「、選舉事務員」ヲ

削ル

第五十七條ノ次ニ二條ヲ加フ

第五十七條ノ二 交通至難ノ情況アル選

舉區ニ於テハ衆議院議員選舉法第九十

條但書ノ規定ニ依リ選舉事務所ヲ三箇

所迄設置スルコトヲ得

前項ノ選舉區、選舉事務所ノ數及選舉

事務所ヲ設置シ得ベキ區域ハ内務大臣

之ヲ定ム

第五十七條ノ三 衆議院議員選舉法第九

十六條第一項但書ノ規定ニ依リ議員候

補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ザ

ル者ガ演說又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動

ヲ爲ス場合ニ於テハ左ノ各號ノ制限ニ

從フベシ

一 選舉人ニ對シ戸別訪問ヲ爲シ又ハ

連續シテ個々ノ選舉人ニ對シ面接シ

若ハ電話ニ依リ通話ヲ爲スコトヲ得

ズ

二 演說會告知ノ爲ニスル場合ヲ除ク

ノ外新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト

ヲ得ズ

三 演說又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ

爲スニ付強テ議員候補者又ハ選舉事

務長ノ承諾ヲ求ムルコトヲ得ズ

第五十九條第一項中「選舉委員又ハ選舉

事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

第六十四條ノ二 承諾簿、評價簿及支出

簿ノ記載ハ内務大臣ノ定ムル様式ニ依

ルベシ

第六十九條中「封筒、」ノ下ニ「特別投

票者證明書及其ノ封筒、」ヲ加フ

第七十二條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第七十二條ノ二 公立學校又ハ第七十六

條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ依ル演說會

開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ニ要ス

ル費用ハ公立學校又ハ第七十六條ノ營

造物ノ設備毎ニ議員候補者一人ニ付一

回ノ公營ノ分ヲ限リ國庫ノ負擔トス

前項ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔スベキ費

用ノ額ハ第八十一條ノ三第二項又ハ之

ヲ準用スル第八十三條ノ規定ニ依リ公

立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備

ノ營業者ノ定メタル費用ノ額(第八十

六條第二項ノ規定ニ限リ當該管理者ニ

代リ地方長官ノ定メタル費用ノ額ヲ含

ム)ニ依リ國庫ヨリ當該公共團體ニ對

シ之ヲ交付ス

第七十二條ノ三 公立學校又ハ第七十六

條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ依ル演說會

開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ニ要ス

ル費用ハ前條第一項ノ規定ニ依リ國庫

ノ負擔ニ屬スル場合ヲ除クノ外第八十

一條ノ三又ハ之ヲ準用スル第八十三條

ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請者ノ負擔ト

ス

第八十一條ノ三又ハ之ヲ準用スル第八十三條ノ規定ニ依ル納付金ハ當該公共團體ノ收入トス

用及其ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營」ニ改ム

ハ地方長官ノ承認ヲ得テ前二項ニ規定スル期限ト異リタル期限ヲ定ムルコトヲ得

第七十二條ノ四 公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ經費ヲ以テ之ヲ經理スベシ

第七十六條第一項中「商業會議所」ヲ「商會議所」ニ改ム

前項ノ規定ニ依リ期限ヲ定メタルトキハ公立學校管理者ハ直ニ之ヲ告示スベシ

第七十二條ノ五 選舉公報ノ發行ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第七十七條 公立學校及前條ノ營造物ノ設備ノ使用並ニ其ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ハ推薦屆出者議員候補者ノ承諾ヲ得ズシテ選舉事務長ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該選舉事務長、其ノ他ノ場合ニ於テハ議員候補者ニ限り之ヲ申請スルコトヲ得

第八十一條ノ二 公立學校ノ使用ヲ許可シタル場合ニ於テ第七十八條ノ二ノ規定ニ依ル申請アルトキハ公立學校管理者ハ照明演壇聽衆席等演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設（暖房ノ施設ヲ除ク）ヲ爲スベシ但シ第八十一條ノ三ノ規定ニ依ル費用ノ納付ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條第一項第一號中「十又」ヲ「三十五グラム」ニ改ム

第七十八條ノ二 公立學校ヲ使用セントスル場合ニ於テ併セテ其ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ヲ受ケントスルトキハ其ノ使用ノ日ノ前日迄ニ文書ヲ以テ當該公立學校管理者ニ之ヲ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ爲スベキ施設ニ關シ其ノ程度其ノ他必要ナル事項ハ公立學校管理者ニ於テ地方長官ノ承認ヲ得テ之ヲ定メ豫メ告示スベシ

第七十四條 前條ノ郵便物ハ推薦屆出者議員候補者ノ承諾ヲ得ズシテ選舉事務長ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該選舉事務長其ノ他ノ場合ニ於テハ議員候補者ニ限り之ヲ差出スコトヲ得

前項ノ申請ハ前條ノ規定ニ依ル申請書ニ附記シテ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ前條ノ申請ハ公立學校ノ使用ノ日ノ前日迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條ノ二ノ規定ニ依ル申請者ニ通知シ併セテ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

選舉事務長ニ異動アリタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ新ニ前條ノ郵便物ヲ差出シ得ルニ至リタル者ハ其ノ未ダ差出サレザル選舉人ニ對シテノミ之ヲ差出スコトヲ得

特別ノ事情アルトキハ公立學校管理者

ハ公立學校管理者ハ直ニ其ノ旨ヲ於テハ公立學校管理者ハ直ニ其ノ旨ヲ

「第十二章 公立學校等ノ設備ノ使用」ヲ「第十二章 公立學校等ノ設備ノ使

ス

通知シ併セテ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

シ

公立學校ノ使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ
第一項ノ規定ニ依ル施設ノ公營ヲ受ク
ル場合ト雖モ自ラ演說會開催ノ爲ニス
ル施設ヲ加フルコトヲ妨ゲズ

第八十一條ノ三 公立學校ノ使用ノ許可

アリタル場合ニ於テハ第七十八條ノ二
ノ規定ニ依ル申請者ハ前條第三項ノ場
合ヲ除クノ外其ノ使用ノ日ノ前日迄ニ
前條第一項ノ規定ニ依ル施設ノ公營ニ
要スル費用ヲ當該公立學校管理者ニ納
付スベシ但シ第七十二條ノ二第一項ノ

規定ニ依リ國庫ニ於テ其ノ費用ヲ負擔
スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依リ納付スベキ費用ノ額
ハ公立學校管理者ニ於テ内務大臣ノ定
ムル規準ニ從ヒ地方長官ノ承認ヲ得テ
之ヲ定メ豫メ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル納付金ハ前條第三
項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキ又
ハ公立學校ノ使用ノ日ノ前日迄ニ申請
者ヨリ其ノ使用ヲ爲サズ若ハ其ノ使用
ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設
ノ公營ヲ受ケザルベキ旨ヲ當該公立學

校管理者ニ申出デタルトキハ之ヲ還付

スベシ

第七十八條ノ二第三項及第四項ノ規定
ハ第一項及前項ニ規定スル期限ニ關シ
之ヲ準用ス

第八十二條第一項中「前四條」ヲ「前七
條」ニ改ム

第八十三條中「前五條」ヲ「前八條」ニ
改メ「設備ノ使用」ノ下ニ「及其ノ使
用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施
設ノ公營」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加
フ

第八十四條ノ料金ガ演說會開催ノ爲ニ
必要ナル施設ノ公營ニ要スル費用ヲモ
包含スルモノナル場合ニ於テハ第八十
一條ノ三ノ規定ノ準用ニ付テハ其ノ料
金ヲ以テ第八十一條ノ二第一項ノ規定
ノ準用ニ依ル施設ノ公營ニ要スル費用
ト看做ス

第八十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設
備ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要
ナル施設ノ公營ヲ受クル場合ニ於テハ
公營ニ伴フ前項ノ費用ハ其ノ施設ノ公

營ノ要スル費用ニ包含セラルルモノト

ス

第八十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

地方長官ハ公立學校又ハ第七十六條ノ
營造物ノ設備ノ管理者ガ第八十一條ノ
二第二項若ハ第八十一條ノ三第二項又
ハ此等ヲ準用スル第八十三條ノ規定ニ
依リ爲スベキ事項ヲ爲サザルトキハ當
該當管理者ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得
第八十七條中「設備ノ使用」ノ下ニ「及
其ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要
ナル施設ノ公營」ヲ加フ

第十二章ノ二 選舉公報ノ發行

第八十七條ノ二 衆議院議員選舉法第百
四十條第四項ノ規定ニ依ル文書（之ヲ
選舉公報ト稱ス）ハ總選舉毎ニ一回之
ヲ發行スベシ

第八十七條ノ三 選舉公報ハ選舉區毎ニ
之ヲ發行スベシ特別ノ事情アル選舉區
又ハ其ノ一部ニ關シテハ選舉公報ヲ發
行セズ前項ノ規定ニ依リ選舉公報ヲ發
行セザル區域ハ内務大臣之ヲ定ム
第八十七條ノ四 議員候補者選舉公報ニ
政見等ノ掲載ヲ受ケントスルトキハ地

方長官ノ指定スル期日迄ニ其掲載文ヲ具シ文書ヲ以テ地方長官ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ掲載文ハ字數三千ヲ超エルコトヲ得ズ

地方長官ハ總選舉ノ期日ノ公布アリタル後直ニ第一項ノ期日ヲ告示スベシ

第八十七條ノ五 前條第一項ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ其ノ掲載文ヲ原文ノ儘選舉公報ニ掲載スルコトヲ要ス前條第一項ノ掲載文ガ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ選舉公報ニ掲載セザルコトヲ得其ノ指揮ヲ請フノ暇ナキトキハ地方長官ハ自己ノ意見ニ依リ之ヲ選舉公報ニ掲載セザルコトヲ得

前條ノ第一項ノ掲載文ノ字數同條第二項ノ制限ヲ超ユルトキハ地方長官ハ其ノ超過スル部分ヲ選舉公報ニ掲載セザルモノトス

第八十七條ノ六 選舉公報ハ議員候補者毎ニ別ノ用紙ヲ以テ之ヲ調整スベシ

第八十七條ノ七 選舉公報ハ各議員候補

者ノ分ヲ編綴セズシテ一括シ豫メ地方長官ノ指定スル期日迄ニ當該選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ニ對シ名簿記載ノ住居ニ依リ郵便ヲ以テ之ヲ發送スベシ

地方長官ハ總選舉ノ期日ノ公布アリタル後直ニ前項ノ期日ヲ告示スベシ

第八十七條ノ八 衆議院議員選舉法第七十一條第一項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルニ至リタルトキハ選舉公報發行ノ手續ハ之ヲ中止ス

第八十七條ノ九 地方長官ハ選舉公報ノ發行ニ關シ本章ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第八十八條中「及藁取郡」ヲ「藁取郡及色丹郡」ニ改ム

第一百三條第一項ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第二項中「投票區毎」ヲ「同條第二項ノ區域毎」ニ改ム

但シ場合ニ依リ其ノ總テ到達シタル日之ヲ行フコトヲ得

同條第三項ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第四項中「投票區毎」ヲ「衆議院議員選舉法第四十九條第二項ノ區域毎」ニ改ム

但シ場合ニ依リ投票函ノ總テ到達シタル日ニ於テ其ノ投票函ノ投票及其ノ時迄ニ到達シタル報告ニ付其ノ手續ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第八十八條第四項中「告示スベシ」ヲ「告示シ併セテ之ヲ地方長官ニ報告スベシ」ニ改ム

第一百條 削除

第一百一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ同法第四百四十五條第二項ノ規定ハ第二十六條第六號及第八號ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ準用セズ

附 則

本令ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

出版法中改正 (昭和九・五・一) 法律第四七號

出版法中左ノ通改正ス

第十六條中「曲庇シ」ヲ「煽動シ若ハ曲庇シ」ニ、「賞恤スル」ヲ「賞恤シ又ハ

刑事裁判中ノ者ヲ陷害スル」ニ改ム

第二十六條中「政體ヲ變壞シ」ヲ「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政體ヲ變壞シ又ハ」ニ改ム

第二十七條中「風俗ヲ壞亂スル」ヲ「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル」ニ改ム

第三十六條 本法ハ發賣頒布ノ目的ヲ以テ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ音ノ寫調セラレタルモノニ之ヲ準用ス但シ著作者トアルハ吹込者トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

著作權法中改正

(昭和九・五・一
法律第四八號)

日次中「第一章 著作者ノ權利」ノ次ニ「第二章 出版權」ヲ加ヘ「第二章」ヲ「第三章」ニ、「第三章」ヲ「第四章」ニ「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム

第二條中「之ヲ」ヲ「其ノ全部又ハ一部」ニ改ム

第十五條ニ左ノ一項ヲ加フ
著作權ハ現ニ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラズ其ノ著作物ノ著作年月日ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第十八條第三項中「及第三十條第一項第

二號乃至第六號」ヲ「第二十七條第一項第二項、第三十條第一項第二號乃至第九號ニ改ム

第二十二條ノ六 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ノ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ寫調シ及其ノ機器ニ依リ興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ七 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ適法ニ寫調シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ機器ニ付テノミ著作權ヲ有ス

第二十七條ニ左ノ二項ヲ加フ
著作權者ノ居所不明ナル場合其ノ他命令ノ定ムル事由ニ因リ著作權者ト協議スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ償金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

前項ノ償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十八條ノ次ニ左ノ如ク加フ
第二章 出版權

第二十八條ノ二 著作權者ハ其ノ著作物

ヲ文書又ハ圖畫トシテ出版スルコトヲ引受クル者ニ對シ出版權ヲ設定スルコトヲ得

第二十八條ノ三 出版權者ハ設定行爲ノ定ムル所ニ依リ出版權ノ目的タル著作物ヲ原作ノ儘印刷術其ノ他ノ機械的又ハ化學的方法ニ依リ文書又ハ圖畫トシテ複製シ之ヲ發賣頒布スルノ權利ヲ專有ス但シ著作權者タル著作者ノ死亡シタルトキ又ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テ出版權ノ設定アリタル後三年ヲ經過シタルトキハ著作權者ハ著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ニ輯録シ又ハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シテ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條ノ四 出版權ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存続ス

第二十八條ノ五 出版權者ハ出版權ノ設立アリタルトキヨリ三月以内ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ出版權者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ出版權ノ消滅ヲ請求ス

ルコトヲ得

第二十八條ノ六 出版權者ハ著作物ヲ繼續シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版權者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ三月以上ノ期間ヲ定メテ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ七 著作人ハ出版權者ガ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正増減ヲ加フルコトヲ得

出版權者ガ著作物ヲ再版スル場合ニ於テハ其ノ都度豫メ著作人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十八條ノ八 著作權者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ九 出版權ハ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ讓渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ十 出版權ノ得喪、變更及

質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第十六條ノ規定ハ出版權ノ登録ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ十一 出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十四條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除クノ外偽作ニ關スル規定ヲ準用ス

「第二章」ヲ「第三章」ニ改ム

第三十條第一項ニ左ノ三號ヲ加フ

第七 脚本又ハ樂譜ヲ收益ノ目的トセズ且出演者ガ報酬ヲ受ケザル興行ノ用ニ供シ又ハ其ノ興行ヲ放送スルコト

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ寫調セラレタモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト

第九 専ラ官廳ノ用ニ供スル爲複製スルコト

第三十二條ノ二及第三十二條ノ三ヲ削ル
第三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十五條第三項ノ規定ニ依リ著作年月

日ノ登録ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ著作ノ年月日ト推定ス

第三十六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十六條ノ三 本法ノ規定ニ依ル登録第二十二條ノ五第二項若ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額又ハ著作ニ關スル一般的事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ此等ノ事項ニ付調査審議スル爲著作權審査會ヲ置ク
著作權審査會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

「第三章」ヲ「第四章」ニ、「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(以下略)

(參照略)

健康保險法中改正

(昭和九・三・二四)
法律第一三號

健康保險法中左ノ通改正ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場

事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス、但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラズ

一、工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場

二、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場

三、左ニ掲グル事業ニシテ常時五人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包装修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生若ハ傳導ノ事業

(ニ) 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業

(ホ) (ニ)ニ掲グルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

前條ノ工場、事業場又ハ事業ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業ニ付亦同ジ

一 前條第三條ノ事業ニシテ常時五人未滿ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

三 貨物積卸ノ事業

四 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

第十六條 第十三條ノ工場又ハ事業が同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ工場又ハ事業ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

附 則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

健康保險法施行令中改正

(昭和九・一二・二七) 勅令第四〇〇號

第七條 政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者ガ共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ内務大臣ニ於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徴收セズ

附 則

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ資行ス (參照略)

健康保險法第十三條第三號

(ホ)ノ規定ニ依ル運送事業ノ指定 (昭和九・一二・二七) 勅令第四〇一號

一 自動車、荷牛馬車又ハ荷車ニ依ル運

送ノ事業

二 索道ニ依ル運送ノ事業

附 則

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ昭和九年法律第十三號ノ實施ノ爲ニ
豫メ必要ナル範圍ニ於テハ昭和十年一月
一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

簡易生命保險規則中改正

(昭和九・六・一四)
遞信省令第五二號

第五條第二項中「及第二十八條乃至第二十九條」ヲ「並第二十八條乃至第二十九條及第三十一條ノ二」ニ改ム

第二十二條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ期間ハ天災其ノ他避クベカラザル事變ノ場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ罹災保險契約者ニ對シ六箇月以内ニ於テ之ヲ延伸ス

前項ノ規定ニ依リ拂込猶豫期間ヲ延伸シタルトキハ其ノ旨ヲ郵便局前ニ揭示ス

第二十二條ノ六 保險料拂込期間ヲ經過

シタル保險契約ノ保險契約者ハ保險證書ヲ保險料拂込ヲ取扱フ郵便局ニ差出し之ニ保險料拂込済ノ證明ヲ受クルコトヲ得

第二十五條第一項第三號中「領收帳」ヲ「領收帳」第二十二條ノ六ノ規定ニ依リ保險證書ニ保險料拂込ノ證明ヲ受ケタルモノヲ除クニ改ム

第二十六條ノ八 天災其ノ他避クベカラザル事變ニ際シ必要ト認メタルトキハ特ニ指定シタル郵便局ニ於テ保險料ノ拂込ヲ取扱フ保險契約ニ對シ第二十六條ノ六ノ規定ニ依ラズ保險金ノ即時拂

ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ未拂保險料、延滞料、貸付金、利息及遲滞金アルトキハ支拂フキベ保險金額ヨリ之ヲ控除ス前項ノ取扱ヲ爲ス郵便局及取扱日時ハ當該郵便局前ニ之ヲ揭示ス

前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ正當ノ事由ニ因リ被保險者ハ戶籍謄本又ハ抄本ヲ提出スルコト能ハザルトキハ之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得第五十六條ノ二第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ遲滞金ハ簡易保險局ニ於テ已

ムヲ得ザル事由アリト認メタルトキハ之ヲ免除スルコトヲ得

別表第二號第一項ニ左ノ但書ヲ加フ但シ當該保險契約ニ付未拂保險料アルトキハ保險料ノ減少セラレタル部分ニ對スル未拂保險料ヲ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ヨリ控除ス

同表第二號第二項ニ左ノ但書ヲ加フ但シ當該保險契約ニ付未拂保險料アルトキハ保險料ノ減少セラレタル部分ニ對スル未拂保險料ヲ第一ノ金額ヨリ控除ス

附 則

本令ハ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

土石採取場安全及衛生規則

(昭和九・五・三)
內務省令第一一號

第一條 本令ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第一號ノ事業ニ之ヲ適用ス但シ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付アハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 事業主ハ事業場ニ於ケル危害豫

防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安
全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ安定衛生管理人ヲ選
任シタルトキハ事業主ハ遲滯ナク地方

長官（東京ニ在リテハ警視總監以下之
ニ同ジ）ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ安
全衛生管理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ
事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ労働者ノ爲安全ナル通
路ヲ設クベシ

第四條 堅坑内ノ架設通路ハ堅牢ナル構
造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ
要ス

一 架設通路ノ外側ニハ高七十五糎以
上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト

二 架設通路ノ長十五米以上ナルトキ
八十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

第五條 坑内梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲
シ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔
ヲ保有セシメ傾斜ハ八十度以内ト爲
スコト

二 梯子道ノ長十五米以上ナルトキハ
十米以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト

三 梯子ノ上端ヲ床ヨリ六十糎以上突
出セシムルコト

第六條 坑内ニ於ケル通路又ハ梯子道ガ
捲揚装置ニ接近シ危害ヲ生ズルノ虞ア
ル場合ニ於テハ事業主ハ板仕切其ノ他

ノ隔壁ヲ設クベシ

第七條 事業主ハ露天採掘場ニ於テハ左
ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一 崩壊ノ虞アル表土ハ先ヅ之ヲ除去
シタル後採掘スルコト

二 浮石ヲ除去スルコト

三 浮石除去ノ作業ニ必要ナル傾斜ヲ
保持スルコト

四 砂礫其ノ他崩壊シ易キモノヲ採掘
スル場合ニ於テハ危害豫防ノ爲適當
ナル段階ヲ附スルカ又ハ安全ナル傾
斜ヲ保持スルコト

五 落石ヲ防止スル爲採掘箇所ノ下部
ニ柵網其ノ他適當ナル設備ヲ設クル
コト但シ採掘箇所ト其ノ他ノ作業箇
所又ハ通路トノ間ニ安全ナル間隔ヲ
有シ落石ニ因ル危害ヲ生ズルノ虞ナ

キトキハ此ノ限ニ在ラズ
事業主適當ナル危害豫防施設ヲ爲シ地
方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項第
三號ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 事業主ハ落磐ノ虞アル場合ニ於
テハ支柱其ノ他ノ落磐防止施設ヲ爲ス
ベシ

採掘又ハ掘進中特ニ落磐ノ虞アル場合
ニ於テハ事業主ハ支柱材其ノ他坑内支
持ニ特ニ必要ナル材料ヲ落磐防止作業
上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

第九條 事業主ハ運搬軌道ニ依リ車輛ヲ
運轉スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定
ヲ遵守スベシ

一 脱線又ハ顛覆ノ虞ナキヤウ常ニ軌
道ヲ完全ニ維持スルコト

二 車輛ニハ適當ナル制動裝置ヲ備フ
ルコト但シ專ラ水平軌道ヲ緩行スル
モノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

三 駐車セル車輛ガ逸走ノ虞アル場合
ニハ適當ナル逸走防止裝置ヲ設クル
コト

四 墜落ノ虞アル軌道ノ末端ニハ適當
ナル車輛墜落防止裝置ヲ設クルコト

第十條 事業主ハ捲揚装置ニ付左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

前項但書ノ場合ヲ除クノ外安全荷重ヲ超エテ負荷スルコトヲ得ズ

五 裝藥ガ不發ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ不意ニ爆發ノ虞ナカラシムル爲注水其ノ他適當ナル處置ヲ爲スコト

一 安全荷重ヲ標記シ置クコト

第十一條 揚捲装置ヲ設ケタル堅坑又ハ坑道ニハ人聲ヲ以テ合圖シ得ル場合ヲ

第十三條 事業主ハ發破ノ際勞働者ガ危害ノ虞ナキ遠距離ニ避難シ得ル場合ヲ

二 前號ノ安全荷重ハ捲揚用又ハ索引用鋼索ノ切斷荷重ノ六分ノ一以下ト

第十二條 火藥又ハ爆藥ヲ取扱フ者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

第十四條 堅坑ノ坑口其ノ他墜落ノ虞アル箇所ニハ蓋、柵圍其ノ他ノ墜落防止施設ヲ爲スベシ

スルコト但シ人ノ乗用ニ供スベキ場合ニ在リテハ十分ノ一以下トスルコト

一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ニトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セザルコト

第十五條 事業主ハ堅坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上其ノ他墜落ノ虞アル場所ニ於テ勞働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱其ノ他ノ墜落防止方法ヲ講ズベシ

三 鋼索ハ三十纏ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線ガ切斷セルモノヲ使用セザルコト

二 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ、完全ニ避難セシメタル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト

第十六條 事業主ハ原動機、捲揚装置其ノ他ノ機械設備ノ危害ヲ生ズル虞アル部分ニハ適當ナル柵圍又ハ安全裝置ヲ設クベシ但シ作業上已ムヲ得ザル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

四 適當ナル制動裝置ヲ設クルコト

三 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ、完全ニ避難セシメタル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト

第十七條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

五 架臺其ノ他ノ構造物ハ倒壞ノ虞ナキヤウ安全ニ之ヲ支持スルコト

四 點火後爆發セザルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非ザレバ發破箇所ニ

第十八條 粉塵防止施設ヲ爲スベシ但シ其ノ他ノ粉塵防止施設ヲ爲スベシ但シ

六 捲揚装置ノ運轉手ヲ指定シ其ノ氏名ヲ運轉箇所ニ揭示シ置クコト

五 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ、完全ニ避難セシメタル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト

第十九條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

事業主ハ捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ從事スル者ヲシテ安全荷重ヲ超エテ負荷セシムルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル場合ニ

六 點火後爆發セザルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非ザレバ發破箇所ニ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

於テ當該捲揚装置ニ關シ十分ナル知識ヲ有スル係員ノ監視ノ下ニ其ノ支障ナシト認メタル限度ニ於テ安全荷重ヲ超過スルコトヲ妨ゲズ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ從事スル者ハ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

コトヲ妨ゲズ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

コトヲ妨ゲズ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

コトヲ妨ゲズ

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

第二十條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水

已ムヲ得ザル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

事業主ハ前項但書ノ場合又ハ石片飛來ノ虞アル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ之ニ従事スル労働者ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フベシ
労働者ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス

第十八條 事業主ハ事業場ノ安全ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全係員又ハ安全委員ヲ選任シ毎日事業場ニ於ケル採掘箇所、通路、軌道其ノ他、危険ヲ生ズルノ虞アル場所ヲ巡視シ浮石其ノ他危険ノ有無ヲ検査セシメ應急處置又ハ適當ナル危害豫防ノ處置ヲ爲サシムベシ

第十九條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外労働者ノ安全及衛生ノ爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 事業主本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適

用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 事業主ハ其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十三條 本令中安全衛生管理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用セズ

第二十四條 第十條第三項及第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ労働者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ其ノ監督者モ亦百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號及第三號ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ存スル事業場ニ付地方長官必要アリト認メタルトキハ本令施行後一年以内其ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

政府所有米穀特別處理法

(昭和九・三・二八・)
法律第三二號

第一條 政府ハ米穀ノ新規利用ニ關スル試験研究ノ用ニ供スルトキ又ハ米穀ノ新規用途ノ開拓ノ爲必要アルトキニシテ米穀ノ市價ニ影響ヲ及ボサザル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ處分スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル米穀ノ處分ニ關スル重要事項ハ農林大臣米穀處理委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム
米穀處理委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一條ノ規定ニ依ル米穀ノ處分ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府所有米穀特別處理法

米穀處理委員會官制

施行令（昭和九・五・一八）
（勅令第一三三號）

（昭和九・五・一八）
（勅令第一三四號）

農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府所有米穀特別處理法第一條ノ規定ニ依リ米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ處分スルコトヲ得

第一條 米穀處理委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ政府所有米穀特別處理法ニ依ル米穀ノ處分ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

一 政府ガ米穀ノ新規利用ニ關スル試驗研究ノ用ニ供セントスルトキ

第二條 委員會ハ會長一人委員十七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

二 米穀ノ新規利用ニ關スル試驗研究ノ用ニ供セントスル公共團體又ハ公益法人ニ米穀ノ讓與ヲ爲ストキ

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

三 米穀ノ新規利用ニ關スル試驗研究又ハ米穀ノ新規用途ノ開拓ノ用ニ共セントスル者ニ米穀ノ賣渡ヲ爲スト

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

キ 前項ノ規定ニ依ル米穀ノ賣渡、隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 農林次官
二 農林省米穀局長
三 農林省米穀局顧問

附 則

四 大藏省主計局長
五 大藏省主稅局長
六 陸軍省經理局長

本令ハ政府所有米穀特別處理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（參照略）

七 海軍省軍醫局長
八 商工省工務局長
九 會計検査院部長

附 則

十 學識經驗アル者

附 則

第一條 政府ハ朝鮮米及臺灣米ノ内地移

前項第三號第九號及第十號ノ規定ニ依ル委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク農林大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ政府所有米穀特別處理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時米穀移入調節法

（昭和九・三・二八）
（法律第三三號）

第一條 政府ハ朝鮮米及臺灣米ノ内地移

入數量ヲ調節スル爲本法ニ依リ昭和十年三月三十一日迄朝鮮米及臺灣米ノ買入ヲ行フコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ買入ルル米穀ノ價格ハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ノ賣渡貯藏及加工ニ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第五條 本法ニ依ル朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、貯藏又ハ加工ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臨時米穀移入調節法施行令

(昭和九・五・一八)
勅令第一三六號

第一條 臨時米穀移入調節法第二條ノ規定ニ依ル朝鮮米又ハ臺灣米ノ買入價格ハ米穀統制法施行令第二條ノ標準最低

價格内地米トノ格差運賃諸掛等ヲ參酌シテ農林大臣ノ定ムル價格ノ範圍内ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第二條 臨時米穀移入調節法第三條ノ規定ニ依ル朝鮮米又ハ臺灣米ノ賣渡ハ輸出ヲ目的トスル賣渡ノ場合ノ外米穀統制法施行令第十二條第一項但書ノ平均價格ガ同令第二條ノ標準最低價格ニ相當スル價格以上ニ在ルトキニシテ内地ニ於ケル米穀ノ市價ニ惡影響ヲ及ボサザルモノト認ムル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第三條 朝鮮米又ハ臺灣米ノ買入、貯藏及加工ハ朝鮮米ニ在リテハ朝鮮ニ於テ臺灣米ニ在リテハ臺灣ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則
本令ハ臨時米穀移入調節法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

米穀需給調節特別會計法

中改正 (昭和九・三・二八)
法律第二一九號

第四條ノ三中「七億圓」ヲ「八億五千萬圓」ニ改ム

第六條ノ二 米穀ノ數量又ハ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ增加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル豫算ノ不足ヲ補フ爲歲出豫算ニ豫備費ヲ設クルコトヲ得

附 則

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス
政府ハ當分ノ内必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ第四條ノ三ニ定ムル證券及借入金ノ額ヲ通ズル最高金額ヲ三億圓ノ範圍内ニ於テ増額スルコトヲ得

(參照略)

米穀對策調査會官制

(昭和九・八・三一)
勅令第二五六號

第一條 米穀對策調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ米穀對

策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人、副會長二人

及委員三十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アル

トキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ

充ツ

副會長ハ農林大臣及大藏大臣ヲ以テ之

ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルト

キハ內閣總理大臣ノ指名スル副會長其

ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大

臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク內閣ニ於テ

之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀統制調査會官制ハ之ヲ廢止ス

東北振興調査會官制

(昭和九・一二・二四)
勅令第三四六號

第一條 東北振興調査會ハ內閣總理大臣

ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ東北地

方ノ振興方策ニ關スル重要事項ヲ調査

審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ

建議スルコトヲ得

第二條 調査會ハ會長一人、副會長二人

及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アル

トキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ

充ツ

副會長ハ內務大臣及農林大臣ヲ以テ之

ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルト

キハ內閣總理大臣ノ指名スル副會長其

ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大

臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク內閣ニ於テ

之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

凶作地ニ對スル政府所有

米穀ノ交付ニ關スル法律

(昭和九・一二・一〇)
法律第五二號

第一條 政府ハ市町村ニシテ其ノ區域

內ニ於テ昭和九年産米ノ收穫高ガ平年

作ノ半ニ達セズ且冬季ニ於ケル應急土

木事業ノ施行困難ナルモノニ對シ交付

セシムル爲關係道府縣ニ對シ昭和十年

三月三十一日迄總額五十萬石ヲ限り米

穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ交

付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ米穀ノ交付ヲ受ケタ

ル道府縣ハ前項ノ市町村ニ其ノ米穀ヲ

交付シ當該市町村ハ其ノ住民ニ其ノ米

穀ヲ貸付又ニ交付スルコトヲ要ス
前項ノ交付及貸付ニ關シ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 市町村ハ交付ヲ受ケタル米穀ト
同數量ノ米穀ヲ所有シ備荒貯蓄ノ目的
ヲ以テ之ヲ貯藏スルコトヲ要ス前項ノ
規定ニ依リ貯藏スルコトヲ要スル米穀
ノ數量ハ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ
除クノ外交付ヲ受ケタル日ヨリ五年以
内ニ其ノ金額ニ達セシムルコトヲ要ス
第三條 市町村ハ命令ノ定ムル場合ヲ除
クノ外政府ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ
前條第一項ノ規定ニ依リ貯藏シタル米
穀ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
市町村ハ前項ノ規定ニ依ル處分其ノ他
ノ事由ニ因リ貯藏スルコトヲ要スル米
穀ノ數量ニ不足ヲ生ジタルトキハ政府
ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外次ノ
收穫季節ニ於テ其ノ不足數量ヲ補充ス
ルコトヲ要ス

第四條 市町村特別ノ事由アル場合ニ於
テ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ米穀ノ
貯藏ニ代ヘ米穀以外ノ穀物ヲ貯藏スル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二

項及前條ノ規定ヲ準用ス

第五條 政府ハ第一條ノ規定ニ違反シタ
ル道府縣ニ對シ其ノ交付ヲ受ケタル米
穀ノ價格ニ相當スル金額ノ全部又ハ一
部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得
政府ハ第一條乃至第三條ノ規定（前條
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シ
タル市町村ニ對シ其ノ交付ヲ受ケタル
米穀ノ價格ニ相當スル金額ノ全部又ハ
一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得
第六條 本法ニ依ル米穀ノ交付ニ關スル
政府ノ一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節
特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、
昭和九年十二月廿一日ヨリ施行（勅令第
三三〇號）

凶作地ニ對スル政府所有米 穀ノ臨時交付ニ關スル法律

施行規則（昭和九・一二・一七）
（農林省令第三〇號）

第一條 昭和九年法律第五十二號第一條
第一項ノ規定ニ依リ米穀ノ交付ヲ受ケ

ントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲グル
書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベ
シ

一 別記様式ニ依ル書類
二 道府縣ニ對スル米穀交付ニ關スル
市町村ノ申請書ノ寫

第二條 農林大臣前條ノ申請ヲ爲シタル
道府縣ニ米穀ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ米穀ノ交付ヲ受ケタル市町村、之ニ交
付スル米穀ノ數量其ノ他必要ナル事項
ヲ定メ道府縣ニ之ヲ通知ス
道府縣前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタ
ルトキハ遲滞ナク農林大臣ニ請書ヲ提
出スベシ

第三條 昭和九年法律第五十二號第一條
ノ規定ニ依リ米穀ノ交付ヲ受ケル市町
村ハ左ニ掲グル事項ニ關シ規定ヲ設ケ
地方長官ノ許可ヲ受クベシ
一 米穀ノ貸付又ハ交付ヲ受ケル住民
ノ範圍

二 一人當ノ貸付又ハ交付ノ數量
三 貸付又ハ交付ノ條件及方法
四 貸付又ハ交付ヲ受ケタル米穀ノ讓
渡禁止

五 其ノ他必要ナル事項

第四條 市町村ガ昭和九年法律第五十二

號第一條第二項ノ規定ニ依リ其ノ住民

ニ對シ貸付又ハ交付スル米穀ノ數量ハ

一人當四斗ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 昭和九年法律第五十二號第一條

ノ規定ニ依リ米穀ノ交付ヲ受ケタル市

町村ハ同法第二條ノ規定ニ依ル米穀ノ

貯藏、貯藏シタル米穀ノ管理其ノ他備

荒貯蓄ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケ地方

長官ノ許可ヲ受クベシ

第六條 市町村左ノ各號ノ一ニ該當スル

處分ヲ爲ス場合ニ於テハ昭和九年法律

第五十二號第三條第一項ノ規定(同法

第四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ

依ル許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 九月一日以後ニ於テ當該市町村住

民ニ對シ翌年二月末日迄ニ返還セシ

ムルコトヲ條件トシテ別ニ定ムル數

量ノ範圍内ニ於テ貸付ヲ爲ストキ

二 震災、火災其ノ他ノ非常災害ニ際

シ緊急ニ當該市町村住民ニ對シ米穀

ヲ貸付若ハ交付シ又ハ此等災害ニ因

ル損傷米穀ノ處分ヲ爲ストキ

附 則

本令ハ昭和九年法律第五十二號施行ノ日
ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式略)

金錢債務臨時調停法中改正

(昭和九・四・二)
法律第四一號

第二條第一項中「昭和七年七月三十一日

以前ニ發生シタル」ヲ削ル

附則第二項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

本法ハ當分ノ内其ノ效力ヲ有ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照)

昭和七年^{九月七日}法律第二十六號金錢

債務臨時調停法抄錄

第二條第一項

調停ノ申立ハ昭和七年七月三十一日以

前ニ發生シタル私法上ノ金錢債務ニシ

テ金額千圓ヲ超過セザルモノニ付之ヲ

爲スコトヲ得但シ小作料其ノ他小作關

係ヨリ生ジタルモノ及地代、家賃其ノ

他借地借家關係ヨリ生ジタルモノニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

附則第二項及第三項

本法ハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ效
力ヲ有ス

本法失効ノ際ニ於テ必要ナル經過規定

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

減刑令(昭和九・二・一一)
勅令第一九號

第一條 昭和九年二月十一日前刑ノ言渡

ヲ受ケタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、

執行猶豫中執行停止中又ハ假出獄中ノ

モノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス但シ

其ノ執行ヲ遁ルル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第三條 無期懲役ハ之ヲ二十年ノ有期懲

役トシ無期禁錮ハ之ヲ二十年ノ有期禁

錮トス但シ昭和九年二月十一日ニ於テ

七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者

ニ付テハ之ヲ十五年ノ懲役又ハ禁錮ト

ス

第四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左

ノ例ニ依リ刑期ヲ變更ス

一 刑ノ執行ヲ始メザル者ニ付テハ刑

期ノ四分ノ一ヲ減ズ

二 刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘

刑期ノ二分ノ一ヲ減ズ但シ刑ノ執行ガ刑期ノ二分ノ一ニ至ラザル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三 昭和九年二月十一日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ前二號ノ例ニ依ラズ刑期ノ三分ノ一ヲ減ズ

短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ短期及長期ニ付前項ノ例ニ依ル但シ犯時十六歳以上ノ者ニシテ短期ヲ經過シタル者ニ付テハ長期ニ付前項第二號ノ例ニ依ル

前二項ノ計算ヲ爲スニ當リ年月又ハ日ノ端數ヲ生ズルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ除棄ス

第五條 左ニ掲グル罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

- 一 刑法第七十三條及第七十五條ノ罪
- 二 刑法第八條ノ罪及其ノ未遂罪
- 三 刑法第四十八條ノ罪及其ノ未遂罪
- 四 刑法第八十一條ノ罪
- 五 刑法第二百條ノ罪及其ノ未遂罪

六 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル刑法第二百四條ノ罪

七 刑法第二百五條第二項ノ罪

八 刑法第二百十八條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

九 刑法第二百二十條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪（但シ前ニ強盜又ハ竊盜ノ行爲ニ因リ刑ニ處セラレタル者ニ限ル）

十一 刑法第二百四十條ノ罪及第二百四十一條ノ罪竝ニ其ノ未遂罪

十二 前各號ニ掲グル罪ト性質ヲ同ジクスル舊法ノ罪

十三 軍機保護法第一條乃至第三條ノ罪及其ノ未遂罪

十四 朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋羣島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ前各號ニ掲グル罪ト性質ヲ同ジクスルモノ

第六條 併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ

言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ掲グル罪アルトキハ減刑ヲ爲サズ

前條ニ掲ゲザル罪名ニ觸ルル行爲ニシテ同時ニ前條ニ掲グル罪名ニ觸ルルトキ又ハ前條ニ掲グル罪ノ手段若ハ結果タルトキ亦前項ニ同ジ

第七條 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和九年二月十一日前十五年内ニ恩赦ヲ得其ノ後七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復權令（昭和九・二・一一）
勅令第二〇號

第一條 罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和九年二月十一日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス但シ大正十三年二月十一日以後ニ再ビ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 十八歳未満ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非ザル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和九年二月十一日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

少年教護法施行令

(昭和九・九・二九)
公布勅令第二八〇號)

第一條 少年教護院ニ於ケル教護ハ在院者ニ對シ監護養育ヲ加ヘ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ獨立自營ニ必要ナル知識技能ヲ授ケ其ノ資質ノ改善向上ヲ圖ルヲ以テ本旨トシ特ニ在院者ノ性能ニ應ジ其日常生活ノ訓練指導ニ留意スヘキモノトス

第二條 少年教護院ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、作業科、唱歌、體操及實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ女子

ノ爲ニハ家事及裁縫ヲ加フ)

前項ノ實業ノ科目ハ少年教護院長之ヲ定ム

第一項ノ教科目ノ外少年教護院長ハ國立少年教護院ニ在リテハ內務大臣、其ノ他ノ少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ公民科其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

第三條 少年教護院長ハ在院者ノ性能ニ應ジ之ニ加スベキ教科目ヲ斟酌スルコトヲ得

第四條 少年教護院ノ教科ニシテ尋常小學校ノ教科ニ相當スルモノニ用フル圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有シ又ハ文部大臣ノ檢定シタル尋常小學校ノ教科用圖書タルベシ

在院者ノ性能其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ少年教護院長ハ國立少年教護院ニ在リテハ內務大臣其ノ他ノ少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ特別ノ教科用圖書ヲ用フルコトヲ得

第五條 少年教護院ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ズ

但シ少年教護院ハ在院者ノ性能ニ應ジ又ハ夏季若ハ冬季ニ於テ必要アリト認ムルトキハ每週教授時數ヲ十二時迄ニ減ズルコトヲ得

實習ノ教授時數ハ在院者ノ性能等ニ依リ少年教護院長ニ於テ適宜之ヲ定ム

實習ハ第一項ノ教授時數ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第六條 前四條ニ定ムルモノヲ除クノ外少年教護院ノ教則、編成、休業日其ノ他教科ニ關シ必要ナル事項ハ少年教護院長ニ於テ之ヲ定ムベシ

第七條 少年教護院ニ於テハ其ノ規模ニ相當スル院舎、院地、實習場、體操場及器具ヲ備フベシ

院舎、院地、實習場、體操場及器具ハ教護ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ニ於テ教護ヲ掌ル職員ハ道府縣立少年教護院ノ教諭又ハ保姆ト爲ル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ採用スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ教護ヲ掌ルニ適當ト認メラルル者ニ付地

方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 少年教護委員ハ地方長官之ヲ選任シ又ハ解任ス少年教護委員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
少年教護委員ハ市町村（町村ニ準ズルモノヲ含ム）ノ區域ニ依リ其ノ職務ヲ行フヲ例トス

第十條 少年教護法第十九條ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ道府縣ガ同條ノ規定ニ依リ負擔スベキ費用ノ各年度ニ於ケル支出額ヨリ其ノ年度ニ於テ同法第十六條ノ規定ニ依リ徵收シタル金額及其ノ支出ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ爲ス

- 一 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辦費
二分ノ一
 - 二 其ノ他ノ諸費
六分ノ一
- 前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ道

府縣ガ少年教護法第十九條ノ規定ニ依リ負擔スベキ費用ノ其ノ年度ニ於ケル支出額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ヲ設置シタル者ノ支出シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ支出シタル左ニ掲グル費用ニ付其ノ支出額ヨリ其ノ年度ニ於テ之ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ爲ス

- 一 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辦費
少年教護法第八條ノ規定ニ依リ入院セシムベキ者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ノ二分ノ一
- 二 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ職員ノ俸給費其ノ他ノ事務費、建物ノ維持修繕費其ノ他ノ管理費少年教護法第八條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタル者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ノ六分ノ一

前項第二號ノ諸費ハ少年教護院ノ經費

中少年教護法第八條ノ規定ニ依リ入院セシメタル者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ヨリ其ノ者ノ委託ニ關スル費用トシテ道府縣ノ支出シタル額ヲ控除シタル殘額ヲ超過スルコトヲ得ズ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ國庫補助ニ之ヲ準用ス

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費・擴張費又ハ之ニ伴フ初度調辦費ニ對シ國庫補助ヲ受ケントスル者ハ豫メ其ノ設備ニ關スル計畫ニ付内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十三條 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ國庫補助ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

- 一 少年教護法若ハ同法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
- 二 少年教護院若ハ少年鑑別機關ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ其ノ設備ヲ當初豫定シタル目的以外ノ用途ニ

利用スルニ至リタルトキ

三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四 詐偽ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十四條 第二條第二項、第五條第二項

及第六條ノ規定ニ依リ少年教護院長ニ

於テ定ムベキ事項ハ少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

本令ハ少年教護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和九年十月十日ヨリ施行）本令施行ノ際現ニ代用感化院ニ於テ教護ヲ掌ル職員ニシテ第八條ニ定ムル資格ヲ有セザル者ニ付テハ少年教護法附則第四項ノ少年教護院ニ於テ同條但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ採用シタルモノト看做ス

少年教護法第二十四條第一項
但書ニ依ル承認ニ關スル規則

（昭和九・一〇・二二）
文部省令第八號

第一條 少年教護法第二十四條第一項但

書ニ依リ少年教護院ノ教科ニ關シ文部大臣ノ承認ヲ受ケントスルトキハ少年教護院ノ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

一 名稱及位置

二 教科目及毎週教授時數

三 收容定員

四 院舎、院地、實習場及體操場ノ圖面

五 院長、教諭又ハ教護ヲ掌ル職員ノ

氏名、資格、學業經歷、擔任教科目及其ノ時數、專任兼任ノ別

六 現在在院者ノ年齡別並ニ學級又ハ組別員數

七 教科用圖書目錄

八 參考書、教授用器具、機械、模型

及標本目錄

九 前各號ノ外少年教護法施行令第六

條ニ依リ少年教護院長ノ定メタル事

項

十 私立少年教護院ニ在リテハ設立者ノ履歷、經費及維持ノ方法

前項第一號乃至第五號、第七號、第九號及第十號ノ設立者又ハ維持ノ方法ヲ

變更シタルトキハ文部大臣ニ届出ヅベシ

第一項第十號ノ設立者ガ法人又ハ團體ナルトキハ其ノ定款、寄附行爲又ハ其ノ他ノ約款ヲ添附スベシ

第二條 前條ノ申請ニ基キ文部大臣ニ於

テ教科ノ承認ヲ爲スベキ少年教護院ハ

相當ノ設備ヲ具ヘ教授ノ程度及毎週教授時數ハ小學校令施行規則ニ準據シ且

ツ專任ノ教諭又ハ教護ヲ掌ル職員ニシ

テ教諭ニ準ズベキ者ノ三分ノ一以上ハ小學校ノ正教員ノ免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合

ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 教科ノ承認ヲ受ケタル少年教護

院ニシテ本令又ハ承認ニ付之ヲ附シタ

ル條件ニ違反シタルトキハ文部大臣ハ

其ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第四條 公立並ニ私立少年教護院ノ管理

者又ハ設立者ニ於テ本令ニ依リ文部大

臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公附ノ日ヨリ之ヲ施行ス

癡兵院法中改正

(昭和九・三・二四)
法律第一二二號

癡兵院法中左ノ通改正ス

「癡兵院法」ヲ「傷兵院法」ニ改ム

第一條 戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ノ

爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍人又

ハ準軍人トシテ恩給法ニ依リ増加恩給

ヲ受クル者精神又ハ身體ノ著シキ障

アリテ收容保護ヲ要スルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ申請ニ基キ傷兵院ニ入

院セシム

第二條 普通公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ

疾病ニ罹リ軍人又ハ準軍人トシテ恩給

法ニ依リ増加恩給ヲ受クル者精神又ハ

身體ノ著シキ障

アリテ收容保護ヲ要

スルトキハ申請ニ基キ特ニ傷兵院ニ入

院セシムルコトヲ得

第三條 傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ

支給ヲ停止シ其ノ親族ニ扶助料又ハ一

時扶助料ヲ給ス

前項ノ扶助料又ハ一時扶助料ノ支給ニ

關シテハ恩給法ノ扶助料又ハ一時扶助

料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶助料ノ

年額ハ恩給法第七十五條第一項第三號

ノ金額ニ相當スル額トス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシ

テ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニ

ハ恩給法第八十一條ノ一時扶助料ヲ給

セズ

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對

シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキ

ハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアル

ベキ第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助

料ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 傷兵院ニ入院中ノ者左ノ各號ノ

一ニ該當スルトキハ退院ヲ命ズ

一 恩給法ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利

消滅シタルトキ又ハ恩給ヲ停止セラ

レタルトキ

二 收容保護ヲ要セザルニ至リタルト

キ

三 懲戒ニ處セラレ改悛ノ見込ナキト

キ

第五條中 「癡兵院」ヲ「傷兵院」ニ、

「收容」ヲ「入院」ニ改ム

第六條中 「癡兵院ニ收容シタル者」ヲ

「傷兵院ニ入院中ノ者」ニ改ム

第七條中 「癡兵院」ヲ「傷兵院」ニ、

「癡兵院基金」ヲ「傷兵院基金」ニ改ム

第八條中 「癡兵院基金」ヲ「傷兵院基

金」ニ、

「癡兵院ニ收容シタル者」ヲ

「傷兵院ニ入院中ノ者」ニ改ム

第九條中 「癡兵院基金」ヲ「傷兵院基

金」ニ改ム

附 制

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和九年度ニ於テ施行スル傷兵院新營ノ

經費ニ充用スル爲第七條ノ規定ニ拘ラズ

傷兵院基金ノ内五十萬圓ヲ限リ一般會計

ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ傷兵院基金ヲ繰入レ使

用シタルトキハ之ニ依リテ得タル土地及

建物其ノ他ノ工作物ハ之ヲ傷兵院基金ト

ス

本法施行ノ際現ニ癡兵院ニ入院中ノ者ハ

本法ニ依リ傷兵院ニ入院セシメタルモノ

ト看做ス

(參照略)

昭和九年六月二十日ヨリ施行ス(勅令第

一六八號)

癩兵院官制中改正

(昭和九・六・一八)
勅令第一六九號

「癩兵院官制」ヲ「傷兵院官制」ニ改ム
第一條及第二條中 「癩兵院」ヲ「傷兵院」ニ改ム

第五條中 「癩兵院ニ收容シタル者」ヲ「傷兵院ニ入院中ノ者」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和九年法律第十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行

本令施行ノ際現ニ癩兵院ノ事務官、院醫又ハ書記タル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各傷兵院ノ事務官、院醫又ハ書記ニ同官等捧給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス但シ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

(參照略)

癩兵院法施行規則中改正

(昭和九・六・一九)
內務省第一三號

「癩兵院法施行規則」ヲ「傷兵院法施行

規則」ニ改ム

第一條 傷兵院法第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ傷兵院ニ入院セシムル者ハ其ノ身體又ハ精神ノ障礙ノ程度ガ恩給法施行令第二十四條第一項ノ特別項症乃至第三項症ノ症狀ニ相當シ且家族、資産其ノ他ノ狀況ニ因リ適當ナル介護ヲ受クルコト能ハザルモノニ限ル

第二條 傷兵院ニ入院セントスル者ハ內務大臣ニ申請シ其ノ許可ヲ受クベシ前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シ居住地地方長官ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

- 一 恩給證書寫
- 二 身體又ハ精神ノ障礙ノ程度ヲ證スル醫師ノ診斷書
- 三 戶籍謄本

第二條ノ二 傷兵院ニ入院ヲ許可セラレタル者ハ入院ノ際恩給證書ヲ傷兵院長ニ提出スベシ但シ特別ノ事情ニ因リ恩給證書ヲ提出スルコト能ハザル場合ニ於テ內務大臣ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條第一項及第四條中 「癩兵院」ヲ

「傷兵院」ニ、「收容」ヲ「入院」ニ改ム

第七條中 「癩兵院ニ收容シタル者」ヲ「傷兵院ニ入院中ノ者」ニ、「癩兵院長」ヲ「傷兵院長」ニ改ム

第八條 傷兵院ニ入院中ノ者傷瘻ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ特別ノ必要アルトキハ他ノ適當ナル施設ニ於テ療養ヲ受ケシムルコトヲ得

第九條中 「癩兵院長ハ癩兵院ニ收容シタル者」ヲ「傷兵院長ハ傷兵院ニ入院中ノ者」ニ改ム

第十條及第十一條中 「癩兵院」ヲ「傷兵院」ニ、「收容」ヲ「入院」ニ改ム
第十二條中 「癩兵院」ヲ「傷兵院」ニ改ム
第十三條中 「癩兵院長」ヲ「傷兵院長」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和九年法律第十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

傷兵院入院者親族扶助料一時扶助料給與手續

(昭和九・六・二三)
閣令第一號

第一條 傷兵院法第三條ノ規定ニ依ル扶助料又ハ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料請求ノ規定ヲ準用スルノ外扶助料請求書又ハ一時扶助料請求書ニ第二條ノ證明書ヲ添附シ内閣恩給局ニ之ヲ差出スベシ

第二條 傷兵入院シタルトキハ傷兵院長ハ左ノ事項ヲ記載シタル證明書ヲ扶助料又ハ一時扶助料ヲ受クベキ親族ニ交付スベシ

- 一 恩給證書ニ記載シタル事項
- 二 入院ノ日

第三條 傷兵入院シ若ハ退院シ又ハ入院中死亡シタルトキハ傷兵院長ハ速ニ其氏名及入院若ハ退院又ハ死亡ノ日ヲ時金局ニ通知スベシ

第四條 入院中ノ者退院シ又ハ死亡シタル爲扶助料ヲ受クルノ權利消滅シタル

トキハ貯金局ニ於テ退院又ハ死亡ノ月ノ翌月ヨリ扶助料ノ支給ヲ止メ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ扶助料證書ヲ占有スル者ハ速ニ之ヲ内閣恩給局ニ返還スベシ若シ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ扶助料證書ヲ返還シ得ザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ届出ヅベシ

第五條 扶助料又ハ一時扶助料ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付アハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和九年法律第十二號施行ノ日以後ノ事項ニ付之ヲ適用ス
大正二年閣令第二號ハ之ヲ廢止ス

傷兵院法第三條第四項ノ

規定ニ依ル扶助料ノ額ニ

關スル勅令

(昭和九・八・三一)
勅令第二五七號

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ傷兵院法第三條第一項ノ一時扶助料ヲ給シタル後ニ於テ他ノ親族ニ給スルコト

アルキベ傷兵院法第三條第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ年額ハ入院ノ月ノ翌月ヨリ起算シ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル年數ニ相當スル期間ヲ限リ傷兵院法第三條第二項ノ規定又ハ恩給法第七十五條ノ規定ニ依ル扶助料年額ヨリ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル扶助料年額ノ五分ノ一ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照略)

軍人傷痕記章令中改正

(昭和九・八・一〇)
勅令第二四五號

第一條第一項及第三條中「増加恩給」ノ下ニ「傷病年金」ヲ加フ

第六條中「六年以上」ヲ「二年ヲ超ユル」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

軍人傷痕記章ヲ有スル者第一條第一項ノ受給權ノ基礎タル事實ノ屬スル在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑(陸軍刑法又ハ海

軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マズニ處セラレタルトキ亦前項ニ同ジ第七條第一項中「六年未滿」ヲ「二年以下」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

准士官以上ノ軍人ガ昭和九年三月三十一日以前ノ傷病ニ基キ恩給法第四十六條ノ規定ニ依リ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ請求シ其ノ症狀普通恩給及增加恩給ヲ給スル程度ニ達セザルモノトシテ當該請求ノ棄却セラレタル場合ト雖モ恩給法施行令第二十四條ノニ規定スル傷病ノ程度ニ達スルモノト認メラルルトキハ之ニ軍人傷疾記章ヲ授與スルコトヲ得

昭和六年勅令第十六號附則第三項中中「下士」ヲ「下士官」ニ改メ「恩給法第四十六條」ノ下ニ「又ハ第四十六條ノ二」ヲ「增加恩給」ノ下ニ「又ハ傷病年金」ヲ加フ

(參照略)

朝鮮府郡島小作委員會官制

(昭和九・四・一〇)
勅令第八六號

第一條 朝鮮各府郡島ニ小作委員會ヲ置ク道知事ノ監督ニ屬シ朝鮮農地令ニ依ル判定及朝鮮小作調停令ニ依ル勸解ヲ爲ス

第二條 小作委員會ノ名稱ニハ當該府郡島ノ名ヲ冠ス

第三條 小作委員會ハ會長及委員十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ委員ノ外豫備委員ヲ置クコトヲ得

第四條 小作委員會ノ會長ハ府尹郡守又ハ島司ヲ以テ之ニ充ツ

委員及豫備委員ハ道知事之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 小作委員會必要アリト認ムルトキハ小作官其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第七條 小作官ハ小作委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第八條 小作委員會ハ委員又ハ豫備委員ヲ派遣シテ必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 小作委員會ニ書記ヲ置ク府郡島

判任官ノ中ヨリ道知事之ヲ命ズ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條 本令ニ規定スルモノノ外小作委員會ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則
本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮小作調停令中改正

(昭和九・五・三一)
勅令第一六號

第十二條 裁判所ハ事情ニ依リ府郡島小作委員會其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(參照)

昭和七年十二月勅令第五號朝鮮小作調

停令抄錄

第十二條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

朝鮮農地令 (昭和九・四・一一)
制令第五號

第一條 本令ハ耕作ヲ目的トスル土地ノ
賃貸借ニ之ヲ適用ス

本令ニ於テ小作地ト稱スルハ前項ノ賃
貸借ノ目的タル土地ヲ謂フ

第二條 土地ノ耕作ヲ目的トスル請負其
ノ他ノ契約ハ之ヲ賃貸借ト看做ス但シ
本令ノ適用ヲ免ルル目的ニ出デザルモ
ノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ賃貸借ノ條件ハ當事者ノ協議ニ
依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ申立
ニ依リ裁判所之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時
抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二
週間トス

第三條 賃貸人ハ合音其ノ他小作地ノ管
理者ヲ置キタルトキハ朝鮮總督ノ定ム
ル所ニ依リ之ヲ府尹、郡守又ハ島司ニ
届出ヅベシ

第四條 府尹、郡守又ハ島司ニ於テ合音
其ノ他小作地ノ管理者ヲ不適當ト認ム
ルトキハ府郡島小作委員會ノ意見ヲ聽
キ賃貸人ニ對シ其ノ變更ヲ命ズルコト

ヲ得

第五條 前二條ニ規定スルモノノ外合音
其ノ他小作地管理者ニ關シ必要ナル事
項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 第十五條、第十六條第一項、第
十八條、第二十一條及第二十二條ノ規
定ニ異ル特約ニシテ賃借人ニ不利ナル
モノハ之ヲ爲サザルモノト看做ス

第七條 小作地ノ賃貸借ノ期間ハ三年ヲ
下ルコトヲ得ズ但シ永年作物ノ栽培ヲ
目的トスル賃貸借ニ在リテハ七年ヲ下
ルコトヲ得ズ

前項ノ期間ヨリ短キ期間ヲ以テ賃貸借
ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ハ前項ノ規
定ニ依リ之ヲ三年又ハ七年トス當事者
ガ小作地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メザリシ
トキハ第一項ノ規定ニ依リ三年又ハ七
年ノ期間ヲ定メタルモノト看做ス
第一項但書ノ永年作物ハ朝鮮總督之ヲ
定ム

第八條 小作地ノ賃貸借ニ付期間ノ定ア
リヤ否ヤ明ナラザルトキハ前條第一項
ノ規定ニ依リ三年又ハ七年ノ定アルモ
ノト推定ス

第九條 前二條ノ規定ハ小作地ノ賃貸借
ノ期間ヲ更新スル場合ニ之ヲ準用ス但
シ七年トアルハ新ニ永年作物ヲ栽培ス
ルコトヲ目的トシテ更新スル場合ヲ除
クノ外三年トス

第十條 前三條ノ規定ハ傷疾、疾病其ノ
他己ムコトヲ得ザル事由ニ依リ賃貸人
又ハ其ノ同居ノ親族ニシテ主トシテ耕
作ニ従事スルモノガ耕作ヲ爲スコト能
ハザル爲又ハ土地使用ノ目的ノ變更其
ノ他特別ノ事由ニ依リテ第七條第一項
若ハ前條但書ニ規定スル期間以上賃貸
スルコト能ハザル事情存スル爲一時土
地ヲ賃貸スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 賃貸借ノ當事者ノ相續人ハ相
續開始ノ時ヨリ被相續人ノ小作地ノ賃
貸借ニ基ク一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第十二條 小作地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナ
キモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後
其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ
對シ其ノ效力ヲ生ズ

朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル
民法第五百六十六條第一項及第三項ノ
規定ハ賃貸借ノ登記ナキモ引渡アリタ

ル小作地が賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

適用セズ府邑面が賃借シタル小作地ヲ更ニ其ノ住民ニ使用又ハ收益セシムル場合亦同ジ

第十七條 契約又ハ慣習ニ依リ檢見ノ上小作料ノ額ヲ定ムル場合ノ檢見及前條ノ申出ニ依リ爲ス檢見ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十三條 賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルト

前條及第二十條ノ規定ハ前項ノ團體員又ハ住民ガ第三者ニ小作地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 賃借人ガ小作料ノ一部ノ支拂ヲ爲サントスル場合ニ於テハ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザサバ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 第十條ニ規定スル賃貸借ヲ除クノ外當事者ガ小作地ノ賃貸借ノ期間滿了前三月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ賃貸借ヲ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス

但シ傷疾、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ依リ賃借人又ハ其ノ同居ノ親族ニシテ主トシテ耕作ニ從事スル者が耕作ヲ爲スコト能ハザル爲一時轉貸スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 不可抗力ニ因リ收穫高ニ著シキ減少アリタルトキハ賃借人ハ賃貸人ニ對シ小作料ノ輕減又ハ免除ヲ申出ヅルコトヲ得

第十九條 賃貸人ハ賃借人ニ背信ノ行爲ナキ限り賃貸借ノ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ賃貸人ニ正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ轉貸ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十條 賃借人第十三條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ第三者ヲシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメタルトキハ賃貸人ハ賃貸借ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依ル小作地ノ轉借人ハ更ニ之ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第十四條 前條ノ規定ハ産業組合其ノ他

營利ヲ目的トセザル法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ更ニ其ノ團體員ニ使用又ハ收益ヲ爲サシムル場合ニハ之ヲ

前項ノ場合ニ於テ宥恕スベキ事由アルトキハ相當ノ時期ニ於テ申出ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 第十六條ノ小作料ノ輕減又ハ免除ニ關スル事項ニ付當事者ガ府郡島小作委員會ノ判定ヲ求メタル場合ニ

於テハ其ノ判定アル迄朝鮮小作調停令ニ依リ調停ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ調停ノ終了スル迄賃貸人ハ當該小作料ノ履行遲滯ヲ理由トシテ賃貸借ノ解除ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 小作地返還ノ場合ニ於テ小作地ニ契約ニ從ヒ作付シタル作物アルトキハ賃借人ハ賃貸人ニ對シ相當ノ價格ヲ以テ之ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ買取ラシムル目的ヲ以テ作付ヲ爲シタル作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 第十五條乃至第十七條ノ規定ハ賃貸人ト轉借人トノ關係ニ之ヲ準用ス

第二十四條 當事者ハ合意ヲ以テ關係地ノ所在スル府郡島小作委員會ニ對シ小作料其ノ他小作關係ニ付判定ヲ求ムルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ判定ヲ求メタル事件ニ付訴訟ガ繫屬スルトキ又ハ朝鮮小作調停令ニ依リ調停ノ申立ノ受理アリタルトキハ判定アル迄當該裁

判所ハ決定ヲ以テ訴訟手續又ハ調停手續ヲ中止スルコトヲ得

第二十六條 裁判所ハ當事者又ハ小作官ノ申立ニ依リ府郡島小作委員會ノ判定著シク不當ナリト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得此ノ申立ハ府郡島小作委員會ノ判定ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效力ナシ

府郡島小作委員會ノ判定ヲ取消ス裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ申立却下ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 府郡島小作委員會ノ判定ハ取消ノ申立ナクシテ前條第一項ノ期間ヲ經過シ又ハ申立却下ノ裁判確定シタル日ヨリ當事者間ノ契約トシテ其ノ效力ヲ有ス

第二十八條 第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル裁判ハ小作地ノ所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ地方法院支廳ノ合議部ニ於テ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第二十九條 第二條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ朝鮮民事

令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

第三十條 府郡島小作委員會ニ出席シタル者故ナク會議ノ顛末、小作委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數又ハ小作官ノ意見ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 賃貸人第三條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタルトキ又ハ第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三十二條 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十三條 本令施行ノ際現ニ舍音其ノ他小作地ノ管理者タル者ニ付テハ賃貸人ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府尹郡守又ハ島司ニ届出ヅベシ

第三十四條 本令施行ノ際現ニ存スル土地ノ耕作ヲ目的トスル請負ハ本令施行

ノ日ヨリ之ヲ賃貸借ト看做ス
第二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 本令施行ノ際現ニ存スル小
作地ノ賃貸借ニシテ三年未滿ノ期間ノ
定アルモノハ契約ノ日ヨリ、期間ノ定
ナキモノハ本令施行ノ日ヨリ三年ノ期
間ノ定アルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ存スル第七條第四項
ニ規定スル永年作物ノ栽培ヲ目的トス
ル小作地ノ賃貸借ニシテ七年未滿ノ期
間ノ定アルモノハ契約ノ日ヨリ、期間
ノ定ナキモノハ本令施行ノ日ヨリ七年
ノ期間ノ定アルモノト看做ス

第三十六條 本令施行ノ際ニ存スル小作
地ノ賃貸借ニシテ期間ノ定アリヤ否ヤ
明ナラザルモノハ第七條第一項ノ規定
ニ依リ契約ノ日ヨリ三年又ハ七年ノ定
アルモノト推定ス

第三十七條 前二條ノ規定ハ第十條ノ規
定ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル第
十三條第一項但書ノ規定ニ該當セザル
小作地ノ轉賃貸借ニシテ期間ノ定アルモ

ノハ本令施行ノ日ヨリ三年ヲ超エザル
範圍内ニ於テ其ノ殘期間期間ノ定ナキ
モノハ本令ノ日ヨリ三年間仍其ノ效力
ヲ有ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル小
作地ノ賃貸借ニシテ本令施行後一年内
ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者
ガ其ノ滿了前一年内ニ相手方ニ對シテ
爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變
更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知
ハ第十八條ノ期間内ニ爲サザルモノト
雖モ之ヲ同條ノ期間内ニ爲シタルモノ
ト看做ス

第四十條 賃貸人第三十三條ノ規定ニ違
反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲
シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

日本製鐵從業員組合	322
日本勞働總同盟	323
東京瓦斯產業勞働組合	323
東電從業員組合	325
海軍勞働組合聯盟	326
日本交通勞働總聯盟系組合	329
東京交通勞働組合	329
大阪市電從業員組合	329
日本勞働組合全國評議會	337
東京市從業員組合	344
日本勞働同盟	345
遞友同志會	346
遞信從業員聯盟	347
アナ系勞働組合	348
全國勞働組合自由聯合會	348
日本勞働組合自由聯合協議會	348
全日本映畫演劇從業員組合	351
全日本製米從業員組合	351
日本交通從業員組合	352
勞働災害	47
一般	47
——に對する施設	525
安全週間	528
勞働時間	37
工場勞働者	37
鑛山勞働者	40
法規違反	34
勞働者教育	
教育程度	20
勞働者教育運動	382
勞働學校	382
勞働者教育施設	537

勞働者輔導學級	538
勞務擔當者講習會	542
勞務者教育協議會	542
勞働者募集	23
勞働者數	
工場勞働者	14
鑛山勞働者	15
交通勞働者	16
體性別工場勞働者	16
體性別鑛山勞働者	17
體性別交通勞働者	17
年齡別工場勞働者	18
年齡別鑛山勞働者	19
農業勞働者	89
自由勞働者	96
女工	107
鑛山女子勞働者	109
年齡別女工	108
少年勞働者	115
鑛山少年勞働者	116
勞働生活	4
勞働爭議	216
爭議の大勢	216
主要なる爭議	224
東京市電爭議	233
大阪機械工作所爭議	237
土肥金山株式會社爭議	241
——に對する對策	576
爭議調停の趨勢	578
勞働爭議調停事務打合會議	577
勞農藝術家聯盟	658

農民組合(各團體)	
全國農民組合	353
全國農民組合全國會議派	366
日本農民組合	370
日本農民組合總同盟	372
皇國農民同盟	374

ヒ

貧兒保護事業	623
不就學兒童	629
缺食兒童保護	629

フ

福利慰安施設	500
扶助給與	499
資本家の施設	499
官公業當局の施設	514
婦人労働者	107
一般状態	107
———の爭議	271
———の運動	382
———に對する施設	571
物價	7
卸賣物價	7
小賣物價	8
不良住宅改良	620

ヘ

米穀對策	540
米穀統制法	540
臨時米穀移入調節法	541
米穀需給調節特別會計法中改正 法律	542
政府所有米穀特別處理法	545
米穀對策調査會	545
米穀生産費調査會	547

ホ

俸給生活者	100
方面委員	611
概況	611
活動狀況	612
保險施設	531

マ

繭生産費	80
------	----

ム

無産政黨(一般)	439
共通運動	439
各個の運動	440
無産政黨(各團體)	440

メ

メーデー	287
------	-----

ヤ

山本内相訓示(地方長官會議にお ける)	639
------------------------	-----

ユ

郵便年金	532
------	-----

リ

臨時工	21
林業労働者の状態	91

レ

禮泉共產黨事件	682
---------	-----

ロ

労働委員會	504
労働衛生	50
一般	50
職業性疾患	51
結核	53
寄宿舎施設	53
診療及救急施設	54
政府の施設	527
労働移動	27
工場労働者	27
鑛山労働者	27
労働組合(一般)	273
労働組合(各團體)	
日本労働組合會議	22-299
日本産業労働俱樂部	209
日本労働總同盟	301-305
全國労働組合同盟	305-312
日本労働組合總聯盟	312
日本海員組合	315
日本港灣従業員組合	320
官業労働總同盟	320

職業別人口	2
職業上の地位別有業者數	2
職業別労働階級人口	3

ス

水平運動	676
------	-----

セ

生計費

一般	9
工場労働者	55
交通労働者	57
農家	80
中間階級者	101
生計状態(労働者一般の)	7
生産費調査(農業)	77
精神文化講習所	689
青年學校	634
青年團及青年訓練所	634
青年日本同盟	697
全國教化國體聯合會	635
全國産業國體聯合會	508
全南運動協議會事件	681
全日本農民大會	374
全北教員赤化事件	684

ソ

組織狀況(労働組合)	274
------------	-----

タ

大湖・竹南事件	685
大日本國家社會主義協會	691
大日本國家社會黨	456
大日本生産黨	696
臺灣共產黨判決	687
臺灣赤色救援會事件	686
田畑賣買價格	73

チ

中間階級者	99
一般状態	99
——の運動	380
——に対する施設	570
中間階級者の爭議	265
爭議の大勢	265

特に主要なる爭議	268
晝間保育(托兒所)	623
治安維持法改正	689
朝鮮共產青年同盟再建事件	683
朝鮮農地會	556
貯蓄及金融	12
一般	12
職工	58
鑛夫	60
賃銀	6
一般状態	6
工場労働者の賃銀	30
鑛山労働者の賃銀	34
交通労働者の賃銀	35
女工の賃銀	109
女鑛夫の賃銀	109
工場少年労働者の賃銀	109
鑛山少年労働者の賃銀	116

ト

徒弟	116
----	-----

ニ

日本共產黨(第二部参照)	665
共產黨リンチ事件	665
共產黨中央部に對する判決	667
地方共產黨	662
日本國家社會黨	461
日本プロレタリア作家同盟	659
日本プロレタリア文化聯盟	660
日本プロレタリア演劇同盟	660
日本勞農救援會	661
乳兒保護施設	628
乳幼兒保護運動	628

ノ

農家	61
農會(帝國農會)	560
農會法中改正法律	554
農業者團體	375
農業經濟	77-91
農家經濟調査	80
農業概況	60-75
農業倉庫法中改正法律	555
農業労働者	89
農作狀況	66

公益市場	621
公益質屋	621
鑛山監督局長會議	522
工場監督主任官事務打合會議	522
工場福利團體	528
公益食堂	622
耕地面積	60
皇道會	696
國際勞働會議	277-289
小作料	75
小作爭議	242
爭議の大勢	243
主要なる爭議	254
中川原爭議	254
下遠山爭議	255
岩田爭議	258
小作調停	259
小作爭議對策	580
小作人組合	375
國家社會主義的諸政黨	455-494
米生産費	77

サ

産院	627
産婆	628
蠶糸對策	547
原蠶種管理法	548
輸出生糸取引法	549
産繭處理統制法案	549
輸出生糸販賣統制法案	550

シ

私營社會事業	606
時局匡救施設	551
土木事業	551
農山漁村經濟更生計畫施設	551
負債整理組合	552
思想局	689
失業	
一般狀態	4-6
自由勞働者	97
中間階級者	106
失業救濟事業	615
失業應急事業現況	616
應急事業以外の施設	618
失業共濟事業	618

兒童虐待防止事業	630
兒童保護事業	627
地主組合	377
少年職業紹介	632
昭和神聖會	694
自由勞働者の狀態	96
社會教育	634
社會教化	634
社會事業	604
社會事業行政	604
社會事業行政機關	604
社會業事施設	698
社會政策的施設	518
政府の施設方針	519
勞働法規	520
各省事業及官制	520
社會大衆黨	440-455
社會立法協會	581
住宅組合	620
出版法改正	689
商業使用人	95
一般狀態	95
——に對する施設	572
小兒保險	531
少年勞働者	115
一般狀態	115
——に對する施設	572
消費組合	434
一般狀況	465
勞働組合關係消費組合	465
日本勞働總同盟關係消費組合	465
全國勞働組合關係消費組合	467
日本産業勞働俱樂部及其他勞働 組合關係	467
一般勞働者消費組合	469
消費組合聯合會	470
關東消費組合聯盟(關消聯)	470
日本消費組合聯盟	471
消費組合の運動	471
職業紹介事業	614
職業紹介取扱成績	614
職業婦人	112
一般狀態	112
——の爭議	271
——に對する施設	571
人口	

索 引

ア

愛國政治同盟(日本國家社會黨) 461-464
 亞細亞労働會議…………… 277
 安全週間…………… 528-531

イ

移 入 民
 移入鮮人數…………… 123
 移入鮮人生活状態…………… 123
 移入鮮人に關する事件…………… 125
 移入鮮人の運動…………… 126
 移入中華民國人…………… 126

移 民
 海外在留本邦人總數…………… 117
 在留地別本邦内地人…………… 117
 職業別海外在留本邦内地人…………… 117
 民籍別海外在留本邦人…………… 118
 海外移民數…………… 118
 北米合衆國及加奈陀…………… 118
 南 米…………… 120
 フイリツピン…………… 121
 滿 洲 國…………… 121
 移民に對する施設…………… 573-575
 海外移住組合聯合會…………… 575

醫療保護事業…………… 622
 無産者診療…………… 622
 施療病院及診療所…………… 624
 特殊施療施設…………… 625
 其他醫療事業…………… 626

維 新 會…………… 693-694

エ(エ)

M I 共產黨再建事件…………… 683

カ

學生運動
 左翼運動…………… 669
 自治運動…………… 671

家計(生計費の項をも参照)…………… 9
 簡易生命保險…………… 531
 咸北共產黨再建事件…………… 681

キ

歸 鄉 旅 費…………… 500

救 護 事 業
 救護法による救護事業…………… 608
 官公費による救護…………… 609
 救恤規則による救護…………… 609
 棄兒養育米給與方による救護…………… 610
 行旅病人及行旅死亡人救護…………… 610
 其他 救 護…………… 610
 軍 事 救 護…………… 611

教育労働組合事件…………… 684
 漁業労働者状態…………… 93

凶作地對策
 凶作地に對する政府所有米穀の
 臨時交付に關する法…………… 553
 東北振興會…………… 554

共 濟 組 合
 資本家の施設…………… 493
 官公業當局の施設…………… 533

虚弱兒保護事業…………… 633
 協 調 組 合…………… 378
 共同宿泊所…………… 620
 勤勞日本黨…………… 459-461

教 化 事 業
 隣 保 事 業…………… 636
 婦 人 保 護…………… 636

ケ

藝娼妓・酌婦…………… 114
 健康保險…………… 532-537
 健康保險の改正…………… 532
 健康保險組合…………… 533
 保 健 施 設…………… 533
 健康保險課長會議…………… 534
 被保險者總數…………… 535
 業態別被保險者數…………… 536
 給付の件數並に費用…………… 536
 保險料率及負擔割合…………… 536
 健康保險事業收支…………… 537

コ

索
引

昭和十年十二月二十五日印刷
昭和十年十二月二十九日發行

日本勞働年鑑第十六輯

〔定價 四圓五拾錢〕

版權所有



編纂者

大原社會問題研究所
高野岩三郎

發行者

東京市神田區神保町一ノ三九番地
栗田確也

印刷者

東京市麹町區九段一丁目四番地
海野勇助

發行所

東京市神田區神保町一ノ三九番
振替東京一〇二二六四三番
電話神田(25)二二二八七九番

栗田書店

(刷印所刷印堂雅文)

大原社會問題研究所編

日本勞働年鑑

(昭和九年)

菊判函入八百三十頁 定價四圓 送料二十二錢

第十五輯

緒言—昭和八年大觀
昭和八年重要日誌

凡例

第一部 勞働者狀態

概說

第一篇 勞働者狀態一般

第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態

第三篇 農業勞働狀態

第四篇 其他の勞働者の狀態

第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態

第六篇 勞働移民狀態

勞働者狀態統計表 第一表 至第二十三表

第二部 勞働者運動

概說

第一篇 勞働者爭議(並に小作爭議)

第二篇 勞働組合(並に農民組合)

第三篇 無產政黨

第四篇 消費組合運動

勞働者運動統計表 第一表乃至第七表

第三部 勞働施設及對策

概說

第一篇 雇主の施設及對策

第二篇 社會政策的施設

第三篇 勞働者運動對策

勞働施設及對策統計表 第一表乃至第七表

第四部 社會事業

概說

第一篇 社會事業行政

第二篇 社會事業施設

第三篇 兒童保護事業

第四篇 社會教化事業

社會事業統計表 第一表乃至第十表

第五部 思想體及思想運動

概說

第一篇 社會主義的運動

第二篇 反社會主義的運動
國家主義的及國粹團體一覽

附錄 昭和八年中に制定せられた社會問題關係法規

★ 次 目 要 主 ★

發 行 所 ・ 栗 田 書 店

覆刻 ● 戦前版日本労働年鑑

第16集 / 1935年版



戦前版発行 一九三五年一月二十五日
覆刻版発行 一九六八年二月一日
同第二次発行 一九七九年一月二十九日

覆刻者 法政大学 大原社会問題研究所

発行所 財団法人 法政大学出版局

〒一〇六 東京都港区南麻布二丁目一四
電話・〇三(四五三)〇七一七
振替・東京六一九五八一四番

印刷所 株式会社 平文社

製本所 有限会社 昭栄堂製本所

戦前版 日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年 (大正 9) 版
第 2 集	1921年 (大正10) 版
第 3 集	1922年 (大正11) 版
第 4 集	1923年 (大正12) 版
第 5 集	1924年 (大正13) 版
第 6 集	1925年 (大正14) 版
第 7 集	1926年 (大正15) 版
第 8 集	1927年 (昭和 2) 版
第 9 集	1928年 (昭和 3) 版
第10 集	1929年 (昭和 4) 版
第11 集	1930年 (昭和 5) 版
第12 集	1931年 (昭和 6) 版
第13 集	1932年 (昭和 7) 版
第14 集	1933年 (昭和 8) 版
第15 集	1934年 (昭和 9) 版
第16 集	1935年 (昭和10) 版
第17 集	1936年 (昭和11) 版
第18 集	1937年 (昭和12) 版
第19 集	1938年 (昭和13) 版
第20 集	1939年 (昭和14) 版
第21 集	1940年 (昭和15) 版

法政大学出版局刊